2013. 6. 1

おとなの自動車保険

ご契約のしおり

普通保険約款・特約集

ごあいさつ

この「ご契約のしおり」は、おとなの自動車保険（セゾン自動車保険）契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ内容をご確認ください。
もし、おわかりにくい点、お気付きの点がございましたら、当社までお問い合わせください。

もしも事故にあわれたら

事故通知の際のポイントは、本冊子の裏表紙をご参照ください。

ロードアシスタンス

ロードアシスタンス特約をセットされているお客様がご利用いただけます。
内容等につきましては、本しおりP. 213の「セゾンのロードアシスタンス（ロードアシスタンス特約）利用規約」をご参照ください。

（注）「おとなの自動車保険」は、セゾン自動車保険のペットネームです。

特にご注意いただきたいこと

1 新たに自動車保険にご加入になる場合、またはご契約のお車を入れ替えられる場合は、ご契約のお車の正確な確認による適正な保険料およびその割引・割増の適用のため、お車の情報について、当社より国土交通省の自動車登録検査情報処理システムを通じて確認をさせていただくことや、資料として自動車検査証または登録事項等証明書の写しのご提出をお願いすることがあります。
所有権留保条項付売買契約により取得された自動車およびリース自動車の場合などに必要となるその他の資料などにつきましては、当社までお問い合わせください。

2 １台のお車に複数のご契約はできません。

3 保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項について
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの８割まで（ただし、破綻時から３か月間に発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

4 契約申し込みの撤回（クーリングオフ）について
ご契約の申し込み後であっても、次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。
・クーリングオフは、保険証券（証券不要割引が適用されている場合は、「おとなの自動車保険ご契約手続き完了のご案内」はがき）を受領された日から８日以内であれば行うことができます。
・クーリングオフの手続きは、上記期間内（８日以内の消印有効）に、当社の下記宛先に必ず郵便にてご通知ください。
お電話・ＦＡＸ・Ｅメール等では承ることができませんのでご了承ください。
【ご注意】すでに保険金をお支払いする事故が発生しているにも関わらず、それを知らずにクーリングオフをお申し出いただいた場合は、クーリングオフのお申し出がなかったものとして取扱います。

＜宛先＞
〒170-6068　東京都豊島区サンシャイン60内郵便局私書箱1112号
セゾン自動車火災保険株式会社
クーリングオフ担当　行

＜記載事項＞
●クーリングオフする旨の記載
●契約者の氏名（押印）、住所、連絡先電話番号
●保険証券等受取日
●契約の保険種類
●証券番号

クーリングオフされた場合は、すでにお支払いいただいた保険料は、お返しいたします。また、当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。
ただし、ご契約を解除される場合は、保険始期日から解除日までの期間に相当する保険料を、お支払いいただく場合があります。

5 ご契約内容の詳細は、保険証券 (証券不要割引が適用されている場合は、お客様専用マイページの契約内容詳細画面) とＰ. 47 以降の普通保険約款および特約をご確認ください。

一般のご契約では、ご契約者間の保険料負担の公平化を図るため、前契約以前の保険事故の有無、保険事故がある場合はその件数などを保険料に反映させる等級別料率制度（※1）が採用されています。
この等級別料率制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社などを変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合に、損害保険会社などの間で、前契約以前の適用等級および保険事故の有無・件数などの確認を行っています（※2）。
また、自動車事故などの場合に、保険金支払いが迅速に、かつ正しく確実に行えるよう、損害保険会社などの間では、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況などについて、確認を行っています（※3）。
確認内容については、上記の目的以外には用いません。ご不明の点は、当社までお問い合わせください。

※１等級別料率制度については、「7－８．等級別料率制度」（Ｐ. 42）をご確認ください。
※２具体的には、保険契約者名、被保険者名（保険契約の補償の対象になる方のお名前）、ご契約のお車の所有者名・登録番号、前契約以前の適用等級ならびに保険事故の有無および件数などの項目について確認を行っています。
※３具体的には、事故発生の場合にその事故に関係してご契約されている損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名（保険契約の補償の対象になる方のお名前）、受傷者名（事故の相手の方のお名前）、ご契約のお車の登録番号、事故の相手自動車の登録番号、事故発生日、事故発生地、引受保険会社などの項目について確認を行っています。

個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、他の保険の募集、金融商品または各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うために利用するほか、下記の①から④まで、その他業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が上記業務のために、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
②当社が保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む。）があること。
④当社が、グループ企業や提携先企業に提供を行い、当該企業がその取り扱う商品等の案内または提供を行うことがあること。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的の範囲で、利用を行います。
当社の個人情報保護宣言、当社のグループ企業や提携先企業等については、当社のホームページ（http://www.ins-saison.co.jp）をご覧いただくか、下記の窓口までお問い合わせください。

◆お問い合わせ窓口
セゾン自動車火災保険株式会社 お客様相談室
通話料無料 **0120-281-389**
(受付時間：９:００～１７:３０
ただし年末年始を除きます。)

目　次

ご契約にあたって

普通保険約款および特約

その他のご案内

普通保険約款・特約一覧表

約款の内容は下記のページでご確認いただけます。

普通保険約款

特　　約

◆運転者の範囲に関わる特約

◆相手への賠償に関わる特約

◆ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約

（ご注意）「人身傷害で補償」と記載のご契約には自損事故傷害特約はセットされません。

○表記の名称は保険証券に記載される名称です。
正式名称と異なる場合は⇒以降が正式名称です。
※保険証券には、「変更手続き完了のお知らせ（兼異動承認書）」を含みます。

◆ご契約の自動車の補償に関わる特約

◆その他の補償などに関わる特約

◆お手続きに関わる特約

（ご注意）「保険証券の発行に関する特約」は証券表示されることはありません。（P.27 参照）

◆保険料のお支払いに関わる特約

ご契約にあたって

1 自動車の保険について

自動車に関する保険は、法律で加入が義務付けられている強制保険（自動車損害賠償責任保険。以下「自賠責保険」といいます。）と任意にご加入いただく任意保険（自動車保険）の大きく２種類に分かれています。

自動車の保険

区分	保険	内容
強制保険 法律で加入が義務付けられています。	自賠責保険	自賠責保険は、自動車事故の被害者救済が目的の保険であり、補償される範囲は対人事故の賠償損害のみになります。 補償額は、被害にあわれた方１人につき、それぞれ死亡の場合は最高で 3,000 万円、後遺障害の場合は最高で 4,000 万円、傷害の場合は最高で 120 万円となります。
任意保険 任意にご加入いただく保険です。	自動車保険	対人事故の賠償損害につき、自賠責保険だけでは足りない部分を上乗せで補償します。 また、自賠責保険では補償されない対物事故の賠償損害や自動車を運転する人のけが、お車自体の損害などを補償します。

セゾン自動車火災の自動車保険

おとなの自動車保険（セゾン自動車保険）

ご契約の対象について

この保険は、ご契約者が個人のノンフリート契約者（※1）で、記名被保険者（※2）が個人である、次の自家用８車種を対象としています。

※１ノンフリート契約者：自動車保険をご契約されている「所有・使用自動車」が 10 台未満の方をいいます。

※２記名被保険者：ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。

＜自家用８車種＞

① 自家用普通乗用車
② 自家用小型乗用車
③ 自家用軽四輪乗用車
④ 自家用小型貨物車
⑤ 自家用軽四輪貨物車
⑥ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）
⑦ 自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超２トン以下）
⑧ 特種用途自動車（キャンピング車）

2 約款について

1．約款とは

　お客様と保険会社のそれぞれの権利・義務など保険契約の内容を詳しく定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

・普通保険約款は、相手への賠償を補償する「対人賠償責任条項」「対物賠償責任条項」、ご自身や搭乗者の方を補償する「人身傷害条項」、ご契約のお車を補償する「車両条項」および保険契約の成立・終了・管理や事故の対応などに関する権利・義務を定めた「基本条項」から構成されています。

・特約は、普通保険約款に定められた補償内容や契約条件を補充・変更・削除・追加するもので次の2種類があります。
自動セット の特約：ご契約の内容により必ずセットされる特約
えらべる補償 の特約：ご希望によりセットすることができる特約

普通保険約款

詳しくはP.47以降をご確認ください。

1．相手への賠償、ご自身や搭乗者の方およびご自身のお車に関する補償内容を定めた条項

章	内容
第1章 対人賠償責任条項	ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎります。
第2章 対物賠償責任条項	ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。
第3章 人身傷害条項	自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。
第4章 車両条項	事故などによるご契約のお車の損害に対して保険金をお支払いします。

【主な記載内容】
・保険金をお支払いする場合
・保険金をお支払いできない場合
・被保険者（補償の対象となる方）
・お支払いする保険金の計算方法
など

2．保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めた条項

章	内容
第5章 基本条項	保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応に関して、お客様の権利・義務や当社の権利・義務などを定めた条項で、上記の補償内容を定めた各条項に共通して適用されます。

【主な記載内容】
・告知義務（保険契約締結時に告知していただくべき事実と、義務違反のあった場合の取扱い）
・通知義務（保険期間中に通知していただくべき事実と、事実が発生した場合の取扱い）
・ご契約のお車を譲渡した場合や他の自動車に買い替えられた場合などの取扱い
・保険契約を解除させていただくケースと解除した場合の契約の効力
・保険料を追加請求させていただく場合、返還させていただく場合の取扱い
・事故が発生した場合のお客様の義務と義務違反があった場合の取扱い
・保険金支払義務
・保険金請求権の時効
など

特　約

詳しくはP.109以降をご確認ください。
なお、概要は「3おとなの自動車保険の補償内容 2．主な特約の概要」（P.21）をご確認ください。

2．用語のご説明

1 保険契約上の権利・義務に関わる人についての用語

用語	解説
契約者	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のいろいろな権利・義務を持たれる方で、保険証券などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
所有者（車両所有者）	お車を所有されている方で、保険証券などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。 また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。
保険金請求権者	当社に保険金の支払いを請求することができる方をいいます。

2 保険契約上の主な用語

用語	解説
告知義務	ご契約時に、当社に告知事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者・記名被保険者などの義務のことをいいます。（P.32「❺告知義務・通知義務」参照）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。他の保険契約等に関する事項も含みます。
通知義務	ご契約後や保険期間の中途にご契約の内容に変更が生じた場合は、その事実・変更内容を当社に伝えなければならないという、ご契約者・被保険者の義務のことをいいます。（P.32「❺告知義務・通知義務」参照）
解除	当事者からの意思表示によって、ご契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ということがあります。
無効	ご契約のすべての効力がご契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。
保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛け金のことをいいます。
保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、当社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
契約自動車	保険証券（証券不要割引が適用されている場合は、お客様専用マイページの契約内容詳細画面）に記載されている自動車（ご契約のお車）のことをいいます。

用語	解説
保険価額	その損害が生じた地および時におけるご契約のお車の価額（ご契約のお車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額）のことをいいます。
協定保険価額	ご契約者または車両保険の被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時におけるご契約のお車と同一の用途、車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額により定めます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）のことをいいます。
新車価格相当額	保険契約締結時における、ご契約のお車の新車での市場販売価格相当額のことをいいます。
市場販売価格相当額	ご契約のお車と同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または年式で同一損耗度の自動車を自動車販売店などがお客様に販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。税金、保険料、登録などに伴う費用などは市場販売価格には含まれません。ただし消費税は市場販売価格に含まれます。
未経過期間	ある時点から保険期間の末日までの残りの期間のことをいいます。
既経過期間	保険期間の初日からある時点までの既に経過した期間のことをいいます。
免責	保険会社は保険事故が発生した場合は、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたとき（たとえば、保険契約者などの故意、戦争、地震、噴火、津波等による事故などによる損害）は例外としてその義務を免れることをいいます。
自己負担額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する額をいいます。なお、保険証券に「自己負担額」の記載がある場合は、その額のことをいいます。

3 保険契約上の用法として特にご注意いただきたい用語

用語	解説
同居	・生活の本拠地として同一家屋に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ・同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取扱います。 【別居として取扱う例】 ・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。） ・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。）

用語	解説
	・単身赴任の場合 ・就学のために下宿している子（住民票記載の有無は問いません。） ・二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合
親族	６親等内の血族、配偶者および３親等内の姻族のことをいいます。
未婚の子	これまでに法律上の婚姻歴がない子をいいます。
用途・車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車などの自動車の種類の区分をいいます。 なお、用途・車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当社が定める区分によるものとなります。 （注１）自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。 （注２）このしおりで、自家用８車種とは以下の用途・車種をいいます。 ①自家用普通乗用車　②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車　④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超２トン以下） ⑧特種用途自動車（キャンピング車）
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、原則として内縁（※）を含みます。 ※内縁とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思をもち、社会的に事実上の夫婦共同体として婚姻状態にある関係をいいます。

4 その他の用語

用語	解説
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店などが顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者などが、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
付属品	自動車の付属品とは、自動車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。）されているものをいいます。 なお、車室内でのみ使用することを目的としてご契約のお車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC 車載器などは、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取扱います。 【付属品として取り扱うもの】（例） ・自動車に定着されているステレオ・カーナビゲーションシステムなど ・自動車に装備されているスペアタイヤ（１本）、標準工具など

用語	解説
	・法令などにより自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルトなど ・オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液など 【付属品として取扱わないもの】（例） 下記のものは自動車に定着または装備されたものであっても車両保険の対象となりません。 ・燃料／ガソリン、軽油、プロパンガス（LPG）など ・法令などにより自動車に定着または装備することを禁止されているもの、エアスポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備のものおよび運輸支局の許可を得たものを除きます。） ・通常装飾品とみなされるもの マスコット類、クッション、花ビン、膝掛など ・その他の自動車用品／洗車用品、ボデーカバーなど
急激かつ偶然な外来の事故による傷害	突発的な予知されない出来事による傷害をいい、疾病は除外されます。ご契約のお車が他の自動車や電柱に衝突した場合、崖から転落した場合などの通常の自動車事故による傷害はこれにあたります。
法令により定められた運転資格を持たない状態	たとえば、次のいずれかに該当する方が自動車を運転されている状態をいいます。 ・道路交通法など法令に定められた運転免許を持たない方 ・運転免許効力の一時停止処分を受けている方 ・運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している方 （注）免許証記載事項の変更届出中、紛失などによる再交付申請中または免許証不携帯中の方は、運転免許を持たない方には該当しません。
競技、曲技もしくは試験のために使用すること 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用すること	競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレースなどをいい、これらのレースに出場するための練習も含まれます。 曲技とは、サーカス、スタントカーなどをいい、これらのための練習も含まれます。 試験とは、自動車メーカーなどが行う自動車の性能テストなどをいいます。 また、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所（サーキットコース、テストコースなど）での走行会なども含まれます。
危険物	道路運送車両の保安基準第１条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第２条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第２条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

3 おとなの自動車保険の補償内容

1．普通保険約款の概要

基本補償

対人賠償責任保険

〔1－1〕P.49

補償の概要

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎります。

（注１）保険金額（お支払限度額）は無制限となります。
（注２）被保険者が負担する損害賠償額は、事故の相手の方の損害額および事故の責任割合に従って決まります。

補償の対象となる方（被保険者）

⑴ 記名被保険者
⑵ 記名被保険者の配偶者
⑶ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
⑷ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑸ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方。ただし、自動車取扱業者（自動車修理業者など）の方が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
⑹ 記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合についてはＰ.29をご確認ください。

基本補償

対物賠償責任保険

〔1－2〕P.55

補償の概要

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

（注１）保険金額（お支払限度額）は無制限となります。
（注２）被保険者が負担する損害賠償額は、事故の相手の方の損害額および事故の責任割合に従って決まります。

補償の対象となる方（被保険者）

⑴ 記名被保険者
⑵ 記名被保険者の配偶者
⑶ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
⑷ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑸ 記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を使用または管理中の方。ただし、自動車取扱業者（自動車修理業者など）の方が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。
⑹ 記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合についてはＰ.29をご確認ください。

えらべる補償

人身傷害保険

〔1－3〕P.60

補償の概要

自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。

（注1）損害額（治療費・休業損害・精神的損害など）は、約款に定められた基準に従い当社で算出します。

（注2）1名についての最低保険金額は3,000万円とします。

■補償範囲

人身車外補償特約がセットされているご契約は、「車内・車外ともに補償タイプ」となり、セットされていないご契約は、「車内のみ補償タイプ」となります。

ご契約タイプ	ご契約のお車に搭乗されている方	お客様ご自身およびご家族の方[※1]	
	ご契約のお車搭乗中の事故への補償	ご契約のお車以外の他の自動車[※2]搭乗中の事故への補償	歩行中などの自動車事故への補償
車内のみ補償タイプ	○	×	×[※3]
車内・車外ともに補償タイプ	○	○	○

※1「お客様ご自身およびご家族の方」とは次の方をいいます。

① 記名被保険者
② 記名被保険者の配偶者
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

※2 ご契約のお車以外の他の自動車（以下「他の自動車」といいます。）に搭乗中であっても、次に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、保険金をお支払いいたしません。

・被保険者が、記名被保険者・その配偶者・これらの方の同居の親族が所有または主として使用する他の自動車に搭乗中の事故
・記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が自ら所有または主として使用する他の自動車を運転している場合で、被保険者がその自動車に搭乗中の事故
・被保険者が、被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する他の自動車に搭乗中の事故

※3 車両所有者がご契約のお車にひかれた場合など一部補償されます。

お客様ご自身またはご家族のいずれかの方が、人身傷害保険（他社の同種の補償も含みます。）の適用された自動車保険をすでにご契約の場合は、車外補償が重複することがあります。この場合、「人身車外補償特約」をセットしないことにより補償の重複をなくすことができます。

（注）すでにご契約の自動車保険と記名被保険者や補償内容が異なる場合は、完全には重複しないケースもありますので、補償内容や保険金額を十分にご確認ください。

補償の対象となる方（被保険者）

(1) 記名被保険者
(2) 記名被保険者の配偶者
(3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
(4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
(5) (1)～(4)以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の方
(6) (1)～(5)に定める方のほか、次の①または②のいずれかに該当する方。ただし、これらの方がご契約のお車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつそれによってこれらの方に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎります。
①ご契約のお車の保有者
②ご契約のお車の運転者

（注1）自動車取扱業者（自動車修理業者など）の方がご契約のお車を業務として受託している場合は、これらの方は被保険者に含みません。

（注2）極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗している方は被保険者に含みません。

（注3）人身車外補償特約がセットされていない場合は、(1)～(5)の方についてはご契約のお車に搭乗中の事故に限定して補償します。

お支払いする保険金

人身傷害事故によるさまざまな出費を補償します。

■お支払いの対象となる損害例

ご注意 これらの損害額は、約款に定められた基準に従い当社で算出します。

保険金をお支払いできない主な場合についてはP.29～30をご確認ください。

えらべる補償　**車 両 保 険**

〔1－4〕P.64

補償の概要

事故などによるご契約のお車の損害に対して保険金をお支払いします。

ご契約タイプ	概　要
一般条件 (一般車両保険)	ご契約のお車が盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・洪水・いたずらなどの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
車対車事故および限定危険 (車対車＋A車両保険)	ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合、および火災・爆発・盗難・台風・洪水・いたずらなどによって損害を被った場合にかぎり保険金をお支払いします。
車対車衝突危険限定 (車対車車両保険)	ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合にかぎり保険金をお支払いします。

補償の対象となる方

ご契約のお車の所有者

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、または修理費が協定保険価額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた協定保険価額（自動車の時価額）をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から自己負担額を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。

(注) 上記のほか、ご契約のお車が走行不能となった場合に要する応急処置費用、運搬費用または引取費用などを、保険金額とは別枠でお支払いします。ただし、上記保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、1回の事故につき、15万円を限度とします。

【車両保険金額（協定保険価額）】

協定保険価額は、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに従い、ご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月（または初度検査年月）の自動車の市場販売価格相当額により、5万円の整数倍の金額でお決めいただきます。

保険金をお支払いできない主な場合についてはP.29～30をご確認ください。

■補償範囲

主な補償範囲 ／ ご契約タイプ	他の自動車との衝突・接触	火災・爆発、台風・たつ巻、落書・いたずら(※2)、物の飛来・落下、その他偶然な事故	盗難(※3)	洪水・高潮・水没等(※4)	電柱・ガードレール・自転車等の車以外の他物との衝突、墜落・転覆、当て逃げ
一般条件 (一般車両保険)	○	○	○	○	○
車対車事故および限定危険 (車対車＋A車両保険)	○(※1)	○	○	○	×
車対車衝突危険限定 (車対車車両保険)	○(※1)	×	×	×	×
車両保険なし	×	×	×	×	×

※1 「相手自動車（ご契約のお車と所有者が異なる場合にかぎります。）」と「その運転者または所有者」が確認された場合にかぎり保険金をお支払いします。（当て逃げは対象外）

※2 タイヤの損害に関してご注意：タイヤの損害は、タイヤの盗難・火災により損害が生じている場合またはお車の他の部分と同時に損害を被った場合のみ補償の対象となります。（例えば、いたずらでタイヤに釘を刺されたような場合でも、損害がタイヤやチューブのみであるときは補償の対象外となります。）

※3 契約自動車の盗難事故対象外特約がセットされている場合は、盗難によって生じたお車の損害に対しては保険金をお支払いできません。また、その場合、事故時代車費用特約および車両積載動産特約の各補償についても、盗難による損害は対象外となります。

※4 車両「洪水・高潮・水没等」対象外特約をセットされている場合は、自宅車庫等の通常の保管場所での自然災害による浸水、水没等で発生したお車の損害に対しては保険金をお支払いできません。

2．主な特約の概要

主な特約の概要です。補償内容など詳細はＰ.109 以降をご参照ください。

種類	約款番号ページ	特約名称	補償の種類	概要
相手への賠償に関わる特約	［3－1］P.114	対物全損時修理差額費用特約	えらべる補償	対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合に、被保険者が実際に負担した差額を保険金としてお支払いする特約です。ただし、修理費と時価額の差額部分に被保険者の責任割合を乗じた額または 50 万円のいずれか低い額を限度とします。
ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約	［4－1］P.117	人身車外補償特約	えらべる補償	人身傷害保険はご契約のお車に搭乗されている方の搭乗中の事故を補償しますが、この特約をセットすることにより、お客様ご自身およびご家族の方につきましては、人身傷害保険の補償範囲をご契約のお車の車外の自動車事故まで拡大します。（しおりＰ.17 人身傷害保険、補償範囲、「車内・車外ともに補償タイプ」参照）
	［4－2］P.118	人身家族おもいやり特約	えらべる補償	人身傷害保険の支払対象となる事故で、被保険者が所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要な状態と認められる場合に、介護支援保険金をお支払いする特約です。また、扶養者である被保険者が死亡した場合または所定の重い後遺障害を被った場合で、19 歳未満の被扶養者がいるときは、子育て支援保険金をお支払いします。
	［4－3］P.120	搭乗者傷害特約（死亡・後遺障害・入通院一時金補償型）	えらべる補償	ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・入通院一時金をお支払いする特約です。 入通院一時金については、治療日数の合計が１日以上５日未満の場合には、１回の事故につき１万円をお支払いします。治療日数の合計が５日以上となった場合には、症状別に 10 万円、30 万円、50 万円、100 万円の４区分のうちから所定の基準にしたがい、該当する金額をお支払いします。
	［4－4］P.125	搭乗者傷害特約（入通院一時金補償型）	えらべる補償 人身傷害保険が適用されるご契約にセットできます。	人身傷害保険をセットされたご契約で、搭乗者傷害特約をあわせてセットされる場合は、補償内容を入通院一時金のみとすることができます。この場合、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金の補償はありません。
	［4－5］P.128	自損事故傷害特約	基本補償 人身傷害保険が適用されないご契約に自動セットされます。	自損事故（電柱との衝突など）で、ご契約のお車の保有者、運転者、搭乗者が死傷し、自賠責保険などで保険金が支払われない場合に保険金をお支払いする特約です。
	［4－6］P.133	無保険車傷害特約	基本補償 すべてのご契約に自動セットされます。	自動車事故で死亡したり、後遺障害を被ったりした場合で、相手自動車が無保険車などで、相手から十分な賠償が受けられないときに被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。 （注１）損害額（治療費・休業損害・精神的損害など）は、約款に定められた基準に従い当社で算出します。 （注２）保険金額（お支払限度額）は無制限です。ただし、損害額を限度とします。

種類	約款番号ページ	特約名称	補償の種類	概要
ご契約の自動車の補償に関わる特約	[5－1] P.139	車対車事故および限定危険補償特約	えらべる補償	車両保険の支払対象となる事故を、次のいずれかの場合に限定する特約です。 ①ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合の事故 ②火災・爆発・盗難・台風・洪水・いたずらなどの特約に定められた事故
	[5－2] P.140	車対車衝突危険限定特約	えらべる補償	車両保険の支払対象となる事故を、ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合の事故に限定する特約です。
	[5－3] P.141	車両「洪水・高潮・水没等」対象外特約	えらべる補償	ご契約のお車の保管場所（またはそれと同等と判断される場所）においてご契約のお車に生じた洪水・高潮・水没等の損害に対し保険金をお支払いしない特約です。
	[5－4] P.141	契約自動車の盗難事故対象外特約	えらべる補償	盗難によって生じたご契約のお車の損害に対しては、保険金をお支払いしない特約です。 （注）この特約と事故時代車費用特約または車両積載動産特約を併せてセットした場合、それぞれの補償についても、盗難による損害は対象外となります。
	[5－5] P.141	車両新価特約	えらべる補償 保険期間の末日の属する月がお車の初度登録年月（または初度検査年月）から37ヶ月以内の場合にセットできます。ご契約締結時は、保険期間の初日の属する月がお車の初度登録年月（または初度検査年月）から25ヶ月以内の場合にセットできます。	ご契約の車両保険で補償対象となる事故により、ご契約のお車が全損（※1）となった場合、または修理費が新車価格相当額の50％以上（※2）となった場合で、お車を再取得されたときは、再取得費用（新車価格相当額を限度）をお支払いする特約です。（お車を修理されたときは、新車価格相当額を限度に修理費をお支払いします。） ※1　全損とはお車の損傷を修理できない場合、または修理費が車両保険の保険金額（協定保険価額）以上となる場合をいいます。 ※2　ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分（お車の本質的な構造部分）に著しい損傷が生じた場合にかぎります。 （注1）盗難による損害はこの特約の対象外となり、車両保険の保険金額を限度にお支払いします。 （注2）全損以外で修理費が新車価格相当額の50％以上（※2）となり、お車を再取得される場合で、その再取得費用が車両保険の保険金額未満となるときは、その再取得費用または修理費のいずれか高い額までがお支払いの対象となり、車両保険の保険金額との差額分については、お支払いの対象とはなりません。 （注3）リースカーを対象とする契約にはこの特約はセットできません。
	[5－6] P.145	車両全損修理時特約	えらべる補償 保険期間の初日の属する月がお車の初度登録年月（または初度検査年月）から25ヶ月を超過している場合にセットできます。	ご契約の車両保険で補償対象となる事故により、ご契約のお車の修理代が車両保険金額（協定保険価額）以上となり、実際に修理された場合は、協定保険価額に50万円を加えた額を限度として保険金（修理費）をお支払いする特約です。
	[5－7] P.146	事故時代車費用特約	えらべる補償	事故によりご契約のお車に損害が生じた場合（車両保険の保険金の補償対象となる場合にかぎります。）に、修理などでお車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。
	[5－8] P.148	車両無過失事故に関する特約	車両保険を適用したご契約に自動セットされます。	相手自動車との衝突事故で車両保険の保険金をお支払いした場合でも、事故発生時にご契約のお車の運転者に過失がなかったことや相手自動車とその運転者または所有者が確認できること（当て逃げはこの特約の対象外）など、一定の条件を満たしているときは、当社と締結する継続後のご契約の等級および事故有係数適用期間ならびにこの保険契約の車両保険の自己負担額が増額方式である場合の事故の回目を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特約です。 （注）車両新価特約または車両全損修理時特約に関する保険金をお支払いする場合は、この特約の対象外となり3等級ダウン事故となります。ただし、これらの特約についての保険金請求をしない旨を確認した場合は、車両無過失事故に関する特約の適用が可能となり、その事故がなかったものとして取り扱います。
	[5－9] P.149	ロードアシスタンス特約	えらべる補償	ご契約のお車が走行不能になったことにより、被保険者が負担したレッカー費用、応急処置費用、宿泊費用、移動費用に対し、所定の範囲内で実費をお支払いする特約です。

種類	約款番号ページ	特 約 名 称	補償の種類	概 要
その他の補償などに関わる特約	[6−1] P.154	車両積載動産特約	えらべる補償	盗難や偶然な事故などによりご契約のお車に損害が生じ、その事故などによってお車に積載中の動産に生じた損害に対して保険金をお支払いする特約です。 盗難の場合は、ご契約のお車の盗難と同時に発生したときにかぎり補償の対象となります。 車上狙いなど積載動産のみ盗難にあわれた場合は補償の対象外です。 【保険金額】 1事故につき 50万円
	[6−2] P.160	ファミリーバイク特約（人身）(※)	えらべる補償	記名被保険者とそのご家族が原動機付自転車を運転中などの事故を補償する特約です。 （注1）対人・対物賠償事故、人身傷害事故のみ補償されます。 （注2）運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）、運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）および運転者限定特約（同居の子以外補償型）は適用されません。
	[6−3] P.162	ファミリーバイク特約（自損）(※)	えらべる補償	記名被保険者とそのご家族が原動機付自転車を運転中などの事故を補償する特約です。 （注1）対人・対物賠償事故、自損事故傷害のみ補償されます。 （注2）運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）、運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）および運転者限定特約（同居の子以外補償型）は適用されません。
	[6−4] P.168	弁護士費用特約 (※)	えらべる補償	自動車事故などの被害事故に関する損害賠償請求のために必要な弁護士費用や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。 （注）業務に使用する財物については、ご契約のお車、被保険者が所有するお車およびお車に積載中の被保険者が所有する財物にかぎり補償の対象となります。
	[6−5] P.174	個人賠償責任特約 (※)	えらべる補償	記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。 【保険金額】 無制限 ●示談交渉サービス付
	[6−6] P.181	自転車傷害特約	えらべる補償	自転車搭乗中の偶然な事故による傷害、運行中の相手自転車との衝突・接触による傷害（被保険者が歩行中に相手自転車と衝突・接触し、傷害を被った場合も含みます。）を補償する特約です。
	[6−7] P.186	契約自動車の入替自動補償特約	すべてのご契約に自動セットされます。	ご契約のお車を手放され、新たにお車（自家用8車種である場合にかぎります。）を取得されて、入替のお手続きをお忘れになった場合は、取得された日の翌日から30日以内にご契約のお車との入替の通知を行い、当社が受領したときにかぎり、その間の事故を補償する特約です。
	[6−8] P.187	他車運転特約	基本補償	被保険者が借用中の自動車を運転中の事故（対人・対物・人身傷害 (※1)・車両・自損事故傷害 (※2)・無保険車傷害）について、借用中の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約内容に従い、保険金をお支払いする特約です。 ※1人身傷害保険がセットされている場合にお支払いいたします。 ※2人身傷害保険がセットされていない場合にお支払いいたします。 （注1）この特約の被保険者であっても、ご契約のお車の契約内容で補償対象外の方（例：運転者限定特約（同居の子以外補償型）で同居のお子様が運転されていた場合など）については、保険金をお支払いできません。 （注2）「借用中の自動車」には、以下の自動車は含まれません。 ・記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主として使用する自動車 ・自家用8車種以外の自動車 （注3）借用中の自動車の車両損害に対しては、ご契約のお車に車両保険の適用がある場合のみ、借用中の自動車の時価額を限度に対物賠償保険金としてお支払いします。ただし、借用中の自動車を運転中で、ご契約の車両保険で支払対象となる場合など、一定の条件を満たす場合にかぎります。また、借用中の自動車に対する代車費用および時価額を超える修理費用については補償の対象外となります。 （注4）借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。

※ お客様ご自身またはご家族のいずれかの方が、これらの特約（他社の同種の補償も含みます。）の適用された自動車保険をすでにご契約の場合は、補償が重複することがあります。この場合、これらの特約をセットしないことにより補償の重複をなくすことができます。なお、すでにご契約の自動車保険と記名被保険者や補償内容が異なる場合は、完全には重複しないケースもありますので、補償内容や保険金額を十分にご確認ください。

種類	約款番号ページ	特約名称	補償の種類	概要
お手続きに関わる特約	[7－1] P.190	インターネット特約	インターネットを通じてご契約いただく場合に自動セットされます。	自動車保険をインターネットを通じてご契約いただく場合のお手続き等を定めた特約です。
	[7－2] P.191	通販特約	当社のコールセンターを通じてご契約いただく場合に自動セットされます。	自動車保険をインターネットを介さずに、当社のコールセンターを通じてご契約いただく場合のお手続き等を定めた特約です。
	[7－3] P.193	継続うっかり特約	約款に定める条件を満たすすべてのご契約に自動セットされます。	お客様の事情によらない理由により継続手続きがなされていない場合など、一定の条件を満たしていれば、ご契約満期日の翌日から30日以内にお手続きいただくことにより、満期日と同一の内容で継続されたものとしてご契約いただける特約です。 （注）車両保険の保険金額や前契約の等級など一部で同一の内容とならないものもあります。
	[7－4] P.195	保険証券の発行に関する特約	－	お客様が自動車保険をご契約される際に、保険証券の発行を希望されない場合に、この特約がセットされます。

3．保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる損害または傷害に対しては、保険金をお支払いいたしません。詳細はＰ．47 以降の普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

補償項目		主な免責事由
共通		●地震、噴火、津波によって生じた損害または傷害 ●戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によって生じた損害または傷害 ●ご契約のお車を競技、曲技（競技、曲技のための練習を含みます。）、試験のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害または傷害 ●日本国外で生じた事故 ●ご契約のお車に危険物を業務として積載すること、または危険物を業務として積載した車をけん引することによって生じた損害または傷害 など
相手への賠償	対人賠償保険 対物賠償保険	●台風・洪水・高潮により生じた損害 ●被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害 ●ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ●〈対人賠償保険の場合〉 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子 ・被保険者の父母、配偶者または子 ・被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人 ・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。(※) ※ご契約のお車の所有者が個人の場合は、補償される場合があります。 ●〈対物賠償保険の場合〉 ◇次のいずれかに該当する方の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害 ・記名被保険者 ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子 ・被保険者またはその父母、配偶者もしくは子 ◇航空機の滅失、破損または汚損 など

補償項目		主な免責事由
ご自身や搭乗中の方などの補償	人身傷害保険 自損事故傷害特約 無保険車傷害特約 搭乗者傷害特約	●被保険者の故意などによってその本人に生じた損害 ●異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた損害 ●被保険者が正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により、その本人に生じた損害 ●被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によって、その本人に生じた損害 ●被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失によって、その本人に生じた損害 ●保険金を受け取るべき方の故意などによって生じた損害（その方の受け取るべき金額部分） ●医学的他覚所見のない後遺障害または傷害 ●＜人身車外補償特約をセットした人身傷害保険のみ＞ ・被保険者が、記名被保険者・その配偶者・これらの方の同居の親族が所有または主として使用するご契約のお車以外の自動車（二輪自動車、原動機付自転車を含みます。以下「他の自動車」といいます。）に搭乗中に生じた損害 ・記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が自ら所有または主として使用する他の自動車を運転している場合で、被保険者がその自動車に搭乗中に生じた損害 ・被保険者が、被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する他の自動車に搭乗中に生じた損害 など
お車の補償	車両保険	●ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意によって生じた損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により生じた損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●故障損害 ●国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ●ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他の自然消耗によって生じた損害 ●ご契約のお車にボルト、ネジ等で固定されていない付属品（粘着テープ等で固定したカーナビゲーションシステム、ETC 車載器、お車に備え付けられた備品など）に生じた損害（ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合は補償の対象となります。） ●タイヤやチューブに生じた損害（ただし、盗難やご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合は補償の対象となります。） ●法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害 ●契約自動車の盗難事故対象外特約をセットしている場合の盗難による損害 など

4．自己負担額

車両保険には自己負担額があります。自己負担額を定額とする定額方式と、増額になる（２回目以降の事故に適用される自己負担額が１回目の事故のものより高い金額になる）増額方式があり、下表よりお選びいただけます。ご契約の自己負担額については、申込画面等にてご確認ください。

定額方式
（事故回数に関わらず）
０万円（なし）
５万円
10 万円
15 万円
20 万円

増額方式	
１回目の事故	２回目以降の事故
０万円（なし）	10 万円
５万円	10 万円

（注１）事故の回目とは、当社が保険金をお支払いする車両事故を発生時順に数えたものをいいます。
（注２）保険期間中に車両保険の保険金をお支払いする事故が発生した場合、自己負担額については、定額方式から定額方式以外の変更はできません。

4 保険料のお支払いについて

保険料のお支払いは次のいずれかの方法を選択できます。
なお、クレジットカード払（一括払）または払込票払（一括払）を選択された場合は、保険期間中に契約内容の変更が生じた際の追加保険料も一括払となりますのでご注意ください。

払込方法		保険料のお支払い期限（払込期日）
クレジットカード払（一括払）	クレジットカード（※1）によって年間保険料を一括して払い込む方法です。	ご契約手続きと同時にお支払いいただきます。（※2）
クレジットカード払（分割払）	年間保険料を 12 回に分割し、クレジットカード（※1）によって毎月払い込む方法です。	第１回分割保険料はご契約の始期日の属する月の翌月末日（※3）、第２回目以後はそれ以降毎月の末日（※3）となります。
払込票払（一括払）	当社所定の払込票（※4）によって、コンビニエンス・ストア（※5）、ゆうちょ銀行、郵便局で払い込む方法です。（※6）	ご契約の始期日の属する月の翌月末日となります。お支払い期限までに忘れずにお支払いください。

※１　契約者ご本人、契約者の配偶者または契約者もしくはその配偶者の親族の方がお持ち（名義）のクレジットカードにかぎり、ご利用できます。
※２　ご契約手続き時に当社がクレジットカード会社へクレジットカードの有効性、利用限度額内であることなどの確認や承認を得る手続きを行い、その承認をもって保険料が払い込まれたものとみなします。
※３　ご契約手続き時に登録していただいたクレジットカード情報を利用し、所定の期日に当社がクレジットカードの有効性の他、利用限度額内であることなどの確認や承認を得る手続きを行い、その承認をもって保険料が払い込まれたものとみなします。
※４　払込票は保険証券等とは別にお届けしますので、保険証券等の到着と前後する場合があります。
※５　一部のコンビニエンス・ストアでは払込票がご利用いただけない場合があります。

※６　一部のケースでコンビニエンス・ストア専用の払込票となる場合があります。
【ご注意】分割払の保険料は、一括払の保険料に所定の割増率を乗じた額を 12 分割して計算するため、払込保険料の総額は一括払の場合に比べ割高となります。また、分割払では、上記計算時の端数処理によって、一部割引で一括払の割引額と差異が生じます。

5 告知義務・通知義務

1．ご契約締結時における注意事項（告知義務）

ご契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、ご契約時に危険（損害または傷害の発生の可能性）に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの（告知事項）に対して、事実を正確に申し出ていただく義務があります。
お申し込み内容が事実と異なる場合には、当社はご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

告知事項には次のものが該当します。インターネットの場合は画面上に告知事項、申込書については★印と表示されていますので告知事項について誤りがないかどうか十分ご確認ください。

項目（しおり説明ページ）	告知事項
記名被保険者について（P.34）2 3	①氏名 ②生年月日 ③個人・法人区分 ④運転免許証の色
ご契約のお車について（P.35 ～ 36）4 5 6	①車名 ②型式 ③車台番号 ④登録番号（軽自動車の場合は車両番号） ⑤初度登録（検査）年月 ⑥用途・車種 ⑦主な使用地（都道府県） ⑧使用目的（業務使用、通勤・通学使用、日常・レジャー使用） ⑨年間予定走行距離区分（5,000km 以下、5,000km 超 10,000km 以下、10,000km 超 15,000km 以下または 15,000km 超）
前契約（※）について	①前契約会社名 ②前契約証券番号 ③前契約のノンフリート等級 ④前契約の事故件数 ⑤前契約始期日 ⑥前契約満期日（または解約日・解除日） ⑦前契約事故有係数適用期間 ⑧前契約本来満期日（前契約の保険期間中に解約または解除があった場合のみ）

その他の事項について（P.34・36）18	①総契約台数（ご契約者が自ら所有し、使用されるお車の契約台数。当社以外の損害保険会社を含み、共済を除きます。） ②過去１年間における保険会社からの解除の有無 ③ご契約のお車を同一とする他の現存契約（※）の有無 ④他の現存契約（※）がある場合は、その会社名

※前契約および他の現存契約には、他の保険会社の自動車保険契約、ＪＡ共済、全労済、日本再共済連、教職員共済、全自共、中小企業共済の自動車共済契約を含みます。

（注）インターネットの契約画面では、「前契約」のことを「現在のご契約」と表現しております。

2．ご契約締結後における注意事項（通知義務）

⑴　通知義務について

ご契約締結後に次のような変更が生じた場合は、当社にご連絡いただく必要（通知義務）があります。

ご連絡いただけない場合や契約内容変更のお手続き（変更手続き書類のご提出および追加保険料が発生する場合は、そのお支払いなど）をいただけないときは、当社はご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①ご契約のお車の用途・車種の変更　②ご契約のお車の登録番号（軽自動車の場合は車両番号）の変更　③ご契約のお車の主な使用地（都道府県）の変更　④ご契約のお車の使用目的（業務使用、通勤・通学使用、日常・レジャー使用）の変更　⑤ご契約のお車の年間予定走行距離区分（5,000km 以下、5,000km 超 10,000km 以下、10,000km 超 15,000km 以下または 15,000km 超）の変更　⑥保険期間開始前の事故による前契約（※）の事故件数の変更　⑦保険期間開始前に前契約（※）の解約（または解除）に伴って前契約満期日が変更となる場合　⑧前契約（※）が解除になった場合など、本年度の適用等級に変更を生じさせる事実が発生した場合

上記の①から⑦の項目はインターネットの画面上に 通知事項 と表示され、申込書は☆印が表示されていますので、変更があった場合は十分ご確認ください。

※前契約には、他の保険会社の自動車保険契約、ＪＡ共済、全労済、日本再共済連、教職員共済、全自共、中小企業共済の自動車共済契約を含みます。

（注１）ご契約内容の変更により追加保険料が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注２）ご変更内容の変更により返還保険料が発生する場合であっても、ご契約の保険料またはご契約内容の変更に伴う追加保険料の領収が確認できないときは、これらの保険料を領収した後に返還保険料をお支払いいたしますので、あらかじめご了承ください。

●上記のほか、ご契約締結後に次の事項について、変更が生じる場合も当社へお知らせください。

項目	変更内容
ご契約者について	お引越しなどにより、ご契約者の住所が変更となる場合
ご契約のお車について	車両保険をご契約で、改造や高額な付属品の装着などにより、ご契約のお車の価額が著しく増加（※1）または著しく減少（※2）となる場合

※１　変更手続きを行うまでの間に生じた事故による損害に対しては、増加した分の価額に対する保険金はお支払いできません。

※２　変更手続きを行うまでに事故が生じても、ご契約のお車の価額（時価額）を超える損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【ご注意】ご契約内容の変更日は、お申し出日以降になります。

⑵　保険契約の引受範囲から外れる場合

上記⑴に関わらず、契約締結後にご契約のお車の用途・車種が自家用８車種以外となった場合は、この保険契約の引受範囲から外れるため、ご契約の解約手続きが必要となります。詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

引受範囲から外れた場合、その変更が生じた時以降に発生した事故については保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6　ご契約時にご注意いただきたいこと

1．ご契約時にお申し出いただく内容

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

1　総契約台数

お客様が所有し、かつ使用するお車の総契約台数（※）が 10 台以上となるご契約（フリート契約）はお取扱いできません。ご契約時には正確な総契約台数をお知らせください。

※「総契約台数」とは、ご契約者が自らを記名被保険者として契約する保険期間１年以上のご契約のお車の合計台数をいいます。総契約台数には、当社でのご契約に加え、当社以外の保険会社（共済を除きます。）でのご契約も含みます。

2　記名被保険者・生年月日

ご契約のお車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、記名被保険者の保険始期日時点での年齢（原則として１歳刻み）に応じて保険料が異なります。記名被保険者の生年月日を正しくご申告ください。

3　記名被保険者の運転免許証の色・免許更新年月

保険始期日時点で保有されている運転免許証の色・免許更新年月をご確認ください。以下をいずれも満たす場合、ゴールド免許割引が適用されます。

保険始期日時点で、記名被保険者が保有している運転免許証の色がゴールドで、かつ、記名被保険者年齢が 21 歳以上のご契約にはゴールド免許割引を適用します。

（注）免許の更新手続きが可能な期間中に保険始期日がある場合で、次のいずれかに該当する方は、免許証の色がブルーでもゴールド免許とみなします。

①免許を更新すれば、保険始期日にゴールド免許を所持できるが、保険始期日時点で免許を更新していないとき

②免許を更新しなければ、保険始期日にゴールド免許を所持できるが、保険始期日時点で免許を更新していたとき

4 お車の使用状況

(1) お車の使用目的

ご契約のお車の使用状況にあわせて、次の基準をもとに使用目的の設定をしてください。ご契約のお車の使用目的により保険料が異なります。

区分（使用目的）	使用目的を選択する場合の基準
①業務使用	ご契約のお車を年間を通じて（※1）月15日以上業務（仕事）に使用する場合
②通勤・通学使用	「①業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて（※1）月15日以上、自らの通勤・通学（※2）に使用する場合
③日常・レジャー使用	「①業務使用」および「②通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合

※1 「年間を通じて」とは、保険始期日時点（保険期間の中途で使用目的が変更になった場合はその時点）以降1年間をいいます。

※2 「通勤・通学」には、通勤・通学先およびこれらへの経由地（自宅のもより駅等）への送迎は含みません。

【ご注意】ご契約のお車の使用目的の実態が、ご契約時に設定していただいた使用目的と異なる場合は、当社はご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(2) お車の年間予定走行距離区分（通勤・通学使用、日常・レジャー使用の場合（※））

ご契約のお車の年間予定走行距離に応じて、次の区分から年間予定走行距離を設定してください。区分ごとに保険料が異なります。

① 5,000km以下	② 5,000km超10,000km以下
③ 10,000km超15,000km以下	④ 15,000km超

※業務使用の場合は、走行距離による区分はありません。

【ご注意】ご契約のお車の年間走行距離の実態が、ご契約時に設定していただいた年間予定走行距離区分と異なる場合は、当社はご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(3) お車の主な使用地（都道府県）

全国を7つの地域に分け、ご契約のお車の主な使用地（都道府県）の区分により保険料を算出します。

区分（地域）	主な使用地（都道府県）
●北海道	北海道
●東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
●関東・甲信越	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県
●北陸・東海	富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
●近畿・中国	大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県
●四国	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
●九州・沖縄	福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【ご注意】ご契約のお車の主な使用地の実態が、ご契約時に設定していただいた主な使用地と異なる場合は、当社はご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

5 お車の用途・車種、型式など

ご契約のお車の用途・車種、型式などにより、保険料が異なります。お車の用途・車種、型式などについては、自動車検査証などでご確認ください。

6 お車の初度登録年月（または初度検査年月）

ご契約のお車の初度登録年月（または初度検査年月）をご確認ください。初度登録年月（または初度検査年月）に応じて次の割引が適用されます。

新車割引

ご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車で、保険始期日の属する年月が自動車検査証などに記載の初度登録年月（または初度検査年月）から25か月以内の場合は、「新車割引」として保険料を割り引きます。

（注）登録番号標のない構内専用車などについては、この割引は適用できません。

電気・ハイブリッド車割引

ご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車の電気自動車またはハイブリッド自動車で、保険期間の初日の属する年月が自動車検査証などに記載の初度登録年月（または初度検査年月）から13か月以内の場合は、「電気・ハイブリッド車割引」とし、保険料を割り引きます。

7 前契約の有無・事故の有無

保険始期日から過去13か月以内に自動車保険（当社以外の保険会社・共済を含みます。）を締結している場合やその保険期間中に事故があった場合は、当社までご連絡ください。等級や保険料を決めるための要素となります。

8 追加告知事項

以下の事実がある場合は、当社までお知らせください。

・過去1年間に保険会社からの解除を受けたことがある場合

・他の現存契約（ご契約のお車を同一とする他の自動車保険契約または共済契約）がある場合

2. 運転者範囲の設定

(1) 運転者の範囲について

ご契約のお車の使用目的が「日常・レジャー使用」、「通勤・通学使用」の場合、補償の対象となる運転者の範囲を次の3パターンからお選びいただきます。なお、「業務使用」の場合は年齢を問わず補償となるため、次の3パターンのいずれも選択できません。

○印は補償の対象となる運転者、×印は補償の対象とならない運転者を表示

運転者の範囲に関する特約＼運転者	本人・配偶者・別居の未婚のお子様（※1）	同居のお子様（※2）	左記以外の方（※3）
運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）	○（年齢を問わず補償）	×	×
運転者限定特約（同居の子以外補償型）	○（年齢を問わず補償）	×	○（年齢を問わず補償）
運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）	○（年齢を問わず補償）	○（※4）（最も若い年齢以上の方を補償）	○（年齢を問わず補償）

※1 「本人･配偶者」とは、記名被保険者またはその配偶者のことをいい、「別居の未婚のお子様」とは、記名被保険者またはその配偶者のいずれとも別居している未婚のお子様をいいます。

※2 「同居のお子様」とは、本人・配偶者のいずれかと同居しているお子様をいい、未婚・既婚を問いません。また「同居のお子様」の配偶者（「本人･配偶者」のいずれかと同居している場合にかぎります。）も含みます。

※3 「左記以外の方」とは、本人・配偶者・別居の未婚のお子様、同居のお子様以外の方（別居の既婚のお子様、友人･知人等）をいいます。

※4 同居のお子様が運転する場合は、同居のお子様のうち最も若い方の年齢（生年月日）をご申告ください。ご申告いただいた年齢未満の方が運転中の事故については保険金をお支払いできません。ただし、ご申告いただいた年齢が30歳以上である場合は30歳以上の同居のお子様全員が補償の対象となります。なお、お子様の年齢は保険始期日時点での年齢となりますので、ご注意ください。

【ご注意】同居のお子様の年齢が記名被保険者の年齢を上回る場合は、ご加入いただくことはできませんのでご注意ください。

3．その他適用できる割引など

1 セカンドカー割引（複数所有新規）

すでに11等級以上のご契約（他のお車のご契約）があり、新たなご契約（新契約）が次の①から④の条件をすべて満たす場合、7等級(S)でご契約いただけます。

①新契約の記名被保険者と車両所有者が個人であり、かつ、それぞれ下記の条件に該当すること

新契約の記名被保険者が次のいずれかの方であること
・他のお車のご契約の記名被保険者
・他のお車のご契約の記名被保険者の配偶者
・他のお車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

新契約の車両所有者が次のいずれかの方であること
・他のお車のご契約の車両所有者
・他のお車のご契約の記名被保険者
・他のお車のご契約の記名被保険者の配偶者
・他のお車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

②他のお車のご契約（当社以外のご契約を含みます。）の等級が11～20等級であること

③新契約と他のご契約のお車の用途・車種が自家用8車種であること

④新契約の保険始期日が、他のお車のご契約の保険期間内にあること

2 インターネット割引

インターネットやモバイルを経由して、おとなの自動車保険の契約を締結した場合に「インターネット割引」として保険料を割り引きます。

3 証券不要割引

お客様の申し出により保険証券の発行を不要とした場合に「証券不要割引」として保険料を割り引きます。

（注）ご契約期間の途中で証券不要の申し出をいただいても、この割引の対象とはなりません。

4 おとなの2台目割引

現在、おとなの自動車保険にご契約中のお客様が2台目以降のお車について、お客様専用マイページよりご契約を締結した場合に「おとなの2台目割引」として保険料を割り引きます。

5 おとなの継続お早め割引

現在、おとなの自動車保険にご契約中のお客様が、ご契約の満期日の前日から数えて30日前までに、お客様専用マイページより継続のご契約を締結した場合に「おとなの継続お早め割引」として保険料を割り引きます。

6 中断特則

有効期間内の中断証明書（当社以外の保険会社などが発行したものを含みます。）をお持ちで、一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた所定の等級を適用することができます。詳細につきましては当社までお問い合わせください。

4．保険料の主な決定要素

自動車保険の保険料は前記の割引や補償条件のほかに、主に以下の要素により決定されます。

1 等級・事故有係数適用期間

過去の保険事故歴などに応じてお客様ごとに等級および事故有係数適用期間が設定され、それにより保険料が割引または割増になります。詳細はP.42「7ご契約後にご注意いただきたいこと 8．等級別料率制度」をご確認ください。

2 料率クラス

自家用乗用車（普通・小型）の保険料体系は、対人賠償・対物賠償・傷害（人身傷害・搭乗者傷害）・車両の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度（1～9クラス）」により細分化され、お車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客様ご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料が前年より高くなることがあります。

3 保険料の改定

自動車保険の収支状況等により、保険料の見直しを行うことがあります。お客様ご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、保険料が前年と異なることがあります。

7 ご契約後にご注意いただきたいこと

1．ご契約内容の変更

保険期間の途中で、次のような変更が生じる場合は、あらかじめ当社までご連絡ください。ご契約内容の変更手続き（変更手続き書類のご提出および追加保険料が発生する場合は、そのお支払いなど）前に発生した事故については、保険金のお支払いができないことや変更前のご契約の条件が適用されることがありますので、ご注意ください。

●ご契約のお車を入替する場合

ご契約のお車と同一の用途・車種（※）のお車を新たに取得し、ご契約のお車の入替をする場合や、ご契約のお車の廃車・譲渡・返還に伴い、すでに所有するお車と入替をする場合

※自家用８車種の場合は車両入替をすることができます。

《ご注意》

車両入替のお手続きをされるまでの間に新たに取得されたお車、またはすでに所有するお車に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできません。（新たに取得されたお車について「契約自動車の入替自動補償特約」が適用される場合を除きます。）

●ご契約のお車を譲渡する場合

ご契約のお車の譲渡に伴い、このご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡される場合

《ご注意》

保険期間の中途で、ご契約のお車を譲渡された場合でも、このご契約の権利および義務は譲受人には移りません。所定の手続きをされるまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできません。

●記名被保険者を変更する場合

●保険金額の増額や特約をセットされるなど、ご契約内容の変更をする場合

《ご注意》

変更の手続きをされるまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、ご契約の変更がなかったものとして変更前の条件で保険金をお支払いすることになりますので、ご注意ください。

●補償の対象となる運転者の範囲を変更する場合

《ご注意》

運転者の範囲に該当しない方が、ご契約のお車を運転中に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできません。

運転者の範囲に該当しない方が運転される場合には、必要に応じて契約条件の変更をお願いします。

（注１）ご契約内容の変更日は、お申し出日以降になりますのでご注意ください。

（注２）ご契約内容の変更により追加保険料が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注３）ご契約内容の変更により返還保険料が発生する場合であっても、ご契約の保険料またはご契約内容の他の変更に伴う追加保険料の領収が確認できないときは、これらの保険料を領収した後に返還保険料をお支払いいたしますので、あらかじめご了承ください。

もしも、入替の申し出を忘れてしまったら…

[契約自動車の入替自動補償]

（［6－7］契約自動車の入替自動補償特約（P. 186））

ご契約のお車と同一範囲の用途・車種（P. 108〈別表4〉）のお車を新たに取得した日（取得日といいます。）の翌日から30日以内に、ご契約のお車との入替手続きを行った場合には、取得日からお申出日までの間も、新たに取得したお車をご契約のお車とみなして補償します。

（注）ご契約のお車が廃車・譲渡またはリース業者へ返還される場合にかぎります。

〈例〉７月１日に新たにお車を取得したが、お申し出が７月20日となった場合

※お車の入替について当社コールセンターまたはインターネットにてお申し出を受け付けた日

（注）自動補償されるのは新たに取得したお車の取得日以降となります。取得日が客観的資料により確認できない場合は、自動車検査証などに所有者の氏名が記載された日、または登録識別情報制度により所有者として登録された日以降となります。

2．前契約の等級、事故有係数適用期間または事故件数の誤りや前契約が解除になった場合など、本年度の等級に変更を生じさせる事実が発生した場合

前契約の等級や事故有係数適用期間、事故件数に誤りがあった場合、ご契約締結後や証券発行後に前契約に事故が発生した場合または前契約が保険料の不払いなどで解除された場合には、次契約のご契約手続きをいただいた場合であっても等級や事故有係数適用期間が変更となります。

ご契約締結後、損害保険会社等の間で、前契約以前の等級・事故有係数適用期間・事故件数などについて確認をしますが、その際に適用すべき等級や事故有係数適用期間に誤りがあった場合には、保険始期にさかのぼりご契約の訂正手続きが必要となります。

なお、お手続きに応じていただけない場合や追加保険料のお支払いをいただけない場合は、当社はご契約を解除することがあり、また解除する場合には保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

3．補償される運転者の範囲について

運転者の範囲は次の３パターンがあります（P.36「6ご契約時にご注意いただきたいこと（2．運転者範囲の設定）」をご参照ください）。保険期間中に運転者の範囲外の方が運転される場合、運転者の範囲の変更手続きをされるまでの間に事故を起こされたときは、保険金をお支払いできません。

①運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）をセットした場合
特約で定めた限定運転者以外の方が運転中の事故による損害または傷害に対しては、運転者の範囲外のため保険金をお支払いできません。

②運転者限定特約（同居の子以外補償型）をセットした場合
同居のお子様が運転中の事故による損害または傷害に対しては、運転者の範囲外のため保険金をお支払いできません。

③運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）をセットした場合
保険証券記載の年齢未満の同居のお子様が運転中の事故による損害または傷害に対しては、運転者の範囲外のため保険金をお支払いできません。

4．ご契約の解約

ご契約を解約される場合は、当社にお申し出ください。当社の定めるところにより計算した保険料を追加請求または返還します。

詳しくは、解除の場合の保険料の取扱い一覧（P.208 ～ 209）をご確認ください。

5．保険金支払い後の保険金額

保険金のお支払いをした場合でも保険金額は減額されません。

6．ご契約者が死亡された場合

ご契約者が死亡された場合は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務がご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。

7．保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は当社にお問い合わせください。

8．等級別料率制度

1　等級別料率制度について

ご契約のお車の台数が９台以下（ノンフリート契約者）の場合は、ご契約のお車１台ごとの等級および事故有係数適用期間（※）により保険料が割引・割増される制度が採用されています。

（注１）前契約以前の等級・事故有係数適用期間・保険事故の有無および事故発生時の損害に関する事項などについては、損害保険会社などの間で確認させていただきます。
（注２）等級別料率制度や割増引は将来変更となる場合があります。
（注３）以下の場合は、継続手続きをされた後であっても等級・事故有係数適用期間を訂正し、差額の保険料を請求または返還させていただきます。
・事故として件数に算入した未払事故または未請求事故が、結果的に保険金を支払う責任のない事故であることが確定した場合
・連絡がされていなかった事故について、通知および保険金請求を受けた場合
・前契約が解除された場合　　など

> ※事故有係数適用期間
> 事故があった場合に「事故有の割増引」を適用する期間（保険始期日における残り適用年数）を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間の上限は６年、下限は０年となります。事故有係数適用期間が０年の場合は「無事故の割増引（保険始期日が 2013 年６月１日以降 2014 年５月 31 日以前の場合は現行の割増引）」、事故有係数適用期間が１～６年の場合は「事故有の割増引」を適用します。

⑴　前契約がない場合

初めてご契約されるなど、前契約がない場合は、６等級（Ｓ）となります。また、事故有係数適用期間は原則として０年となります。

11 等級以上のご契約にすでに加入されている方が、前契約がない２台目以降のお車についてご契約になる場合で所定の適用条件を満たすときは、７等級（Ｓ）となります。また、事故有係数適用期間は０年となります。

（注）６等級（Ｓ）でも事故有係数適用期間が１～６年となる場合があります。

⑵　継続して契約される場合（他社からの切替契約を含みます。）

①前契約の満期日もしくは解約日またはこれらの日の翌日から起算して７日以内に継続契約がある場合

継続してご契約される場合の等級および事故有係数適用期間は、以下のとおり決定します。なお、前契約の保険始期日が 2013 年５月 31 日以前の場合、事故有係数適用期間は０年とします。ただし、P.44「(3) 事故有係数適用期間の取扱いに関するご注意①」のケースを除きます。

■ご契約期間が１年の契約を継続する場合

●等級については、前契約の等級に対して、１年間無事故またはノーカウント事故のみの場合は１等級上がり、３等級ダウン事故があった場合は事故件数１件につき３等級下がり、１等級ダウン事故があった場合は事故件数１件につき１等級下がります。ただし、20 等級を上限、１等級を下限とします。

●事故有係数適用期間については、前契約の事故有係数適用期間に応じ

て以下のとおり取扱います。ただし、6年を上限、0年を下限とします。

・前契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合は、前契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

・前契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、前契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

等級と事故有係数適用期間の例

（例1）20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間

	現在の契約（2013年6月）	1年後（2014年6月）	2年後（2015年6月）	3年後（2016年6月）	4年後（2017年6月）	5年後（2018年6月）
無事故の割増引を適用（事故有係数適用期間）	20等級（0年）3等級ダウン事故				20等級（0年）	
事故有の割増引を適用（事故有係数適用期間）		17等級（3年）	18等級（2年）	19等級（1年）		

（例2）20等級で3等級ダウン事故が1件､その翌年に1等級ダウン事故が1件起こった場合の等級と事故有係数適用期間

■ご契約期間が1年を超える長期契約を継続する場合

等級の計算式

（注1）前契約がご契約期間の途中で解約された場合は、前契約の既経過期間をご契約期間とします。

（注2）「前契約のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。

（注3）{前契約の保険期間の年数－（3等級ダウン事故件数＋1等級ダウン事故件数または等級すえおき事故件数）} が0を下回る場合は、この値を0として計算します。

（注4）継続契約の等級は、20等級を上限、1等級を下限とします。

事故有係数適用期間の計算式

（注1）前契約がご契約期間の途中で解約された場合は、前契約の既経過期間をご契約期間とします。

（注2）「前契約のご契約期間の年数」における1年未満の端月数は切り捨てます。

（注3）（前契約の事故有係数適用期間－前契約のご契約期間の年数÷2）が0を下回る場合は、この値を0として計算します。

（注4）計算式で得た継続契約の事故有係数適用期間にかかわらず、継続契約の事故有係数適用期間は6年を上限、0年を下限とします。

（注5）計算式で得た継続契約の事故有係数適用期間に1年未満の端数が生じた場合は、その値の小数点以下第1位を切り上げます。

■ご契約期間が1年未満の短期契約（お客様からのお申し出により解約され、ご契約期間が1年未満となった場合を含みます。）を継続する場合

継続契約は前契約に適用されている等級・事故有係数適用期間と同一になります。ただし、前契約に事故がある場合は、その事故件数に応じた等級・事故有係数適用期間が適用されます。

②前契約の満期日もしくは解約日の翌日から起算して7日以内に継続契約がない場合または前契約が解除された場合

7等級以上の等級を継承することができず、事故有係数適用期間は「1年」を引きません。

（注1）前契約の満期日もしくは解約日の翌日から起算して8日以後の日であっても、一定の条件を満たす場合に、7等級以上の等級を引き継ぐことや事故有係数適用期間を「1年」を引くことができます。詳細は、当社にお問い合わせください。

（注2）過去13ヶ月以内に前契約がある場合で、そのご契約の等級が1～5等級または事故有係数適用期間が1～6年であるときは、その等級、事故有係数適用期間を引き継ぐことがあります。

（注3）継続契約の締結後に前契約が解除された場合の等級および事故有係数適用期間も同様とします。この場合、等級の訂正により差額保険料をいただくことになりますのでご注意ください。

⑶ 事故有係数適用期間の取扱いに関するご注意

①保険始期日が2013年5月31日以前で、満期日が2014年6月1日以降のご契約に3等級ダウン事故があり、2013年6月1日以降2014年5月31日以前にご契約を解約（解除も含みます。）してご契約を継続される場合は、継続後のご契約に事故有係数適用期間が適用されます。（中断証明書を使用して新たにご契約される場合を除きます。）

②前契約に事故有係数適用期間が適用されていない場合であっても、継続契約の保険始期日を含めて過去13ヶ月以内に保険責任を有していた「前契約の前のご契約」の保険始期日が2013年6月1日以降であり､かつ、「前契約の前のご契約」に事故有係数適用期間が適用されていたときは、前契約にも事故有係数適用期間が適用されていたものとして積算したうえで、継続契約の事故有係数適用期間を決定します。

2 事故件数の数え方

等級別料率制度において事故があった場合は、以下の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間が決定されます。

■1等級ダウン事故

「1等級ダウン事故」となるのは下記の①と②のすべてを満たす事故です。

①下記の事故またはその組み合わせの事故であること。

a．車両保険事故
b．車両積載動産特約事故

＋

②事故発生の原因が下記のいずれかに該当する事故であること。

a．火災または爆発（他物（飛来中または落下中の物を除きます。）との衝突もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。）
b．盗難
c．騒擾（じょう）または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
d．台風または竜巻
e．洪水もしくは高潮またはその他自然災害による水没もしくは浸水
f．落書･いたずらなどの契約自動車に対する直接の人為的行為（次のいずれかに該当する損害を除きます。）

ア．契約自動車の運行に起因して生じた損害
イ．契約自動車と他の自動車（原動機付自転車を含みます。）との衝突または接触によって生じた損害
ウ．被保険者の行為によって生じた損害
エ．契約自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害
g．飛来中または落下中の他物との衝突
h．上記のほか、偶然な事故によって生じた損害（他物との衝突もしくは接触、または契約自動車の転覆もしくは墜落を除きます。）

（注）保険始期日が 2013 年 5 月 31 日以前のご契約の場合、上記の事故は等級すえおき事故として取扱います。

■ノーカウント事故

「ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。下記の補償に関する保険金またはこれらの組み合わせの保険金をお支払いする事故をノーカウント事故として取扱います。（他の事故がない場合は、継続契約において現在ご契約の等級から１等級進行します。）

・車両保険の応急処置費用、運搬費用および引取費用のみの事故
・人身傷害保険
・人身車外補償特約
・人身家族おもいやり特約
・ファミリーバイク特約（人身）　・ファミリーバイク特約（自損）
・搭乗者傷害特約（死亡・後遺障害・入通院一時金補償型）
・搭乗者傷害特約（入通院一時金補償型）
・弁護士費用特約　・個人賠償責任特約
・無保険車傷害特約　・ロードアシスタンス特約
・事故時代車費用特約　・自転車傷害特約
・車両無過失事故に関する特約により無事故として取扱う事故

■３等級ダウン事故

１等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、「３等級ダウン事故」として取扱います。

3　等級継承の範囲

記名被保険者の変更が下記のいずれかに該当する場合は、記名被保険者を同一とみなして等級および事故有係数適用期間を引き継ぎます。

・記名被保険者の配偶者への変更
・記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族への変更

（注）記名被保険者の変更前のご契約の等級が１～５等級、事故有係数適用期間が１～６年の場合は、記名被保険者の変更があってもご契約のお車の所有者に変更がなければ、記名被保険者に変更がないものとして等級、事故有係数適用期間を引き継ぐことがあります。

9．ご契約の中断制度について

ご契約のお車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害、記名被保険者の海外渡航などにともない、一時的にご契約を中断される場合は、ご請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約の等級や事故件数などに応じた所定の等級を適用することができます。詳しくは、当社にお問い合わせください。

（注１）中断前のご契約の等級を適用する場合は、所定の事故有係数適用期間も同時に適用します。

（注２）中断前のご契約の保険始期日が 2013 年５月 31 日以前の場合は、事故有係数適用期間がありませんが、等級すえおき事故とノーカウント事故以外の事故があり、当社と締結する中断後の新たなご契約の保険始期日が 2014 年６月１日以降のときは、事故有係数を適用します。

（注３）原則、ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）から 13 か月以内に当社にご請求がない場合は、「中断証明書」を発行することができませんので、ご注意ください。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。

10．保険料不払い時の取扱い

払込猶予期間（保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日（※）の属する月の翌々月の末日までの期間をいいます。以下同様とします。）中に所定の保険料（分割払の場合は分割保険料）の領収が確認できないときは、保険金をお支払いできません。

また、払込猶予期間中に保険料の領収が確認できない場合は、保険契約を解除させていただくことがあります。

※「払込期日」については「❹保険料のお支払いについて（P．31）」をご参照ください。

<例>払込猶予（保険料のお支払いがなかったことが、故意による場合（※）を除きます。）と保険契約の関係（分割払いの場合）

7月31日に払い込むべき保険料のお支払いが9月30日までになかった場合は、7月の払込期日の翌日（8月1日）以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。なお、初回保険料のお支払いがない場合は、ご契約の保険始期日から保険金をお支払いできません。

※「保険料のお支払いがなかったことが故意による場合」の払込猶予期間は、払込期日の翌月末になります。

詳細は、保険料のお支払いに関わる特約（P．195 以降）をご確認ください。

11．クレジットカード払（含む「登録方式」）および払込票払における保険料払込期日前の事故の取扱い

契約保険料（分割払の場合は、第１回分割保険料をいいます。以下同様とします。）または契約内容の変更に伴う追加保険料（分割払の場合は、第１回追加保険料をいいます。以下同様とします。）の領収前に事故が発生し、その事故に対する保険金を請求するときは、保険料の払込猶予期間中であったとしても契約保険料または契約内容の変更に伴う追加保険料をお支払いいただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

セゾン自動車保険　普通保険約款

普通保険約款および特約に共通する用語の定義

<用語の定義（五十音順）>

普通保険約款および特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

用　語	定　義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医師	被保険者以外の医師をいいます。
回収金	第三者が負担すべき金額で被保険者のために既に回収されたものをいいます。
危険物	次のいずれかに該当する物をいいます。 ①　道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第１条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類または危険物 ②　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示 619 号）第２条（定義）に定める可燃物 ③　毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第２条（定義）に定める毒物または劇物
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第３項に定める原動機付自転車をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害（注）に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに限ります。 ①　別表１に掲げる後遺障害 ②　別表１に掲げる後遺障害に該当しない状態であっても、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認められるもの （注）将来においても回復できない機能の重大な障害 被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。
故障損害	偶然な外来の事故に直接起因しない電気的損害または機械的損害をいいます。
自家用８車種	用途車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超２トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）のいずれかである自動車をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
自動車	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条（定義）第２項に定める自動車をいい、原動機付自転車を含みます。

用　語	定　義
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその役員を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
所有者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ①　自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ②　自動車が１年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主 ③　①および②以外の場合は、自動車を所有する者
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に定める乗車装置をいいます。
走行不能	自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。
創傷感染症	丹毒（たんどく）、淋巴腺炎（りんぱせんえん）、敗血症（はいけつしょう）、破傷風（はしょうふう）等をいいます。
治療	医師による治療をいいます。
治療日数	入院した日数または通院した日数（注１）をいいます。ただし、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第 104 号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注２）であるときは、その処置日数を含みます。 （注１）通院した日数 通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った別表２に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネを常時装着したときは、その装着日数について、通院したものとみなします。 （注２）同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
提携金融機関	当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方を含みます。
被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。
暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から１年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から１年間をいいます。ただし、１年未満の端日数がある場合は、その保険期間の初日応当日から保険期間の末日までの期間とします。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
役員	理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき当会社が定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。

〔１－１〕　第１章　対人賠償責任条項

<用語の定義>

この対人賠償責任条項において、次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

（２）当会社は、１回の事故による（１）の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を超過する場合に限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（注）自賠責保険等によって支払われる金額

契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注１）の故意

②　記名被保険者以外の被保険者の故意

③　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤　台風、洪水または高潮

⑥　核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑦　⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑧　③から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨　契約自動車を競技、曲技（注４）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注５）すること。

⑩　契約自動車に危険物を業務（注６）として積載すること、または契約自動車が、危険物を業務（注６）として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引すること。

（２）当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注１）保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人

保険契約者が法人である場合は、その役員を含みます。

（注２）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注３）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注４）競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注５）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

（注６）業務

家事を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

（１）当会社は、事故により次のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合は、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

①　記名被保険者

②　契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

③　被保険者の父母、配偶者または子

④　被保険者の業務（注）に従事中の使用人

⑤　被保険者の使用者の業務（注）に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が契約自動車をその使用者の業務（注）に使用している場合に限ります。

（２）当会社は、契約自動車の所有者が個人である場合は、（１）⑤の規定にかかわらず、記名被保険者がその使用者の業務（注）に契約自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務（注）に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

（注）業務

家事を除きます。

第４条（被保険者）

この対人賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者
② 契約自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
ア．記名被保険者の配偶者
イ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
ウ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
③ 記名被保険者の承諾を得て契約自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間を除きます。
④ 記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者が契約自動車をその使用者（注）の業務に使用している場合に限ります。
（注）使用者
請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第５条（個別適用）

（１）この対人賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第２条（保険金を支払わない場合－その１）（１）①の規定を除きます。
（２）（１）の規定によって、第 10 条（支払保険金の計算）（１）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第６条（当会社による援助）

被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

第７条（当会社による解決）

（１）次のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注）を行います。
① 被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
（２）（１）の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
（３）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の規定は適用しません。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険金額および自賠責保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合
② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
③ 契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
④ 正当な理由がなく被保険者が（２）に規定する協力を拒んだ場合
（注）折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き
弁護士の選任を含みます。

第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（１）事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（３）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（３）に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの対人賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注１）を限度とします。
① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
④ （３）に定める損害賠償額が保険金額（注２）を超えることが明らかになった場合
⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
（３）前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	自賠責保険等によって支払われる金額（注３）	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	＝	損害賠償額

（４）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
（５）（２）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
（注１）支払うべき保険金の額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
（注２）保険金額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
（注３）自賠責保険等によって支払われる金額
契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第９条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第 19 条（事故発生時の義務）（１）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	基本条項第 19 条（１）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

③　緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④　示談交渉費用	次の費用 ア．事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用 イ．第７条（当会社による解決）（２）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑤　争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア．訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ．その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

（注）費用
収入の喪失を含みません。

第 10 条（支払保険金の計算）

（１）１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、生命または身体を害された者１名につき、それぞれ保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	前条①から③までの費用	－	自賠責保険等によって支払われる金額（注）	＝	保険金

（２）当会社は、（１）に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
①　前条④および⑤の費用
②　第７条（当会社による解決）（１）の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金
（注）自賠責保険等によって支払われる金額
契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

第 11 条（仮払金および供託金の貸付け等）

（１）第６条（当会社による援助）または第７条（当会社による解決）（１）の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、生命または身体を害された者１名につき、それぞれ保険金額の範囲内（注１）で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。
①　仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
②　仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
③　②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
（２）（１）③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注２）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
（３）（１）の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の規定は、その貸付金または供託金（注２）を既に支払った保険金とみなして適用します。
①　第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）（２）ただし書
②　前条（１）ただし書
（４）（１）の供託金（注２）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注２）の限度で、（１）の当会社の名による供託金（注２）または貸付金（注３）が保険金として支払われたものとみなします。
（５）基本条項第 22 条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、（１）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
（注１）保険金額の範囲内
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。
（注２）供託金
利息を含みます。
（注３）貸付金
利息を含みます。

第 12 条（先取特権）

（１）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
①　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
②　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（１）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④　被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。
（３）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（２）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（２）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
（注）保険金請求権
第９条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第 13 条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、次の額の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。
①　前条（２）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金の額
②　被保険者が第９条（費用）①から③までの規定により当会社

に対して請求することができる費用の額

〔1－2〕　第2章　対物賠償責任条項

＜用語の定義＞

この対物賠償責任条項において、次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意

② 記名被保険者以外の被保険者の故意

③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑤ 台風、洪水または高潮

⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑧ ③から⑦までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑨ 契約自動車を競技、曲技（注4）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

⑩ 契約自動車に危険物を業務（注6）として積載すること、または契約自動車が、危険物を業務（注6）として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引すること。

⑪ 航空機の滅失、破損または汚損

（2）当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人
　保険契約者が法人である場合は、その役員を含みます。

（注2）核燃料物質
　使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質によって汚染された物
　原子核分裂生成物を含みます。

（注4）競技、曲技
　競技または曲技のための練習を含みます。

（注5）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
　救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

（注6）業務
　家事を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、事故により次のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合は、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者

② 契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第4条（被保険者）

この対物賠償責任条項における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② 契約自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者

ア．記名被保険者の配偶者

イ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

ウ．記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

③ 記名被保険者の承諾を得て契約自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間を除きます。

④ 記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者が契約自動車をその使用者（注）の業務に使用している場合に限ります。

（注）使用者
　請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第5条（個別適用）

（1）この対物賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、第2条（保険金を支払わない場合－その1）（1）①の規定を除きます。

（2）（1）の規定によって、第10条（支払保険金の計算）（1）に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条（当会社による援助）

被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

第7条（当会社による解決）

（1）次のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注）を行います。

① 被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合

② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

（2）（1）の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

① 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額を明らかに超える場合

② 保険証券に自己負担額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の自己負担額を下回る場合

③ 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

④　正当な理由がなく被保険者が（２）に規定する協力を拒んだ場合

（注）折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き
弁護士の選任を含みます。

第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（１）事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（３）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（３）に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき当会社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注１）を限度とします。

①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

②　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③　損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④　法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（３）前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	－	保険証券に自己負担額の記載がある場合は、その自己負担額	＝	損害賠償額

（４）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（５）（２）または（７）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（６）１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注２）が保険金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は（１）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は（２）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

（７）次のいずれかに該当する場合は、（２）および（６）の規定にかかわらず、１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注２）が保険金額を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は（１）の規定による請求権を行使することができるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して（３）に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき当会社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注１）を限度とします。

①　（２）④に規定する事実があった場合

②　損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。

③　当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（注１）支払うべき保険金の額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（注２）被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

第９条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注１）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
①　損害防止費用	基本条項第 19 条（事故発生時の義務）（１）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②　権利保全行使費用	基本条項第 19 条（１）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③　緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
④　落下物取片付け費用	偶然な事故によって契約自動車に積載していた動産（注２）が落下したことに起因して、落下物を取り片付けるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取片付け費用
⑤　原因者負担費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律（明治 32 年法律第 40 号）の適用により被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないときにおいて、被保険者が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 58 条（原因者負担金）の原因者負担金として支出した費用
⑥　示談交渉費用	次の費用 ア．事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用 イ．第７条（当会社による解決）（２）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑦　争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア．訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ．その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

（注１）費用
収入の喪失を含みません。

（注２）契約自動車に積載していた動産
法令等で積載が禁止されている動産または法令等で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第10条（支払保険金の計算）

（1）１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険金額を限度とします。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	＋	前条①から⑤までの費用	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより取得するものがある場合は、その価額	－	保険証券に自己負担額の記載がある場合は、その自己負担額	＝	保険金

（2）当会社は、（1）に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。

① 前条⑥および⑦の費用

② 第７条（当会社による解決）（1）の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第11条（仮払金および供託金の貸付け等）

（1）第６条（当会社による援助）または第７条（当会社による解決）（1）の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、１回の事故につき、保険金額の範囲内（注1）で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け

② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託

③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け

（2）（1）③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注2）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（3）（1）の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の規定は、その貸付金または供託金（注2）を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）ただし書

② 第８条（7）ただし書

③ 前条（1）ただし書

（4）（1）の供託金（注2）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注2）の限度で、（1）の当会社の名による供託金（注2）または貸付金（注3）が保険金として支払われたものとみなします。

（5）基本条項第22条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、（1）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

（注1）保険金額の範囲内
　同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

（注2）供託金
　利息を含みます。

（注3）貸付金
　利息を含みます。

第12条（先取特権）

（1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。

（3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権
　第９条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

　保険金額が、次の額の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

① 前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金の額

② 被保険者が第９条（費用）①から⑤までの規定により当会社に対して請求することができる費用の額

〔1－3〕　第3章　人身傷害条項

<用語の定義（五十音順）>

　この人身傷害条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第２条（定義）第４項に定める運転者をいいます。
損害額	当会社が第１条（保険金を支払う場合）（1）の保険金を支払うべき損害の額をいいます。
対人賠償保険等	他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の自動車	契約自動車以外の自動車をいいます。
賠償義務者	被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

保険金請求権者	第１条（保険金を支払う場合）（１）の損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ①　被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。 ②　被保険者の父母、配偶者または子
保有者	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第２条（定義）第３項に定める保有者をいいます。
労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）等の法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被った場合は、その直接の結果として被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、この人身傷害条項および基本条項に従い、保険金請求権者に保険金を支払います。

①　契約自動車の運行に起因する事故
②　他の自動車の運行に起因する事故
③　契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下

（２）この人身傷害条項における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
②　次のいずれかに該当する間に生じた損害
ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
イ．被保険者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
③　被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた損害
④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
⑤　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害

（２）損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

（３）当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症による損害に対しては、保険金を支払いません。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③　核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④　③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤　①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥　契約自動車を競技、曲技（注３）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。
⑦　契約自動車に危険物を業務（注５）として積載すること、または契約自動車が、危険物を業務（注５）として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引すること。

（注１）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注２）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注３）競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
（注４）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
（注５）業務
家事を除きます。

第４条（被保険者）

（１）この人身傷害条項における被保険者は、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者とします。

（２）（１）に定める者のほか、次のいずれかに該当する者をこの人身傷害条項における被保険者とします。ただし、これらの者が契約自動車の運行に起因する事故によりその身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限ります。

①　契約自動車の保有者
②　契約自動車の運転者

（３）（１）および（２）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①　極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者
②　業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者

（注）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第５条（個別適用）

この人身傷害条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第６条（損害額の決定）

（１）損害額は、被保険者が次のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別表３に定める損害額算定基準に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者が自動車（注１）の運行に起因して被保険者の生命または身体を害した場合は、次の区分ごとの、それぞれ同表に定める損害額算定基準に従い算出した金額と自賠責保険等によって支払われる金額（注 2）のいずれか高い金額の合計額とします。

区　分	被保険者の状態等
①　傷害	治療が必要と認められる状態であること。
②　後遺障害	後遺障害が生じたこと。ただし、同一事故により被保険者が死亡した場合を除きます。
③　死亡	死亡したこと。

（2）既に後遺障害のある被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって損害額を決定します。

別表１に従い決定した加重後の後遺障害の等級に応じた損害額	－	同表に従い決定した既にあった後遺障害の等級に応じた損害額	＝	損害額

（3）（1）および（2）の規定にかかわらず、賠償義務者があり、かつ、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって、判決または裁判上の和解において（1）および（2）の規定により決定される損害額を超える損害額（注３）が認められた場合に限り、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって認められた損害額（注３）をこの人身傷害条項における損害額とみなします。ただし、その損害額（注３）が社会通念上妥当であると認められる場合に限ります。

（注１）自動車
「普通保険約款および特約に共通する用語の定義」の規定にかかわらず、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第２条（定義）第１項に定める自動車とします。

（注２）自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

（注３）損害額
訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用または遅延損害金が含まれている場合は、その金額を差し引いた額とします。

第７条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
①　損害防止費用	基本条項第 19 条（事故発生時の義務）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②　権利保全行使費用	基本条項第 19 条（1）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

（注）費用
収入の喪失を含みません。

第８条（支払保険金の計算）

（1）１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名につき、次の算式により算出された額とします。

第６条（損害額の決定）の規定により決定される損害額	＋	前条の費用の合計額	－	次の額の合計額	＝	保険金

①　自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額

②　対人賠償保険等によって賠償義務者が第１条（保険金を支払う場合）（1）の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額

③　保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額

④　労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた金額（注１）

⑤　第６条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額

⑥　①から⑤までのほか、第１条（1）の損害を補償するために支払われるその他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注２）

（2）（1）の場合において、１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名につき、保険金額を限度とします。ただし、第６条（損害額の決定）（1）②に該当する場合で、別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級もしくは第２級である後遺障害または同表第３級③もしくは④に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額が無制限以外のときは、保険金額の２倍の金額を限度とします。

（3）（1）および（2）の規定にかかわらず、第６条（損害額の決定）（3）の規定を適用する場合は、１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名につき、次のいずれか低い金額を限度とします。

①　（2）に定める限度額

②　第６条（1）および（2）の規定により決定される損害額および前条の費用の合計額

（注１）労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

（注 2）その取得した給付の額またはその評価額
定額給付型の保険金または共済金を除きます。

第９条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）当会社は、次のいずれかの影響により、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

①　被保険者が第１条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響

②　被保険者が第１条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

〔1－4〕　第４章　車両条項

<用語の定義（五十音順）>

この車両条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
ETC 車載器	有料道路自動料金収受システムにおいて使用する車載器をいいます。
カーナビゲーションシステム	自動車用電子式航法装置をいいます。
協定保険価額	保険契約者または被保険者と当会社が契約自動車の価額として保険契約締結の時に協定した価額をいい、保険契約締結の時における契約自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額により定めるものとします。
市場販売価格相当額	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
全損	契約自動車の損傷を修理することができない場合（注）、または第８条（修理費）の修理費が協定保険価額以上となる場合をいいます。 （注）契約自動車の損傷を修理することができない場合 契約自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。
損害額	当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
付属品	次のいずれかに該当する物をいいます。 ①　契約自動車に定着または装備されている物 ②　車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC 車載器その他これらに準ずる物
保険価額	損害が生じた地および時における契約自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって契約自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、被保険者に保険金を支払います。
　①　契約自動車の盗難
　②　①以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故。ただし、契約自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。
（２）（１）の契約自動車には、付属品を含みます。
（３）（２）の付属品には、次のいずれかに該当する物を含みません。
　①　燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
　②　法令により、自動車に定着、固定または装備することを禁止されている物
　③　通常装飾品とみなされる物

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、オに定める者については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
　ア．保険契約者､被保険者または保険金を受け取るべき者（注１）
　イ．所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（注２）
　ウ．アおよびイに定める者の法定代理人
　エ．アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
　オ．アおよびイに定める者の父母、配偶者または子
②　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④　核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥　②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦　差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
⑧　詐欺または横領
⑨　契約自動車を競技、曲技（注５）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注６）すること。
⑩　契約自動車に危険物を業務（注７）として積載すること、または契約自動車が、危険物を業務（注７）として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引すること。
　（注１）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
　　　これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。
　（注２）所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主
　　　これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。
　（注３）核燃料物質
　　　使用済燃料を含みます。
　（注４）核燃料物質によって汚染された物
　　　原子核分裂生成物を含みます。
　（注５）競技、曲技
　　　競技または曲技のための練習を含みます。
　（注６）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
　　　救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
　（注７）業務
　　　家事を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
①　契約自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
②　契約自動車の故障損害
③　契約自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害。ただし、契約自動車から取りはずされて車上

にない契約自動車の鍵の盗難（注１）により、被保険者が第８条（修理費）（２）に定める修理費を負担したことによって被った損害を除きます。
④　付属品のうち契約自動車に定着されていない物に生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
⑤　タイヤ（注２）に生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
⑥　法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

（注１）盗難
紛失を除きます。
（注２）タイヤ
チューブを含みます。

第４条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次のいずれかに該当する間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
①　第２条（保険金を支払わない場合－その１）①のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
②　第２条①のいずれかに該当する者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
③　第２条①のいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間

第５条（被保険者）

この車両条項における被保険者は、契約自動車を所有する者とします。

第６条（保険金額の設定）

（１）この車両条項においては、協定保険価額を保険金額として定めるものとします。
（２）保険契約者または被保険者は、契約自動車の協定保険価額を定めるに際し、当会社が契約自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

第７条（損害額の決定）

損害額は、次のとおりとします。

区　分	損害額
①　契約自動車の損傷を修理することができない場合（注）	協定保険価額
②　①以外の場合	次の算式により算出された額 次条に定める修理費 － 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 ＝ 損害額

（注）契約自動車の損傷を修理することができない場合
契約自動車が盗難にあい発見されなかった場合を含みます。

第８条（修理費）

（１）この車両条項における修理費とは、損害が生じた地および時において、契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、契約自動車の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
（２）次のいずれかに該当する事由により、契約自動車の鍵およびその錠一式を交換するために要した費用は、（１）に定める修理費に含めます。
①　契約自動車のドア、トランク等のいずれかの錠に損害が生じたこと。
②　契約自動車の鍵が盗難（注）されたこと。

（注）盗難
紛失を除きます。

第９条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
①　損害防止費用	基本条項第 19 条（事故発生時の義務）（１）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②　権利保全行使費用	基本条項第 19 条（１）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③　応急処置費用	保険金の支払対象となる事故により契約自動車が走行不能となった場合に、その走行不能となった地において契約自動車を自力で走行できる状態に復旧するために要した応急の処置の費用。ただし、当会社が必要と認める処置のために生じる費用に限ります。
④　運搬費用	保険金の支払対象となる事故により契約自動車が走行不能となった場合に、その走行不能となった地から被保険者の指定する修理工場または当会社が指定する場所まで、陸送車等により契約自動車を運搬するために要した費用。
⑤　引取費用	次のいずれかの引取費用。ただし、契約自動車の引取場所として社会通念上妥当と認められる場所において契約自動車を引き取るために生じる費用に限ります。 ア．保険金の支払対象となる事故により契約自動車が走行不能となった場合に、修理工場等において契約自動車の損傷の修理が完了した後、契約自動車を引き取るために要した費用 イ．盗難にあった契約自動車を引き取るために要した費用のうち、③もしくは④またはア以外の費用
⑥　共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する契約自動車の分担額

（注）費用
収入の喪失を含みません。

第 10 条（支払保険金の計算）

（１）１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。

契約自動車の損害の状態	保険金の額
①　全損の場合	協定保険価額

② ①以外の場合	次の算式により算出された額 第７条（損害額の決定）②の損害額 － 保険証券記載の自己負担額（注）

（２）当会社は、（１）に定める保険金のほか、前条の費用の合計額を保険金として支払います。ただし、同条③から⑤までの費用の合計額は、１回の事故につき、15 万円を限度とします。
（３）当会社は、（２）の規定によって支払うべき保険金と（１）の保険金の合計額が協定保険価額を超える場合であっても、（２）の保険金を支払います。
（４）第７条（損害額の決定）の損害額および前条の費用のうち、回収金がある場合は、当会社は次の算式により算出された額を保険金として支払います。ただし、②の額を限度とします。

次の①または②のいずれか高い額 － 回収金の額 ＝ 保険金

① 第７条の損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額
② （１）から（３）までに定める保険金の額の合計額

（５）（４）における損害額は、保険価額または協定保険価額のいずれか高い額を限度とします。
（注）自己負担額
当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。なお、保険期間中に、車両無過失事故に関する特約の規定が適用される事故または第９条（費用）③から⑤までの費用のみを支払う事故が既に発生している場合は、その事故は事故の発生の回数に含めないものとします。

第 11 条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）

＜用語の定義＞「協定保険価額」および第６条（保険金額の設定）の規定にかかわらず、協定保険価額および保険金額が保険価額を著しく超える場合は、その保険価額を協定保険価額および保険金額とします。

第 12 条（現物による支払）

当会社は、契約自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第 13 条（被害物についての当会社の権利）

（１）当会社が全損として保険金を支払った場合は、当会社は、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額（注１）が協定保険価額に達しない場合は、当会社は、支払った保険金の額（注１）の協定保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
（２）契約自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、支払った保険金の額（注１）の損害額（注２）に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
（３）（１）および（２）の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、契約自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。
（注１）保険金の額
第９条（費用）の費用を除いた保険金の額とします。
（注２）損害額
第９条（費用）の費用を除いた損害の額とします。

第 14 条（盗難自動車の返還）

当会社が第１条（保険金を支払う場合）（１）①に定める契約自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して 60 日以内に契約自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に契約自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

〔１－５〕 第５章 基本条項

＜用語の定義（五十音順）＞
この基本条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書等の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
請求完了日	次のいずれかに該当する日をいいます。 ① 被保険者または保険金を受け取るべき者が第 22 条（保険金の請求）（２）および（３）の規定による手続きを完了した日 ② 損害賠償請求権者が第 25 条（損害賠償額の請求および支払）（１）の規定による手続きを完了した日
損害額および費用	当会社が保険金を支払うべき損害の額および損害の一部とみなす費用をいいます。
対人賠償保険等	人身傷害条項＜用語の定義＞に定める対人賠償保険等をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	人身傷害条項＜用語の定義＞に定める賠償義務者をいいます。
被保険者	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項における被保険者をいいます。
被保険者等債権	損害賠償請求権その他の債権をいい、次の求償権および請求権を含みます。 ① 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権 ② 自賠責保険等に対する請求権 ③ 自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業に対する請求権 ④ ②または③のほか、人身傷害条項に係る損害について、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権
付属品	車両条項＜用語の定義＞に定める付属品をいいます。

保険金	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項の保険金をいいます。
保険金請求権者	人身傷害条項<用語の定義>に定める保険金請求権者をいいます。
保険契約申込書等	保険契約申込書その他の保険契約締結のために必要な当社の定める書類（注）をいいます。 （注）当会社の定める書類 電子媒体によるものを含みます。
無効	保険契約のすべての効力が、保険契約締結の時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

第１条（保険責任の始期および終期）

（1）当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後４時に始まり、末日の午後４時に終わります。ただし、保険期間の始まる時刻については、保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
（2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
（3）当会社は、必要事項が記載された当会社所定の保険契約申込書等を当会社が受領した時までに生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
（4）保険契約者は、この保険契約に付帯される特約の規定に従い、この保険契約に定められた保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第２条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、契約自動車が日本国内（注）にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。
（注）日本国内
日本国外における日本船舶内を含みます。

第３条（告知義務）

（1）保険契約者または記名被保険者（注１）になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
（2）保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者（注１）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。
① （2）の事実がなくなった場合
② 当会社が保険契約締結の際、（2）の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
③ 保険媒介者（注２）が、保険契約者または記名被保険者（注１）が（1）に規定する事実を告げることを妨げた場合。ただし、保険媒介者（注２）にその行為がなかったとしても、保険契約者または記名被保険者（注１）が事実を告げなかったまたは事実と異なることを告げたと認められる場合は除きます。
④ 保険媒介者（注２）が、保険契約者または記名被保険者（注１）に対し、（1）に規定する事実を告げることをせず、または事実と異なることを告げることを勧めた場合。ただし、保険媒介者（注２）にその行為がなかったとしても、保険契約者または記名被保険者（注１）が事実を告げなかったまたは事実と異なることを告げたと認められる場合は除きます。
⑤ 保険契約者または記名被保険者（注１）が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
⑥ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して１か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して５年を経過した場合
（4）（2）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第 14 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
（5）（4）の規定は、（2）の事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
（注１）記名被保険者
車両条項においては、被保険者とします。
（注２）保険媒介者
当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。ただし、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第４条（通知義務）

（1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
① 契約自動車の用途車種または登録番号もしくは車両番号を変更すること。
② 保険証券記載の契約自動車の使用目的（注１）を変更すること。
③ 保険証券記載の契約自動車の主な使用地（注２）を変更すること。
④ 保険証券記載の契約自動車の年間走行距離区分（注３）を変更すること。
⑤ この保険契約の保険料を決定するための保険事故歴等の条件に変更を生じさせる事実が発生すること。
⑥ ①から⑤までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注４）が発生すること。
（2）（1）の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく（1）の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（3）（2）の規定は、当会社が（2）の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して１か月を経過した場合または危険増加が生じた時の翌日から起算して５年を経過した場合は適用しません。
（4）（2）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第 14 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（5）（4）の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
（6）（2）の規定にかかわらず、（1）の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注5）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（7）（6）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第14条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
（8）保険契約締結の後、保険契約申込書等または保険証券に記載された等級に変更を生じさせる事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

（注1）使用目的
業務使用、通勤・通学使用または日常・レジャー使用の区分をいいます。

（注2）使用地
都道府県をいいます。

（注3）年間走行距離区分
5,000㎞以下、5,000㎞超10,000㎞以下、10,000㎞超15,000㎞以下、15,000㎞超をいいます。

（注4）告知事項の内容に変更を生じさせる事実
告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

（注5）引受範囲
保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第5条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の保険契約者の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第6条（契約自動車の譲渡）

（1）契約自動車が譲渡（注1）された場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を契約自動車の譲受人（注2）に移転させるときは、あらかじめその旨を書面等をもって当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
（2）当会社が（1）の請求を承認した場合は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、契約自動車の譲受人（注2）に移転します。
（3）当会社は、契約自動車が譲渡（注1）された後、（1）の書面等を受領するまでの間に契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
（4）当会社が（1）の請求を承認しない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（5）（4）に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月以内に行使しなければ消滅します。

（注1）譲渡
所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の契約自動車の返還を含みます。

（注2）譲受人
所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

第7条（契約自動車の入替）

（1）次のいずれかに該当する場合で、それぞれ下表に定める入替対象自動車と契約自動車の入替を行うときは、保険契約者は、あらかじめその旨を書面等をもって当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

契約自動車の入替の通知を行う場合	入替対象自動車
①　次のいずれかに該当する者が、契約自動車と同一の用途車種（注1）の自動車を新たに取得（注2）した場合 ア．契約自動車の所有者（注3） イ．記名被保険者 ウ．記名被保険者の配偶者 エ．記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	左記の新たに取得（注2）した自動車
②　契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合	契約自動車と同一の用途車種（注1）の、①のいずれかに該当する者が所有する自動車（注4）。ただし、契約自動車および①の新たに取得（注2）した自動車を除きます。

（2）当会社が（1）の請求を承認した場合は、その入替対象自動車について、この保険契約を適用します。
（3）当会社は、（1）の書面等を受領するまでの間にその入替対象自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
（4）当会社が（1）の請求を承認しない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限ります。
（5）（4）に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月以内に行使しなければ消滅します。

（注1）同一の用途車種
別表4に掲げる契約自動車と入替ができる用途車種を含みます。

（注2）取得
所有権留保条項付売買契約に基づく購入または1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

（注3）所有者
「普通保険約款および特約に共通する用語の定義」の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者をいいます。
①　自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
②　自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
③　①および②以外の場合は、自動車を所有する者

（注4）所有する自動車
所有権留保条項付売買契約に基づき購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約に基づき借り入れた自動車を含みます。

第８条（協定保険価額および保険金額の変更）

（１）車両条項の適用がある場合において、保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の装着等によって契約自動車の価額が著しく増加した場合は、保険契約者または車両条項の被保険者は、遅滞なく、書面等をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
（２）車両条項の適用がある場合において、保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の取りはずし等によって契約自動車の価額が著しく減少した場合は、保険契約者または車両条項の被保険者は、当会社に対する通知をもって、車両条項の協定保険価額および保険金額について、減少後の契約自動車の価額に至るまでの減額を請求することができます。
（３）（１）および（２）の場合、当会社と保険契約者または車両条項の被保険者は、将来に向かって、それぞれ下表に定める変更後の額に、車両条項の協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

区　分	変更後の額
①　（１）の場合	次の算式により算出された額 保険証券記載の協定保険価額 ＋ （１）の事由によって増加した価額
②　（２）の場合	次の算式により算出された額 保険証券記載の協定保険価額 － （２）の事由によって減少した価額

（４）前条（１）のいずれかに該当する場合において、保険契約者が書面等により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときは、車両条項第６条（保険金額の設定）の規定によりその入替対象自動車の価額を定め、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

第９条（契約内容の変更）

（１）保険契約者は、第３条（告知義務）から前条まで以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面等をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
（２）当会社が（１）の請求を承認した場合は、その契約内容の変更を行います。
（３）（２）の場合において、当会社が書面等を受領するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第 10 条（保険契約の無効）

（１）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
（２）（１）の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第 11 条（保険契約の取消し）

（１）保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
（２）損害または傷害が発生した後に（１）の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第 12 条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 13 条（重大事由による解除）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
①　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②　被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③　①および②に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
（２）（１）の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、（１）のいずれかの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第 14 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）

（１）次のいずれかに該当する場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、保険料の返還または追加保険料の請求について、それぞれ下表およびこの保険契約に付帯される特約に定めるところにより取り扱います。

区　分	保険料の返還または追加保険料の請求方法
①　第３条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合（注１）。ただし、同条（２）の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。	変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
②　次のいずれかに該当する場合 ア．危険増加が生じた場合または危険が減少した場合（注２）。ただし、第４条（通知義務）（２）または（６）の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。 イ．第４条（８）の事実が発生した場合（注３）	（ア）変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出された額を返還します。 変更前の保険料と変更後の保険料の差額（注４） × （１－ 既経過期間（注５）に対応する別表５に定める月割短期料率） （イ）変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出された額を請求します。

ウ．第6条（契約自動車の譲渡）（2）の承認をする場合 エ．第7条（契約自動車の入替）（2）の承認をする場合	変更後の保険料と変更前の保険料の差額（注4） × 未経過期間（注6）に対応する別表5に定める月割短期料率
③　次のいずれかに該当する場合 ア．第8条（協定保険価額および保険金額の変更）（3）の変更をする場合 イ．第9条（契約内容の変更）（2）の承認をする場合	

（2）（1）の規定にかかわらず、（1）②または③の場合で、当会社が別に定める条件を満たすときの保険料の返還または追加保険料の請求の計算は、別表5に定める月割短期料率によらず、当会社の定める方法によります。

（注1）第3条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合

その事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または記名被保険者（注7）からその訂正の申出がないときを含みます。

（注2）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合

その事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないときを含みます。

（注3）第4条（8）の事実が発生した場合

その事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないときを含みます。

（注4）保険料の差額

保険期間が1年を超える場合は、保険年度ごとの保険料の差額とします。

（注5）既経過期間

危険が減少した場合は、危険が減少した時までの期間とします。

（注6）未経過期間

危険増加が生じた場合は、危険増加が生じた時以降の期間とします。

（注7）記名被保険者

車両条項においては、被保険者とします。

第16条（保険料の取扱い－無効の場合）

第10条（保険契約の無効）（1）の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の取扱い－取消しの場合）

第11条（保険契約の取消し）（1）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第18条（保険料の取扱い－解除の場合）

当会社がこの保険契約を解除した場合または保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、別に定める算式により算出された保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

第19条（事故発生時の義務）

（1）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次の事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者、被保険者または保険金

を受け取るべき者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
①　損害の発生および拡大の防止に努め、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めさせること。	発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②　事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
③　次の事項を遅滞なく、書面等で当会社に通知すること。 ア．事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ．事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ．損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	
④　契約自動車または契約自動車の鍵の盗難（注1）があった場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。	
⑤　契約自動車を修理する場合は、必要な応急の仮手当をするときを除き、修理工場の選定も含め、あらかじめ当会社の承認を得ること。	
⑥　他人に損害賠償の請求（注2）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。	他人に損害賠償の請求（注2）をすることによって取得することができたと認められる額
⑦　損害賠償の請求（注2）を受け、その全部または一部を承認する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。	損害賠償責任がないと認められる額
⑧　損害賠償の請求（注2）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
⑨　他の保険契約等の有無および内容（注3）について遅滞なく当会社に通知すること。	
⑩　①から⑨までのほか、次のことを履行すること。 ア．当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ．当会社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。	

（2）次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

①　保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）③、④または⑩の書類に事実と異なる記載をした場合

② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（1）③、④または⑩の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

（注1）盗難
紛失を除きます。

（注2）損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注3）他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第20条（事故発生時の義務－人身傷害条項の特則）

（1）人身傷害条項において、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が同条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害を被った場合であって、次のいずれかに該当するときは、保険契約者、被保険者または保険金請求権者は、前条（1）に定める事故発生時の義務のほか、それぞれ下表に定める事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または保険金請求権者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

区分	事故発生時の義務	控除額
① 賠償義務者がある場合	保険金請求権者は、遅滞なく次の事項を書面等によって当会社に通知すること。 ア．賠償義務者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係 イ．対人賠償保険等の有無およびその内容 ウ．賠償義務者に対して損害賠償の請求を行った場合は、その内容 エ．保険金請求権者が人身傷害条項第1条（1）の損害に対して、次のいずれかに該当する者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額 （ア）賠償義務者 （イ）自賠責保険等または対人賠償保険等の保険者または共済者 （ウ）賠償義務者以外の第三者 オ．事故の原因となった、契約自動車以外の自動車がある場合は、その自動車の所有者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
② 被保険者が人身傷害条項第1条の傷害の治療を受ける場合	被保険者は、公的制度の利用等により費用の軽減に努めること。	
③ 保険契約者または保険金請求権者が損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合	保険契約者または保険金請求権者は、あらかじめ当会社の承認を得ること。	その意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

（2）保険金請求権者が、正当な理由がなく（1）①の書面等に事実と異なる記載をした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（3）当会社は、賠償義務者または人身傷害条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

損害額および費用（注）	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

（3）（2）における人身傷害条項の損害額は、同条項第6条（損害額の決定）の規定により決定される損害額とします。

（4）（2）における車両条項の損害額は、同条項<用語の定義>に定める保険価額または同条項<用語の定義>および同条項第11条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額のいずれか高い額を限度とします。

（注）損害額および費用
それぞれの保険契約または共済契約において損害額および費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とし、また、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第22条（保険金の請求）

（1）当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権発生の時
① 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に係る保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 人身傷害条項に係る保険金	ア．同条項第６条（損害額の決定）（１）①に係る保険金	被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時
	イ．同条（１）②に係る保険金	被保険者に後遺障害が生じた時
	ウ．同条（１）③に係る保険金	被保険者が死亡した時
③ 車両条項に係る保険金		損害発生の時

（２）被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書（注１）については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
① 保険金の請求書
② 保険証券
③ 公の機関が発行する交通事故証明書（注１）
④ 盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑧ 対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、次の書類
ア．被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
イ．損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
⑨ 対物賠償責任条項または車両条項に係る保険金の請求に関しては、次の書類または証拠
ア．被害が生じた物の価額を確認できる書類
イ．修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
ウ．被害が生じた物の写真または画像データ
⑩ その他当会社が第23条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠としてこの保険契約に付帯される特約の規定または保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めるもの

（３）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注２）
② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注２）または②以外の３親等内の親族

（４）（３）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。

（５）当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（６）次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（５）の規定に違反した場合
② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（２）、（３）または（５）の書類に事実と異なる記載をした場合
③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく（２）、（３）または（５）の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

（注１）交通事故証明書
人の死傷を伴う事故または契約自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

（注２）配偶者
「普通保険約款および特約に共通する用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第23条（保険金の支払時期）

（１）当会社は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、車両条項<用語の定義>に定める保険価額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者または保険金を受け取るべき者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

（２）（１）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（１）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注１）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注２）	180 日
② （1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③ （1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤ （1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日

（3）（1）および（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注３）は、これにより確認が遅延した期間については、（1）または（2）の期間に算入しないものとします。

（注１）下表に定める延長後の日数
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注２）照会
弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注３）その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 24 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

（1）当会社は、人身傷害に関して、第 19 条（事故発生時の義務）（1）②もしくは③の規定による通知または第 22 条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

（2）（1）の規定による診断または死体の検案（注１）のために要した費用（注２）は、当会社が負担します。

（注１）死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注２）費用
収入の喪失を含みません。

第 25 条（損害賠償額の請求および支払）

（1）損害賠償請求権者が対人賠償責任条項第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償責任条項第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書（注１）については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

① 損害賠償額の請求書
② 公の機関が発行する交通事故証明書（注 1）
③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
⑦ 対物賠償責任条項に係る損害賠償額の請求に関しては、次の書類または証拠
ア．被害が生じた物の価額を確認できる書類
イ．修理等に要する費用の見積書。ただし、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
ウ．被害が生じた物の写真または画像データ
⑧ その他当会社が（4）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めるもの

（2）当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、（1）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（3）次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
① 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（2）の規定に違反した場合
② 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（1）または（2）の書類に事実と異なる記載をした場合
③ 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく（1）または（2）の書類または証拠を偽造しまたは変造した場合

（4）当会社は、対人賠償責任条項第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）、対物賠償責任条項第８条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）または同条（7）のいずれかに該当する場合は、請求完了日からその日を含めて 30 日以内に、当会社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償額を支払います。
① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項

（5）（4）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、（4）の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表に定める延長後の日数（注２）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、

当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

特別な照会または調査	延長後の日数
①　（4）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会（注3）	180日
②　（4）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③　（4）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④　災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（4）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤　（4）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

（6）（4）および（5）に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、（4）または（5）の期間に算入しないものとします。

（注1）交通事故証明書
人の死傷を伴う事故または契約自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合に限ります。

（注2）下表に定める延長後の日数
複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）照会
弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第26条（時効）

保険金請求権は、保険金請求権発生の時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第27条（損害賠償額請求権の行使期限）

対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）および対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。

①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合

②　損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第28条（代位）

（1）損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が被保険者等債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その被保険者等債権は次の額を限度として当会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
①　当会社が損害額および費用の全額を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア．左記の支払った保険金の額 イ．被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権の全額
②　当会社が損害額および費用の一部を保険金として支払った場合	次のいずれか低い額 ア．左記の支払った保険金の額 イ．次の算式により算出された額 ［被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権の額］－［損害額および費用のうち保険金が支払われていない額］

（2）（1）の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する被保険者等債権は、当会社に移転した被保険者等債権よりも優先して弁済されるものとします。

（3）（1）における人身傷害条項の損害額は、同条項第6条（損害額の決定）の規定により決定される損害額とします。

（4）（1）の場合において、被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した被保険者等債権が車両損害に関するものであるときは、次に定めるところにより取り扱います。

①　（1）の損害額は、車両条項＜用語の定義＞に定める保険価額または同条項＜用語の定義＞および同条項第11条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額のいずれか高い額を限度とします。

②　当会社は、正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者に対しては、（1）の規定により移転した被保険者等債権を行使しません。ただし、次のいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその被保険者等債権を行使することができます。

ア．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害

イ．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間に生じた損害

ウ．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

エ．正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間に生じた損害

オ．自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間に生じた損害

（5）被保険者および保険金を受け取るべき者は、（1）の規定により移転した被保険者等債権を当会社が行使するにあたって、当会社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第29条（保険契約者の変更）

（1）保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この

保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、保険契約者がこの権利および義務を契約自動車の譲受人（注）に移転させる場合は、第６条（契約自動車の譲渡）（１）および（２）の規定によるものとします。

（２）（１）の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面等をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

（３）保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

（注）譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。

第 30 条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

（１）この保険契約について、保険契約者または保険金を受け取るべき者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

（２）（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

（３）保険契約者が２名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第 31 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 32 条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

＜別表１＞後遺障害等級表

表１　介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害
第１級	①　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ②　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第２級	①　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの ②　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

注　各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

表２　表１以外の後遺障害

等級	後遺障害
第１級	①　両眼が失明したもの ②　咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ③　両上肢をひじ関節以上で失ったもの ④　両上肢の用を全廃したもの ⑤　両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥　両下肢の用を全廃したもの
第２級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ②　両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ③　両上肢を手関節以上で失ったもの ④　両下肢を足関節以上で失ったもの
第３級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ②　咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの ③　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤　両手の手指の全部を失ったもの
第４級	①　両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ②　咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③　両耳の聴力を全く失ったもの ④　１上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤　１下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥　両手の手指の全部の用を廃したもの ⑦　両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第５級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ②　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑤　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑥　１上肢の用を全廃したもの ⑦　１下肢の用を全廃したもの ⑧　両足の足指の全部を失ったもの

等級	障害
第６級	①　両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ②　咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤　脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥　１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑦　１下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの ⑧　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指を失ったもの
第７級	①　１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ②　両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④　神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤　胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥　１手のおや指を含み３の手指を失ったものまたはおや指以外の４の手指を失ったもの ⑦　１手の５の手指またはおや指を含み４の手指の用を廃したもの ⑧　１足をリスフラン関節以上で失ったもの ⑨　１上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩　１下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪　両足の足指の全部の用を廃したもの ⑫　外貌に著しい醜状を残すもの ⑬　両側の睾丸を失ったもの
第８級	①　１眼が失明し、または１眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの ②　脊柱に運動障害を残すもの ③　１手のおや指を含み２の手指を失ったものまたはおや指以外の３の手指を失ったもの ④　１手のおや指を含み３の手指の用を廃したものまたはおや指以外の４の手指の用を廃したもの ⑤　１下肢を５センチメートル以上短縮したもの ⑥　１上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの ⑦　１下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの ⑧　１上肢に偽関節を残すもの ⑨　１下肢に偽関節を残すもの ⑩　１足の足指の全部を失ったもの
第９級	①　両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ②　１眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ③　両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④　両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ⑤　鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑥　咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの ⑦　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの

等級	障害
	⑧　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑨　１耳の聴力を全く失ったもの ⑩　神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑪　胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの ⑫　１手のおや指またはおや指以外の２の手指を失ったもの ⑬　１手のおや指を含み２の手指の用を廃したものまたはおや指以外の３の手指の用を廃したもの ⑭　１足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの ⑮　１足の足指の全部の用を廃したもの ⑯　外貌に相当程度の醜状を残すもの ⑰　生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	①　１眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ②　正面を見た場合に複視の症状を残すもの ③　咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの ④　14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤　両耳の聴力が１メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの ⑥　１耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ⑦　１手のおや指またはおや指以外の２の手指の用を廃したもの ⑧　１下肢を３センチメートル以上短縮したもの ⑨　１足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの ⑩　１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの ⑪　１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	①　両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②　両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③　１眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④　10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑤　両耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ⑥　１耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑦　脊柱に変形を残すもの ⑧　１手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの ⑨　１足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの ⑩　胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	①　１眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの ②　１眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの ③　７歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ④　１耳の耳殻の大部分を欠損したもの ⑤　鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの ⑥　１上肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの ⑦　１下肢の３大関節中の１関節の機能に障害を残すもの

	⑧　長管骨に変形を残すもの ⑨　１手のこ指を失ったもの ⑩　１手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの ⑪　１足の第２の足指を失ったもの、第２の足指を含み２の足指を失ったものまたは第３の足指以下の３の足指を失ったもの ⑫　１足の第１の足指または他の４の足指の用を廃したもの ⑬　局部に頑固な神経症状を残すもの ⑭　外貌に醜状を残すもの
第13級	①　１眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ②　正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③　１眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④　両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ⑤　５歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥　１手のこ指の用を廃したもの ⑦　１手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧　１下肢を１センチメートル以上短縮したもの ⑨　１足の第３の足指以下の１または２の足指を失ったもの ⑩　１足の第２の足指の用を廃したもの、第２の足指を含み２の足指の用を廃したものまたは第３の足指以下の３の足指の用を廃したもの ⑪　胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	①　１眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの ②　３歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ③　１耳の聴力が１メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの ④　上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑤　下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの ⑥　１手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの ⑦　１手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの ⑧　１足の第３の足指以下の１または２の足指の用を廃したもの ⑨　局部に神経症状を残すもの

注１　視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。
注２　手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
注３　手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
注４　足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。
注５　足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。
注６　各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
注７　同一事故により、表２に掲げる２種以上の後遺障害が生じた場合は、それぞれ下表に定める等級の後遺障害に該当したものとみなします。

区分	該当したとみなす後遺障害の等級
①　第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級
②　①以外の場合で、第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。	重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級
③　①および②以外の場合で、第１級から第 13 級までに掲げる後遺障害が２種以上あるとき。	重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級
④　①から③まで以外の場合	重い後遺障害に該当する等級

関節などの説明図

＜別表２＞ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

1．長管骨および脊柱
2．長管骨に接続する上肢または下肢の３大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（注）を装着した場合に限ります。
3．ろく骨および胸骨。ただし、体幹部にギプス等（注）を装着した場合に限ります。
4．上記部位以外の部位。ただし、ギプス等（注）を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じた場合に限ります。また、手指もしくは足指のみにギプス等（注）を装着した場合または脱着が容易なギプス等（注）を装着した場合を除きます。
（注）ギプス等
ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネをいいます。

＜別表３＞損害額算定基準

第１　傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った積極損害、休業損害および精神的損害とします。

なお、臓器の移植に関する法律（平成９年法律第 104 号）第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

1．積極損害
（1）治療関係費

<table>
<tr><td>①　応急手当費</td><td>応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
<tr><td>②　診察料</td><td>必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
<tr><td>③　入院料</td><td>原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
<tr><td>④　投薬料、手術料、処置料等</td><td>必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
<tr><td>⑤　通院費、転院費、入退院費</td><td>必要かつ妥当な実費とします。なお、通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。</td></tr>
<tr><td>⑥　看護料</td><td>原則として、医師がその療養上必要と認めた場合に限り、下表に定めるとおりとします。
<table>
<tr><td>看護した者</td><td>支払対象となる看護料の金額</td></tr>
<tr><td>ア．厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者</td><td>厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の料金。なお、食費を含みます。</td></tr>
<tr><td>イ．近親者等</td><td>（ア）入院看護をした場合は、１日につき 4,100 円
（イ）医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、１日につき 2,050 円
（ウ）12 歳以下の子供または歩行困難な者の通院に付添った場合は、１日につき 2,050 円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>⑦　入院中の諸雑費</td><td>療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、入院１日につき 1,100 円とします。</td></tr>
<tr><td>⑧　柔道整復等の費用</td><td>免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。</td></tr>
</table>

⑨　義肢等の費用	ア．傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補綴、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。 イ．アに掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、その必要かつ妥当な実費とします。
⑩　診断書等の費用	必要かつ妥当な実費とします。

（2）その他の費用

（1）以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

2．休業損害

受傷により、被保険者本人の労働の対価として得ている収入が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、次の算定方法によります。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

（1）有職者

次の算定方法によります。ただし、提出資料上1日あたりの減収額が 5,700 円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は、1日につき 5,700 円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

被保険者区分	算定方法
①　給与所得者	事故直前3か月間の月例給与等 ／ 90 日 × 休業損害の対象となる日数 ア．事故直前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の本給および付加給の合計額により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い者が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料に基づき決定します。 イ．月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。 ウ．賞与等について、実際に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。 エ．役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。
②　商工鉱業者、農林漁業者等事業所得者または家族従業者	（事故前1か年間の収入額 － 必要経費）× 寄与率 ／ 365 日 × 休業損害の対象となる日数 ア．事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表1に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。 イ．寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。 ウ．代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。
③　自由業者	（事故前1か年間の固定給を除く収入額 － 必要経費）／ 365 日 × 休業損害の対象となる日数 ア．自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業その他これに準ずる者をいいます。 イ．事故前1か年間の収入額、必要経費および代替労力については「②　商工鉱業者、農林漁業者等事業所得者または家族従業者」に準じます。
④　アルバイトまたはパートタイマー	「①　給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。 事故前3か月間の就労日数 ／ 90 日 × 休業した期間の延べ日数

（2）家事従事者

実際に家事に従事できなかった日数に対し、1日につき 5,700 円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

（3）金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者等、実際に労働の対価としての収入のない者は、支払の対象となりません。

3．精神的損害

対象日数1日につき、通院は 4,200 円、入院は 8,400 円とします。

対象日数は、以下の各期間区分ごとの総日数の範囲内で、通院は治療日数の2倍を、入院は治療日数を、それぞれ上限として決定します。

ただし、以下の各期間区分ごとの対象日数に以下の割合を乗じて

計算します。

期間区分	割合
事故の発生の日からその日を含めて 90 日以内の期間	100%
事故の発生の日からその日を含めて 90 日超 180 日以内の期間	75%
事故の発生の日からその日を含めて 180 日超 270 日以内の期間	45%
事故の発生の日からその日を含めて 270 日超 390 日以内の期間	25%
事故の発生の日からその日を含めて 390 日超の期間	15%

また、妊婦が胎児を死産、流産または人工流産した場合は、次の金額を加えます。

妊娠期間	金額
3か月（12 週）以内	30 万円
4か月（13 週）以上6か月（24 週）以内	50 万円
7か月（25 週）以上	80 万円

（注）同法附則第 11 条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

第２　後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表１によります。

１．逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた得べかりし経済的利益の損失をいい、原則として、次の算式により計算します。

収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

なお、「収入額」、「労働能力喪失率」、「労働能力喪失期間」および「ライプニッツ係数」は、次のとおりとします。

（1）収入額

被保険者区分別に次のとおりとします。なお、付表１に定める年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、被保険者の症状固定時の年齢に対応する平均給与額とします。

被保険者区分	収入額
①　家事従事者以外の有職者	現実収入額または付表１に定める年齢別平均給与額のいずれか高い額とします。 ただし、次のとおりとします。 ア．現実収入額とは、事故前１か年間または後遺障害確定前１か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額をいい、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表１に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。

被保険者区分	収入額
	なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表１に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。 イ．付表１において、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。 ウ．退職後１年を経過していない失業者については、「現実収入額」を「退職前１年間の収入額」と読み替えて適用します。ただし、定年退職者等を除きます。 エ．現実収入額が労働能力喪失期間の始期から終期に至るまでの全期間を通じて付表１に定める年齢別平均給与額を上回らない蓋然性が高いと認められる場合は、④の額を収入額とします。
②　家事従事者または 18 歳以上の学生	付表１に定める年齢別平均給与額 ただし、付表１において、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
③　幼児または 18 歳未満の学生	付表１に定める全年齢平均給与額
④　①から③まで以外の十分働く意思と能力を有している無職者	次のいずれか高い額 ア．付表１に定める 18 歳平均給与額 イ．付表１に定める年齢別平均給与額の 50%

（2）労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数

用語	取扱い
①　労働能力喪失率	付表２に定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額、将来の収入の蓋然性等を勘案し、損害賠償における判例動向等を鑑み決定します。
②　労働能力喪失期間	付表３に定める年齢別就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し、損害賠償における判例動向等を鑑み決定します。
③　ライプニッツ係数	付表４によります。

２．精神的損害

後遺障害等級別に次の金額を基準とします。

後遺障害等級	父母、配偶者または子のいずれかがいる場合	左記以外
第１級	1,800 万円	1,600 万円

第２級	1,500 万円	1,200 万円
第３級	1,300 万円	1,000 万円
第４級	900 万円	
第５級	700 万円	
第６級	600 万円	
第７級	500 万円	
第８級	400 万円	
第９級	300 万円	
第10級	200 万円	
第11級	150 万円	
第12級	100 万円	
第13級	70 万円	
第14級	40 万円	

３．将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、次の算式により計算します。

［介護料および諸雑費］× 12 ×［介護期間に対応するライプニッツ係数］

なお、「介護料および諸雑費」、「介護期間」および「ライプニッツ係数」は、次のとおりとします。

（1）介護料および諸雑費

後遺障害の区分	介護料および諸雑費
①　別表１の表１の第１級に該当する後遺障害の場合	１か月につき 15 万円
②　別表１の表１の第２級、別表１の表２の第１級、第２級または第３級③もしくは④に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合	１か月につき 7.5 万円

（2）介護期間およびライプニッツ係数

用語	取扱い
①　介護期間	障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表５に定める平均余命の範囲内で決定します。
②　ライプニッツ係数	介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数は付表４によります。

４．その他の損害

１から３まで以外の後遺障害による損害は、次のいずれかに該当する費用とします。

（1）あらかじめ当会社の同意を得て支出した次の費用。ただし、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。なお、被保険者にそれぞれ下表に定める後遺障害が発生した場合に限ります。

費用の名称	費用の内容	対象となる後遺障害
①　自動車改造費用	被保険者が使用する自動車１台に次の装置を取り付けるための費用 ア．自動車の運転装置に関して、被保険者の後遺障害による支障を軽減するための手動運転装置、足動運転装置等 イ．被保険者が自動車に搭乗する際の被保険者または介助者が行う動作を軽減するための回転式座席、車椅子固定装置、電動リフト等	次のいずれかに該当する後遺障害 （ア）別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級から第３級までのいずれかである後遺障害 （イ）後遺障害の部位が上肢（注１）、下肢（注２）または体幹（注３）であり、かつ、同表に従い決定した後遺障害の等級が第４級から第 14 級までのいずれかである後遺障害。ただし、同表第 14 級④または⑤に掲げる後遺障害を除きます。
②　住居改造費用	被保険者の介護を行うために必要かつ有益な、被保険者の居住の用に供する住宅（注４）１軒を改造するための費用	次のいずれかに該当する後遺障害 ア．別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級または第２級のいずれかである後遺障害 イ．同表第３級③または④に掲げる後遺障害

（2）（1）以外の費用については、将来支出される費用を含み、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。なお、将来支出される費用の算出にあたっては、付表４に定めるライプニッツ係数により中間利息を控除します。

（注１）上肢
手を含みます。

（注２）下肢
足を含みます。

（注３）体幹
脊柱、鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨、骨盤骨および胸腹部臓器をいいます。

（注４）住宅
敷地を含みます。

第３　死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。ただし、同一事故で後遺障害による損害に対して保険金の支払を受けている場合は、既に保険金の支払を受けた後遺障害による損害の額を控除します。

１．葬儀費

60 万円とします。ただし、立証資料等により 60 万円を超えることが明らかな場合は、100 万円を限度として実費を支払います。

２．逸失利益

（1）死亡により生じた得べかりし経済的利益の損失をいい、原則として、次の算式により計算します。

（［収入額］－［生活費］）×［就労可能年数に対応するライプニッツ係数］

なお、「収入額」、「生活費」、「就労可能年数」および「ライプニッツ係数」は、次のとおりとします。

①　収入額

被保険者区分別に次のとおりとします。なお、付表１に定める年齢別平均給与額は、特段の断りがないかぎり、被保険者の死亡した時の年齢に対応する平均給与額とします。

被保険者区分	収入額
ア．家事従事者以外の有職者	現実収入額または付表１に定める年齢別平均給与額のいずれか高い額とします。 ただし、次のとおりとします。 （ア）現実収入額とは、事故前１か年間に労働の対価として得た収入額をいい、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表１に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表１に定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。 （イ）付表１において、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、死亡した時から就労可能年数を経過するまでの各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。 （ウ）退職後１年を経過していない失業者については、「現実収入額」を「退職前１年間の収入額」と読み替えて適用します。ただし、定年退職者等を除きます。 （エ）現実収入額が死亡した時から就労可能年数を経過するまでの全期間を通じて付表１に定める年齢別平均給与額を上回らない蓋然性が高いと認められる場合は、エの額を収入額とします。
イ．家事従事者または18歳以上の学生	付表１に定める年齢別平均給与額 ただし、付表１において、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、死亡した時から就労可能年数を経過するまでの各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがあるときは、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。
ウ．幼児または18歳未満の学生	付表１に定める全年齢平均給与額
エ．アからウまで以外の十分働く意思と能力を有している無職者	次のいずれか高い額 （ア）付表１に定める18歳平均給与額 （イ）付表１に定める年齢別平均給与額の50%

②　生活費、就労可能年数およびライプニッツ係数

用　語	取扱い
ア．生活費	被扶養者の人数に応じ、収入額に対する次の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に実際に扶養されていた者をいいます。 被扶養者の人数：割合 被扶養者がない場合：50% １人：40% ２人：35% ３人以上：30%
イ．就労可能年数	付表３によります。
ウ．ライプニッツ係数	付表３によります。

（２）被保険者が年金等の受給者（注）である場合は、（１）の額に加えて、次の算式により算出された額を加えるものとします。

（年金等の額 − 生活費）×（死亡時の年齢における平均余命年数に対応するライプニッツ係数 − 死亡時の年齢における就労可能年数に対応するライプニッツ係数）

なお、「生活費」、「平均余命年数に対応するライプニッツ係数」および「就労可能年数に対応するライプニッツ係数」は、次のとおりとします。

用　語	取扱い
①　生活費	（１）②に定めるところによります。
②　平均余命年数に対応するライプニッツ係数	付表４および付表５によります。
③　就労可能年数に対応するライプニッツ係数	付表３によります。

３．精神的損害

被保険者区分別に次の金額を基準とします。

被保険者区分	金額
（１）被保険者が一家の支柱である場合	2,000万円
（２）被保険者が65歳以上の者である場合	1,500万円
（３）被保険者が（１）および（２）以外である場合	1,600万円

４．その他の損害

１から３まで以外の死亡による損害は、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

（注）年金等の受給者

各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を実際に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含みません。

付表１　年齢別平均給与額表（平均月額）

年齢	男　子	女　子	年齢	男　子	女　子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢平均	415,400	275,100			
18	187,400	169,600	43	478,300	301,000
19	199,800	175,800	44	482,000	298,800
20	219,800	193,800	45	485,600	296,500
21	239,800	211,900	46	489,300	294,300
22	259,800	230,000	47	492,900	292,000
23	272,800	238,700	48	495,500	291,800
24	285,900	247,400	49	498,100	291,700
25	298,900	256,000	50	500,700	291,600
26	312,000	264,700	51	503,300	291,400
27	325,000	273,400	52	505,800	291,300
28	337,300	278,800	53	500,700	288,500
29	349,600	284,100	54	495,500	285,600
30	361,800	289,400	55	490,300	282,800
31	374,100	294,700	56	485,200	280,000
32	386,400	300,100	57	480,000	277,200
33	398,000	301,900	58	455,400	269,000
34	409,600	303,700	59	430,900	260,900
35	421,300	305,500	60	406,300	252,700
36	432,900	307,300	61	381,700	244,500
37	444,500	309,100	62	357,200	236,400
38	450,500	307,900	63	350,100	236,400
39	456,600	306,800	64	343,000	236,400
40	462,600	305,600	65	336,000	236,500
41	468,600	304,500	66	328,900	236,500
42	474,700	303,300	67	321,800	236,500
			68～	314,800	236,600

付表２　労働能力喪失率表

後遺障害等級	労働能力喪失率
第１級	100/100
第２級	100/100
第３級	100/100
第４級	92/100
第５級	79/100
第６級	67/100
第７級	56/100
第８級	45/100
第９級	35/100
第 10 級	27/100
第 11 級	20/100
第 12 級	14/100
第 13 級	9/100
第 14 級	5/100

付表３　年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表

（1）18 歳未満の者に適用する表

年齢	幼児、学生または十分働く意思と能力を有している無職者		有職者	
	就労可能年数	ライプニッツ係数	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

(注) 幼児、18 歳未満の学生または十分働く意思と能力を有している無職者（有職者、家事従事者、18 歳以上の学生以外）における就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記（例）に準じて算出しています。

（例）３歳の幼児の場合

① 就労の終期（67 歳）までの年数 64 年（67 年－３年）に対応する係数　19.119

② 就労の始期（18 歳）までの年数 15 年（18 年－３年）に対応する係数　10.380

③ 就労可能年数 49 年（64 年－ 15 年）

④ 適用する係数　8.739（19.119 － 10.380）

（2）18 歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97	2	1.859
			98	2	1.859
			99	2	1.859
			100	2	1.859
			101～	1	0.952

付表４　ライプニッツ係数表

期間	ライプニッツ係数	期間	ライプニッツ係数
年		年	
1	0.952	46	17.880
2	1.859	47	17.981
3	2.723	48	18.077
4	3.546	49	18.169
5	4.329	50	18.256
6	5.076	51	18.339
7	5.786	52	18.418
8	6.463	53	18.493
9	7.108	54	18.565
10	7.722	55	18.633
11	8.306	56	18.699
12	8.863	57	18.761
13	9.394	58	18.820
14	9.899	59	18.876
15	10.380	60	18.929
16	10.838	61	18.980
17	11.274	62	19.029
18	11.690	63	19.075
19	12.085	64	19.119
20	12.462	65	19.161
21	12.821	66	19.201
22	13.163	67	19.239
23	13.489	68	19.275
24	13.799	69	19.310
25	14.094	70	19.343
26	14.375	71	19.374
27	14.643	72	19.404
28	14.898	73	19.432
29	15.141	74	19.459
30	15.372	75	19.485
31	15.593	76	19.509
32	15.803	77	19.533
33	16.003	78	19.555
34	16.193	79	19.576
35	16.374	80	19.596
36	16.547	81	19.616
37	16.711	82	19.634
38	16.868	83	19.651
39	17.017	84	19.668
40	17.159	85	19.684
41	17.294	86	19.699
42	17.423	87	19.713
43	17.546	88	19.727
44	17.663	89	19.740
45	17.774	90	19.752

(注) 幼児、18 歳未満の学生または十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が 18 歳を超えるときの係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす 18 歳までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

（例）10 歳、労働能力喪失期間 20 年の場合
12.462（20 年の係数）− 6.463（8 年の係数）＝ 5.999

付表５　第 20 回生命表による平均余命（単位：年）

	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	６歳	７歳	８歳	９歳
男	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69
女	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	68	67	66	65	64	63	62	62	61	60
女	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50
女	65	64	63	62	62	61	60	59	58	57
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40
女	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	39	38	37	37	36	35	34	33	32	31
女	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	30	29	28	27	27	26	25	24	23	22
女	36	35	34	34	33	32	31	30	29	28
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	22	21	20	19	18	18	17	16	15	15
女	27	26	25	24	24	23	22	21	20	19
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	14	13	13	12	11	11	10	9	9	8
女	18	18	17	16	15	14	14	13	12	11
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	8	7	7	6	6	5	5	5	4	4
女	11	10	9	9	8	7	7	6	6	5
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2
女	5	5	4	4	4	3	3	3	2	2
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
女	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳					
男	1	1	−	−	−					
女	1	1	1	1	1					

＜別表４＞契約自動車の入替ができる用途車種区分表

契　約　自　動　車	入　替　対　象　自　動　車
自家用普通乗用車	► 自家用普通乗用車
自家用小型乗用車	► 自家用小型乗用車
自家用軽四輪乗用車	► 自家用軽四輪乗用車
自家用軽四輪貨物車	► 自家用軽四輪貨物車
自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超 2トン以下）	► 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超 2トン以下）
自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）	► 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
自家用小型貨物車	► 自家用小型貨物車
特種用途自動車（キャンピング車）	► 特種用途自動車（キャンピング車）

＜別表５＞月割短期料率表

既経過期間または未経過期間	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
月割短期料率	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

注１　保険期間が１年を超える場合の月割短期料率は、保険年度ごとの既経過期間または未経過期間に対応する月割短期料率とし、最終保険年度が１年に満たない場合は、注２によります。

注２　保険期間が１年に満たない場合は、次の値を月割短期料率とします。

$$\frac{\text{既経過期間または未経過期間に対応する月数}}{\text{保険期間に対応する月数}}$$

注３　既経過期間、未経過期間または保険期間について、１か月に満たない日数がある場合は、これを１か月とします。

特　約

◆運転者の範囲に関わる特約

〔２－１〕運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
運転免許	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条（運転免許）第１項に定める運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
限定運転者	次のいずれかに該当する者をいいます。 ①　記名被保険者 ②　記名被保険者の配偶者 ③　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子。ただし、記名被保険者またはその配偶者のいずれかと同居している者を除きます。
新規運転免許取得者	契約自動車を運転することができる運転免許を新たに取得した者をいいます。
同居の子	次のいずれかに該当する者であって、記名被保険者またはその配偶者と同居している者をいいます。 ①　記名被保険者またはその配偶者の子 ②　①の配偶者
免許取得日	運転免許証に記載されている、契約自動車を運転することができる運転免許の取得年月日をいいます。

第１条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、限定運転者以外の者が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、その損害または傷害が次のいずれかに該当する事故による損害または傷害である場合を除きます。

①　契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその契約自動車について生じた事故

②　自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車を使用または管理している間にその契約自動車について生じた普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の規定により保険金を支払うべき事故

第２条（運転免許資格取得に対する自動補償）

（１）前条の規定にかかわらず、同居の子が運転中の事故が生じた場合であっても、次に定める条件をいずれも満たしているときは、当会社は、その事故により生じた損害に対しては、当会社が③の請求を承認していたものとみなして普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項（注１）を適用します。

①　事故発生の時において、契約自動車を運転していた同居の子が、新規運転免許取得者であること。

②　新規運転免許取得者の免許取得日が保険契約締結日（注２）以降の日であること。

③　保険契約者が書面等により運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）の追加およびこの特約の削除の承認の請求を行い、当会社がこれを受領すること。

（２）当会社は、（１）の場合を、普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（１）③イの場合とみなして、同条の規定に従い、追加保険料を請求できます。

（３）この保険契約の保険契約締結日（注２）以降、保険契約者が、この保険契約についてこの特約の付帯または記名被保険者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認していた場合は、（１）②の規定を下表のとおり読み替えて適用するものとします。

読替前	読替後
保険契約締結日（注２）	当会社が承認した、この特約の付帯または記名被保険者の変更の承認を請求した日（該当する承認を請求した日が複数ある場合は最も遅い日とします。）

（注１）普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項

付帯された他の特約のうち、普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の保険金の支払にかかわる特約および普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項を適用して保険金を支払う旨規定している特約を含みます。

（注２）保険契約締結日

保険期間が１年超の場合で、２年度目以降に生じた事故について（１）の規定を適用するときは、その事故が発生した保険年度の初日の２か月前の応当日とします。

第３条（契約締結時点における限定運転者に関する特則）

（１）第１条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）の規定にかかわらず、限定運転者以外の者が運転中に事故が生じた場合であっても、次に定める条件をいずれも満たしているときは、当会社は、その事故により生じた損害または傷害に対しては、当会社が③の請求を承認していたものとみなして普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。ただし、その限定運転者以外の者が同居の子の場合であって、①および②の条件を満たしているときは、その同居の子を前条の新規運転免許取得者とみなして同条（１）②の条件を除き同条の規定を適用します。

①　事故発生の時において、契約自動車を運転していた者が、保険契約締結日（注１）において、限定運転者であったこと。

②　保険契約者または記名被保険者から、事故発生の時に契約自動車を運転していた者が保険契約締結日（注１）において、限定運転者であった事実を確認できる公的資料等の提出があり、当会社がこれを妥当と認めること。

③　保険契約者が書面等により運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）または運転者限定特約（同居の子以外補償型）の追加およびこの特約の削除の承認の請求を行い、当会社がこれを承認すること。

（２）当会社は、（１）③の承認をする場合は、次のいずれかの期間に対し、普通保険約款基本条項および付帯された他の特約の規定に従い追加保険料を請求できます。

①　保険契約者または記名被保険者が、保険契約締結日（注１）において、限定運転者であった者が限定運転者に該当しなくなった日について当会社が妥当と認める資料の提出を行い、その資料によってその事実の発生日が特定できる場合は、その事実の発生日（注２）から保険期間の末日までの期間

②　①以外の場合は、保険期間の初日から保険期間の末日までの期間

（３）当会社は、保険契約者が（２）の追加保険料の払込みを怠った場合は、（１）の規定は適用しません。

（４）この保険契約の保険契約締結日（注１）以降、保険契約者が、この保険契約についてこの特約の付帯または記名被保険者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認していた場合は、この

条の規定を下表のとおり読み替えて適用するものとします。

箇所	読替前	読替後
（1）および（2）①	保険契約締結日（注1）	当会社が承認した、この特約の付帯または記名被保険者の変更の承認を請求した日。（該当する承認を請求した日が複数ある場合は最も遅い日とします。）
（2）②および（5）	保険期間の初日	当会社が承認した、この特約の付帯または記名被保険者の変更により契約条件を変更すべき期間の初日。（該当する変更の承認が複数ある場合は最も遅い日とします。）

（5）当会社は、保険期間の初日以降、当会社が（2）の承認を行うまでの間に生じた事故（注3）による損害または傷害に対しては、第1条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）の規定を適用します。

（注1）保険契約締結日
　保険期間が1年超の場合で、2年度目以降に生じた事故について（1）の規定を適用するときは、その事故が発生した保険年度の初日の2か月前の応当日とします。

（注2）その事実の発生日
　保険期間の初日以前の日である場合は保険期間の初日とします。

（注3）当会社が（2）の承認を行うまでの間に生じた事故
　契約締結時点限定運転者が契約自動車を運転している間に生じた事故を除きます。

第4条（故意または重大な過失による不適用）

　第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）および前条の規定を適用するにあたり、この規定の適用が保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるものと当会社が認めた場合は、当会社は、第2条および前条の規定は適用しません。

〔2－2〕運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）

＜用語の定義（五十音順）＞

　この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
運転免許	道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条（運転免許）第1項に定める運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
新規運転免許取得者	契約自動車を運転することができる運転免許を新たに取得した者をいいます。
同居の子	次のいずれかに該当する者であって、記名被保険者またはその配偶者と同居している者をいいます。 ①　記名被保険者またはその配偶者の子 ②　①の配偶者
免許取得日	運転免許証に記載されている、契約自動車を運転することができる運転免許の取得年月日をいいます。

第1条（同居の子が運転している間に生じた事故の取扱い）

　当会社は、この特約により、保険証券記載の年齢未満の同居の子が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）

（1）前条の規定により当会社に支払責任が発生しない同居の子が運転中の事故が生じた場合であっても、次に定める条件をいずれも満たしているときは、当会社は、その事故により生じた損害に対しては、当会社が③の請求を承認していたものとみなして普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項（注1）を適用します。

①　事故発生の時において、契約自動車を運転していた同居の子が、新規運転免許取得者であること。

②　新規運転免許取得者の免許取得日が保険契約締結日（注2）以降の日であること。

③　保険契約者が書面等によりこの特約の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを受領すること。

（2）当会社は、（1）の場合を、普通保険約款基本条項第15条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（1）③イの場合とみなして、同条の規定に従い、追加保険料を請求できます。

（3）この保険契約の保険契約締結日（注2）以降、保険契約者が、この保険契約についてこの特約の付帯もしくは変更または記名被保険者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認していた場合は、（1）②の規定を下表のとおり読み替えて適用するものとします。

読替前	読替後
保険契約締結日（注2）	当会社が承認した、この特約の付帯もしくは変更または記名被保険者の変更の承認を請求した日（該当する承認を請求した日が複数ある場合は最も遅い日とします。）

（注1）普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項
　付帯された他の特約のうち、普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の保険金の支払にかかわる特約および普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項を適用して保険金を支払う旨規定している特約を含みます。

（注2）保険契約締結日
　保険期間が1年超の場合で、2年度目以降に生じた事故について（1）の規定を適用するときは、その事故が発生した保険年度の初日の2か月前の応当日とします。

第3条（契約締結時点における同居の子以外運転者に関する特則）

（1）第1条（同居の子が運転している間に生じた事故の取扱い）の規定により当会社に支払責任が発生しない同居の子が運転中に事故が生じた場合であっても、次に定める条件をいずれも満たしているときは、当会社は、その同居の子を前条の新規運転免許取得者とみなして同条（1）②の条件を除き同条の規定を適用します。

①　事故発生の時において、契約自動車を運転していた同居の子が、保険契約締結日（注）において、同居の子以外の者であったこと。

②　保険契約者または記名被保険者から、事故発生の時に契約自動車を運転していた同居の子が保険契約締結日（注）において、同居の子以外の者であった事実を確認できる公的資料等の提出があり、当会社がこれを妥当と認めること。

（2）この保険契約の保険契約締結日（注）以降、保険契約者が、この保険契約についてこの特約の付帯もしくは変更または記名被保険者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認していた場合は、（1）の規定を下表のとおり読み替えて適用するものとします。

読替前	読替後
保険契約締結日（注）	当会社が承認した、この特約の付帯もしくは変更または記名被保険者の変更の承認を請求した日（該当する承認を請求した日が複数ある場合は最も遅い日とします。）

（注）保険契約締結日
保険期間が１年超の場合で、２年度目以降に生じた事故について（１）の規定を適用するときは、その事故が発生した保険年度の初日の２か月前の応当日とします。

第４条（故意または重大な過失による不適用）

第２条（運転免許資格取得に対する自動補償）および前条の規定を適用するにあたり、この規定の適用が保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるものと当会社が認めた場合は、当会社は、第２条および前条の規定は適用しません。

〔２－３〕運転者限定特約（同居の子以外補償型）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
運転免許	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条（運転免許）第１項に定める運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。
新規運転免許取得者	契約自動車を運転することができる運転免許を新たに取得した者をいいます。
同居の子	次のいずれかに該当する者であって、記名被保険者またはその配偶者と同居している者をいいます。 ①　記名被保険者またはその配偶者の子 ②　①の配偶者
免許取得日	運転免許証に記載されている、契約自動車を運転することができる運転免許の取得年月日をいいます。

第１条（同居の子が運転している間に生じた事故の取扱い）

当会社は、この特約により、同居の子が契約自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第２条（運転免許資格取得に対する自動補償）

（１）前条の規定にかかわらず、同居の子が運転中の事故が生じた場合であっても、次に定める条件をいずれも満たしているときは、当会社は、その事故により生じた損害に対しては、当会社が③の請求を承認していたものとみなして普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項（注１）を適用します。
①　事故発生の時において、契約自動車を運転していた同居の子が、新規運転免許取得者であること。
②　新規運転免許取得者の免許取得日が保険契約締結日（注２）以降の日であること。
③　保険契約者が書面等により運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）の追加およびこの特約の削除の承認の請求を行い、当会社がこれを受領すること。

（２）当会社は、（１）の場合を、普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（１）③イの場合とみなして、同条の規定に従い、追加保険料を請求できます。

（３）この保険契約の保険契約締結日（注２）以降、保険契約者が、この保険契約についてこの特約の付帯または記名被保険者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認していた場合は、（１）②の規定を下表のとおり読み替えて適用するものとします。

読替前	読替後
保険契約締結日（注２）	当会社が承認した、この特約の付帯または記名被保険者の変更の承認を請求した日（該当する承認を請求した日が複数ある場合は最も遅い日とします。）

（注１）普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項
付帯された他の特約のうち、普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項の保険金の支払にかかわる特約および普通保険約款対人賠償責任条項または対物賠償責任条項を適用して保険金を支払う旨規定している特約を含みます。

（注２）保険契約締結日
保険期間が１年超の場合で、２年度目以降に生じた事故について（１）の規定を適用するときは、その事故が発生した保険年度の初日の２か月前の応当日とします。

第３条（契約締結時点における同居の子以外運転者に関する特則）

（１）第１条（同居の子が運転している間に生じた事故の取扱い）の規定にかかわらず、同居の子が運転中に事故が生じた場合であっても、次に定める条件をいずれも満たしているときは、当会社は、その同居の子を前条の新規運転免許取得者とみなして同条（１）②の条件を除き同条の規定を適用します。
①　事故発生の時において、契約自動車を運転していた同居の子が、保険契約締結日（注）において、同居の子以外の者であったこと。
②　保険契約者または記名被保険者から、事故発生の時に契約自動車を運転していた同居の子が保険契約締結日（注）において、同居の子以外の者であった事実を確認できる公的資料等の提出があり、当会社がこれを妥当と認めること。

（２）この保険契約の保険契約締結日（注）以降、保険契約者が、この保険契約についてこの特約の付帯または記名被保険者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認していた場合は、（１）の規定を下表のとおり読み替えて適用するものとします。

読替前	読替後
保険契約締結日（注）	当会社が承認した、この特約の付帯または記名被保険者の変更の承認を請求した日（該当する承認を請求した日が複数ある場合は最も遅い日とします。）

（注）保険契約締結日
保険期間が１年超の場合で、２年度目以降に生じた事故について（１）の規定を適用するときは、その事故が発生した保険年度の初日の２か月前の応当日とします。

第４条（故意または重大な過失による不適用）

第２条（運転免許資格取得に対する自動補償）および前条の規定を適用するにあたり、この規定の適用が保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるものと当会社が認めた場合は、当会社は、第２条および前条の規定は適用しません。

◆相手への賠償に関わる特約

〔３－１〕対物全損時修理差額費用特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
修理費	損害が生じた地および時において、自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
対物事故	普通保険約款対物賠償責任条項および付帯された他の特約の規定により普通保険約款対物賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）の保険金の支払対象となる事故をいいます。
対物全損時修理差額費用	次の算式により算出された額をいいます。ただし、被害自動車の修理が実際に行われた場合に発生する費用に限ります。 対物事故による被害自動車の修理費 － 被害自動車の価額 ＝ 対物全損時修理差額費用
他の保険契約等	第１条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
被害自動車	対物事故により滅失、破損または汚損した他人の自動車をいいます。
被害自動車の価額	損害が生じた地および時における被害自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。
被害自動車の車両保険等	偶然な事故によって被害自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、対物事故が発生した場合に、その対物事故に伴い被保険者が対物全損時修理差額費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、対物全損時修理差額費用保険金を被保険者に支払います。ただし、被害自動車に損害が生じた日の翌日から起算して１年以内（注）にその損傷が修理された場合に限ります。

（注）１年以内

正当な理由により１年を超えた場合を含みます。

第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者が被害自動車の修理費の認定に関し第三者との間に特約を締結している場合で、その特約によって加重された修理費を負担することによって被る損害

②　被害自動車の修理費のうち、次のいずれかに該当する部分品および付属品の修理費を負担することによって被る損害

ア．法令等により禁止されている改造を行った部分品および付属品

イ．法令等により自動車に定着、固定または装備することを禁止されている部分品および付属品

第３条（被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款対物賠償責任条項第４条（被保険者）に定める被保険者とします。

第４条（個別適用）

（1）この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

（2）（1）の規定によって、次条（1）に定める当会社の支払うべき対物全損時修理差額費用保険金の限度額が増額されるものではありません。

第５条（対物全損時修理差額費用保険金）

（1）１回の対物事故につき当会社の支払う対物全損時修理差額費用保険金の額は、被害自動車１台につき、被保険者が負担する対物全損時修理差額費用とします。ただし、次の算式により算出された額または 50 万円のいずれか低い額を限度とします。

対物全損時修理差額費用 × （被害自動車の価額について被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額 ／ 被害自動車の価額） ＝ 限度額

（2）被害自動車に生じた損害に対して被害自動車の車両保険等によって保険金または共済金が支払われる場合であって、次の①の額が②の額を超えるときは、当会社は、被害自動車の対物事故による修理費から次の①の額を差し引いた額を対物全損時修理差額費用とみなして、（1）の規定を適用します。この場合において、既に次の①と②の差額に対して対物全損時修理差額費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

①　被害自動車の車両保険等によって被害自動車の修理費に対して支払われる保険金または共済金の額。ただし、被害自動車の修理費のうち、被害自動車を所有する者以外の第三者が負担すべき金額で被害自動車を所有する者のために既に回収されたものがある場合において、それにより保険金または共済金の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金または共済金の額とします。

②　被害自動車の価額

第６条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき対物全損時修理差額費用保険金の額を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ対物全損時修理差額費用保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額 － 他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

第７条（保険金の請求）

当会社に対する対物全損時修理差額費用保険金の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第８条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
①　<用語の定義>「他の保険契約等」 ②　<用語の定義>「被保険者」 ③　<用語の定義>「保険金」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	対物全損時修理差額費用特約

◆ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約

〔4－1〕人身車外補償特約

<用語の定義>
　この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
他の自動車	契約自動車以外の自動車をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）
（1）当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、被保険者が日本国内（注1）で発生した次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被った場合は、その直接の結果として被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、普通保険約款人身傷害条項および基本条項に従い、普通保険約款人身傷害条項<用語の定義>に定める保険金請求権者に保険金を支払います。
　①　自動車の運行に起因する事故
　②　自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または自動車の落下。ただし、被保険者がその自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注2）に搭乗中である場合に限ります。
（2）この特約における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。
（注1）日本国内
　日本国外における日本船舶内を含みます。
（注2）その装置のある室内
　隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第2条（保険金を支払わない場合）
　当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）および第3条（保険金を支払わない場合－その2）に定める場合のほか、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
　①　被保険者が、次条（1）①から③までのいずれかに該当する者が所有（注1）または主として使用する他の自動車に搭乗中の事故
　②　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子が自ら所有（注1）または主として使用する他の自動車を運転している場合であって、被保険者がその自動車に搭乗中の事故
　③　被保険者が、その使用者の業務（注2）のために、その使用者の所有（注1）する他の自動車に搭乗中の事故
　④　次のいずれかに該当する間に生じた事故
　ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している間
　イ．被保険者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で他の自動車を運転している間
　ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している間
　⑤　被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその自動車に搭乗中の事故
　⑥　被保険者が搭乗中の他の自動車を競技、曲技（注3）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注4）すること。
　⑦　被保険者が搭乗中の他の自動車に危険物を業務（注2）として積載すること、または契約自動車が、危険物を業務（注2）として積載した被牽（けん）引自動車を牽（けん）引すること。
（注1）所有
　所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。
（注2）業務
　家事を除きます。
（注3）競技、曲技
　競技または曲技のための練習を含みます。
（注4）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
　救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第3条（被保険者）
（1）当会社は、この特約により、普通保険約款人身傷害条項第4条（被保険者）に定める者のほか、次のいずれかに該当する者については、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗していない場合であっても、普通保険約款人身傷害条項における被保険者とします。
　①　記名被保険者
　②　記名被保険者の配偶者
　③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
　④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
（2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
　①　極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者
　②　業務として自動車を受託している自動車取扱業者
（注）その装置のある室内
　隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第4条（個別適用）
　この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

〔4－2〕人身家族おもいやり特約

<用語の定義（五十音順）>
　この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
将来の介護料	普通保険約款別表3に定める損害額算定基準「第2　後遺障害による損害　3．将来の介護料」の規定に従い算出された額をいいます。
人身傷害事故	普通保険約款人身傷害条項、基本条項および付帯された他の特約の規定により、保険金の支払対象となる事故をいいます。

被扶養者	被保険者の親族のうち、人身傷害事故が発生した時において、主として被保険者の収入により生計を維持していた19歳未満の者をいいます。

第１条（介護支援保険金）

（１）当会社は、次の条件をいずれも満たす場合は、普通保険約款人身傷害条項第８条（支払保険金の計算）の規定により支払われる保険金のほか、将来の介護料を介護支援保険金として被保険者に支払います。

①　被保険者が人身傷害事故により身体に傷害を被ること。

②　将来の介護料が同条項第６条（損害額の決定）の規定により決定される損害の額に含まれること。

（２）（１）における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第２条（子育て支援保険金）

（１）当会社は、被保険者が人身傷害事故により身体に傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する場合で、被扶養者がいるときは、被扶養者１名につき、人身傷害事故が発生した時の被扶養者の年齢に基づくこの特約の別表に定める金額を子育て支援保険金として被保険者（注）に支払います。

①　死亡した場合

②　普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級もしくは第２級である後遺障害または同表第３級③もしくは第３級④に掲げる後遺障害が生じた場合

（注）被保険者

被保険者が死亡した場合は被扶養者とします。

（２）（１）における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

（３）（１）の規定にかかわらず、当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、子育て支援保険金を支払いません。

①　被扶養者の故意または重大な過失によって生じた損害

②　次のいずれかに該当する間に生じた損害

ア．被扶養者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間

イ．被扶養者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車を運転している間

ウ．被扶養者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間

③　被扶養者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害

④　被扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

⑤　被扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害

（４）（１）および（３）の規定は、それぞれの被扶養者ごとに個別に適用します。

第３条（被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款人身傷害条項および付帯された他の特約の被保険者とします。

第４条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第５条（代位）

普通保険約款基本条項第28条（代位）の規定にかかわらず、当会社がこの特約に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその損害について第三者に対して有する被保険者等債権（注）は、当会社に移転しません。

（注）被保険者等債権

普通保険約款基本条項＜用語の定義＞に定める被保険者等債権をいいます。

第６条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
①　＜用語の定義＞「他の保険契約等」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	人身家族おもいやり特約
②　＜用語の定義＞「被保険者」		
③　＜用語の定義＞「保険金」		
④　第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（１）	人身傷害	

＜別表＞年齢別子育て支援保険金金額表

被扶養者の年齢	子育て支援保険金の額
６歳以下の場合	650万円
７歳～９歳の場合	550万円
10歳～12歳の場合	450万円
13歳～15歳の場合	350万円
16歳～18歳の場合	200万円

〔４－３〕搭乗者傷害特約（死亡･後遺障害･入通院一時金補償型）

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金または入通院一時金をいいます。
保険金額	被保険者１名ごとの保険証券記載の保険金額をいいます。
保険金支払割合	この特約の別表１の保険金支払割合をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。

①　契約自動車の運行に起因する事故

②　契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下

（２）この特約における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

② 次のいずれかに該当する間に生じた傷害
ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
イ．被保険者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
③ 被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害
④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

（２）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
（３）当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症に対しては、保険金を支払いません。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤ ①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ 契約自動車を競技、曲技（注３）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。
⑦ 契約自動車に危険物を業務（注５）として積載すること、または契約自動車が、危険物を業務（注５）として積載した被牽（けん）引自動車を牽（けん）引すること。

（注１）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注２）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注３）競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
（注４）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
（注５）業務
家事を除きます。

第４条（被保険者）

（１）この特約における被保険者は、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者とします。
（２）（１）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
① 極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者

② 業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者
（注）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第５条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第６条（死亡保険金）

（１）当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
（２）（１）の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により（１）の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
（注）保険金額の全額
１回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いた残額とします。

第７条（後遺障害保険金）

（１）当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表１の保険金支払割合	＝	後遺障害保険金

（２）（１）の規定にかかわらず、同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合で、普通保険約款別表１の表２注７③に該当するときは、当会社は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として支払います。

保険金額	×	次のいずれか低い割合	＝	後遺障害保険金

① 重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応するこの特約の別表１の保険金支払割合
② それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表１の保険金支払割合の合計の割合

（３）既に後遺障害のある被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として支払います。

保険金額	×	（普通保険約款別表１に従い決定した加重後の後遺障害の等級に対応するこの特約の別表１の保険金支払割合	－	同表に従い決定した既にあった後遺障害の等級に対応するこの特約の別表１の保険金支払割合）	＝	後遺障害保険金

（４） 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における医師の診断に基づき、発生の見込ま

れる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

第８条（重度後遺障害保険金）

（１）当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に次のいずれかに該当する後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合は、後遺障害保険金の額の 60％に相当する額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。ただし、600 万円を限度とします。

①　普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級または第２級のいずれかである後遺障害

②　普通保険約款別表１第３級③または④に掲げる後遺障害

（２）同一事故により生じた後遺障害が（１）のいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複しては重度後遺障害保険金を支払いません。

（３）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度および介護の要否を認定して、重度後遺障害保険金を支払います。

第９条（入通院一時金）

（１）当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に治療を要した場合は、次に定める金額を入通院一時金として被保険者に支払います。

治療日数の合計	入通院一時金の額
①　１日以上、かつ、５日未満	被保険者が被った傷害の程度にかかわらず１万円
②　５日以上（注）	被保険者が被った傷害の症状に応じて、この特約の別表２に定める金額

（２）この特約の別表２の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなして、入通院一時金を支払います。

（３）同一事故により被った傷害が、この特約の別表２の各症状の複数の項目に該当する場合は、当会社はそれぞれの項目により支払われるべき保険金のうち、最も高い金額を入通院一時金として支払います。

（注）５日以上

５日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の場合に限ります。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（１）当会社は、次のいずれかの影響により、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

①　被保険者が第１条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響

②　被保険者が第１条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

（２）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第 11 条（当会社の責任限度額等）

（１）１回の事故につき、被保険者１名ごとに当会社が支払うべき死亡保険金または後遺障害保険金の額は、第６条（死亡保険金）、第７条（後遺障害保険金）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。

（２）当会社は、（１）に定める後遺障害保険金と第８条（重度後遺障害保険金）および前条の規定による重度後遺障害保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、重度後遺障害保険金を支払います。ただし、当会社は、死亡保険金を支払う場合においては、重度後遺障害保険金を支払いません。

（３）当会社は、（１）および（２）に定める保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名ごとに第９条（入通院一時金）および前条の規定による入通院一時金を支払います。

第 12 条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権発生の時
①　死亡保険金	被保険者が死亡した時
②　後遺障害保険金および重度後遺障害保険金	次のいずれか早い時 ア．被保険者に後遺障害が生じた時 イ．事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時
③　入通院一時金	ア．第９条（入通院一時金）（１）①の場合は、治療のために入院または通院を開始した時 イ．同条（１）②の場合は、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の治療日数の合計が５日となった時

第 13 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 14 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

<table>
<tr><th>読み替える規定</th><th>読替前</th><th>読替後</th></tr>
<tr><td>①　<用語の定義>「他の保険契約等」</td><td rowspan="3">対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項</td><td rowspan="4">搭乗者傷害特約（死亡・後遺障害・入通院一時金補償型）</td></tr>
<tr><td>②　<用語の定義>「被保険者」</td></tr>
<tr><td>③　<用語の定義>「保険金」</td></tr>
<tr><td>④　第 24 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（１）</td><td>人身傷害</td></tr>
</table>

<別表１>後遺障害保険金支払割合表

等級	保険金支払割合	等級	保険金支払割合
第１級	100％	第８級	34％
第２級	89％	第９級	26％
第３級	78％	第10級	20％
第４級	69％	第11級	15％
第５級	59％	第12級	10％
第６級	50％	第13級	７％
第７級	42％	第14級	４％

<別表２>入通院一時金支払額基準

被保険者が被った傷害	入通院一時金の額
①　②から⑧まで以外の傷害	10 万円
②　骨折または脱臼	30 万円
③　眼を除く部位の神経損傷または神経断裂	
④　腱、筋または靱帯の断裂	
⑤　上肢または下肢の欠損または切断	50 万円
⑥　眼の神経損傷もしくは神経断裂または眼球の破裂もしくは損傷	
⑦　胸部または腹部の臓器の破裂または損傷	
⑧　脳挫傷、脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫（注）、頸髄損傷または脊髄損傷	100 万円

（注）頭蓋内血腫
　頭蓋内出血を含みます。

〔４－４〕搭乗者傷害特約（入通院一時金補償型）

<用語の定義>
　この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
保険金	入通院一時金をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）
（１）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
　①　契約自動車の運行に起因する事故
　②　契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下
（２）この特約における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）
（１）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
　①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
　②　次のいずれかに該当する間に生じた傷害
　　ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
　　イ．被保険者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
　　ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間
　③　被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害
　④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
　⑤　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
（２）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
（３）当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症に対しては、保険金を支払いません。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）
　当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
　①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
　②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波
　③　核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
　④　③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
　⑤　①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
　⑥　契約自動車を競技、曲技（注３）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。
　⑦　契約自動車に危険物を業務（注５）として積載すること、または契約自動車が、危険物を業務（注５）として積載した被牽引自動車を牽引すること。
（注１）核燃料物質
　　使用済燃料を含みます。
（注２）核燃料物質によって汚染された物
　　原子核分裂生成物を含みます。
（注３）競技、曲技
　　競技または曲技のための練習を含みます。
（注４）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
　　救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
（注５）業務
　　家事を除きます。

第４条（被保険者）
（１）この特約における被保険者は、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者とします。
（２）（１）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
　①　極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者
　②　業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者
（注）その装置のある室内
　隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第５条（個別適用）
　この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第６条（入通院一時金）
（１）当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に治療を要した場合は、１回の事故につき、被保険者１名ごとに次に定める金額を入通院一時金として被保険者に支払います。

治療日数の合計	入通院一時金の額
①　１日以上、かつ、５日未満	被保険者が被った傷害の程度にかかわらず１万円
②　５日以上（注）	被保険者が被った傷害の症状に応じて、この特約の別表に定める金額

（2）この特約の別表の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなして、入通院一時金を支払います。
（3）同一事故により被った傷害が、この特約の別表の各症状の複数の項目に該当する場合は、当会社はそれぞれの項目により支払われるべき保険金のうち、最も高い金額を入通院一時金として支払います。
（注）５日以上
５日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の場合に限ります。

第７条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）当会社は、次のいずれかの影響により、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
① 被保険者が第１条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
② 被保険者が第１条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第８条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
① 第６条（入通院一時金）（1）①の場合は、治療のために入院または通院を開始した時
② 同条（1）②の場合は、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の治療日数の合計が５日となった時

第９条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 10 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① ＜用語の定義＞「他の保険契約等」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	搭乗者傷害特約（入通院一時金補償型）
② ＜用語の定義＞「被保険者」		
③ ＜用語の定義＞「保険金」		
④ 第 24 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	人身傷害	

＜別表＞入通院一時金支払額基準

被保険者が被った傷害	入通院一時金の額
① ②から⑧まで以外の傷害	10 万円
② 骨折または脱臼	30 万円
③ 眼を除く部位の神経損傷または神経断裂	
④ 腱、筋または靱帯の断裂	
⑤ 上肢または下肢の欠損または切断	50 万円
⑥ 眼の神経損傷もしくは神経断裂または眼球の破裂もしくは損傷	
⑦ 胸部または腹部の臓器の破裂または損傷	
⑧ 脳挫傷、脳挫創等の脳損傷、頭蓋内血腫（注）、頸髄損傷または脊髄損傷	100 万円

（注）頭蓋内血腫
頭蓋内出血を含みます。

〔4－5〕自損事故傷害特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
運転者	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第２条（定義）第４項に定める運転者をいいます。
他の保険契約等	第２条（保険金を支払う場合）（1）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保有者	自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第２条（定義）第３項に定める保有者をいいます。

第１条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、次の条件をいずれも満たしている場合は必ず付帯されます。
① この保険契約に普通保険約款対人賠償責任条項の適用があること。
② この保険契約に普通保険約款人身傷害条項の適用がないこと。

第２条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
① 契約自動車の運行に起因する事故
② 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下。ただし、被保険者が契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中である場合に限ります。
（2）この特約における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。
（注）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
② 次のいずれかに該当する間に生じた傷害
ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間

イ．被保険者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間

ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間

③　被保険者が、契約自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中に生じた傷害

④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

⑤　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

（2）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

（3）当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③　核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④　③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤　①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥　契約自動車を競技、曲技（注３）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。

⑦　契約自動車に危険物を業務（注５）として積載すること、または契約自動車が、危険物を業務（注５）として積載した被牽(けん)引自動車を牽(けん)引すること。

（注１）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注２）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注３）競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注４）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

（注５）業務

家事を除きます。

第５条（被保険者）

（1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

①　契約自動車の保有者

②　契約自動車の運転者

③　①および②以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者

（2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①　極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者

②　業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者

（注）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第６条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第７条（死亡保険金）

（1）当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500 万円（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

（2）（1）の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により（1）の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

（注）1,500 万円

１回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金がある場合は、1,500 万円から既に支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いた残額とします。

第８条（後遺障害保険金）

（1）当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、後遺障害が生じた場合は、普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合で、普通保険約款別表１の表２注７③に該当するときは、当会社は、次のいずれか低い金額を後遺障害保険金として支払います。

①　重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応するこの特約の別表の金額

②　それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額の合計額

（3）既に後遺障害のある被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された金額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表１に従い決定した加重後の後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の金額	－	普通保険約款別表１に従い決定した既にあった後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の金額	＝	後遺障害保険金

第９条（重度後遺障害保険金）

（1）当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合は、200 万円を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。

①　普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級または第２級のいずれかである後遺障害

②　普通保険約款別表１第３級③または④に掲げる後遺障害

（2）同一事故により生じた後遺障害が（1）のいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複しては重度後遺障害保険金を支払いません。

第 10 条（医療保険金）

（1）当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を

被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、被保険者が治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、次の算式により算出された額を医療保険金として被保険者に支払います。ただし、１回の事故につき、被保険者１名ごとに 100 万円を限度とします。

①　入院に対する医療保険金

6,000 円 × 入院した治療日数

②　通院に対する医療保険金

4,000 円 × 通院した治療日数（注）

（2）被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。

（注）通院した治療日数

（1）①に該当する日数を除きます。

第 11 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（1）当会社は、次のいずれかの影響により、第２条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

①　被保険者が第２条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響

②　被保険者が第２条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

（2）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第２条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（1）と同様の方法で支払います。

第 12 条（当会社の責任限度額等）

（1）１回の事故につき、被保険者１名に対し当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第７条（死亡保険金）および前条の規定による額とし、かつ、1,500 万円を限度とします。

（2）１回の事故につき、被保険者１名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第８条（後遺障害保険金）および前条の規定による額とし、かつ、1,800 万円を限度とします。ただし、当会社は、死亡保険金を支払う場合においては、後遺障害保険金および重度後遺障害保険金を支払いません。

（3）当会社は、（1）に定める死亡保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名に対し第 10 条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

（4）当会社は、（2）に定める後遺障害保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名に対し第９条（重度後遺障害保険金）および前条の規定による重度後遺障害保険金ならびに第 10 条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第 13 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額 － 他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

（3）（1）および（2）の規定は、次の保険金の区分ごとに、それぞれ各別に適用するものとします。

①　死亡保険金または後遺障害保険金

②　重度後遺障害保険金

③　医療保険金

第 14 条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権発生の時
①　死亡保険金	被保険者が死亡した時
②　後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時
③　重度後遺障害保険金	
④　医療保険金	次のいずれか早い時 ア．被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時 イ．事故の発生の日からその日を含めて 160 日を経過した時

第 15 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 16 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
①　＜用語の定義＞「他の保険契約等」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	自損事故傷害特約
②　＜用語の定義＞「被保険者」		
③　＜用語の定義＞「保険金」		
④　第 24 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	人身傷害	

＜別表＞後遺障害等級別保険金支払額表

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
普通保険約款別表１の表１に掲げる第１級	1,800 万円	第３級	1,110 万円
		第４級	960 万円
		第５級	825 万円
上記以外の第１級	1,500 万円	第６級	700 万円
		第７級	585 万円
		第８級	470 万円
普通保険約款別表１の表１に掲げる第２級	1,300 万円	第９級	365 万円
		第10級	280 万円
		第11級	210 万円

上記以外の第２級	1,295 万円	第12級	145 万円
		第13級	95 万円
		第14級	50 万円

〔４－６〕無保険車傷害特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
相手自動車	被保険者の生命または身体を害した自動車であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ①　契約自動車 ②　被保険者が所有する自動車（注） ③　日本国外にある自動車 （注）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
損害額	当会社が第２条（保険金を支払う場合）（１）の保険金を支払うべき損害の額をいいます。
対人賠償保険等	他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
他の保険契約等	第２条（保険金を支払う場合）（１）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
保険金請求権者	第２条（保険金を支払う場合）（１）の損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。 ①　被保険者。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。 ②　被保険者の父母、配偶者または子
無保険自動車	相手自動車で、次のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいい、相手自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。ただし、相手自動車が２台以上ある場合は、すべての相手自動車がこの無保険自動車の条件を満たすときに限り、それぞれの相手自動車を無保険自動車とみなします。 ①　その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合 ②　その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合 ③　その自動車について適用される対人賠償保険等の支払限度額が、無制限ではない場合

労働者災害補償制度	労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）等の法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第１条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、この保険契約に必ず付帯されます。

第２条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、被保険者が無保険自動車の所有、使用または管理に起因する急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被ったことにより、次のいずれかに該当した場合は、その直接の結果として被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して、賠償義務者があるときに限り、この特約に従い、保険金請求権者に保険金を支払います。

①　後遺障害が生じた場合

②　死亡した場合

（２）この特約における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害

②　次のいずれかに該当する間に生じた損害

ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間

イ．被保険者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車を運転している間

ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間

③　被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害

④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害

⑤　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた損害

（２）損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

（３）当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症による損害に対しては、保険金を支払いません。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③　核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④　③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤　①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥　契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車を競技、曲技（注３）もしくは試験のために使用すること、

または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。

⑦　契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車に危険物を業務（注５）として積載すること、または契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車が、危険物を業務（注５）として積載した被牽（けん）引自動車を牽（けん）引すること。

（注１）核燃料物質
使用済燃料を含みます。

（注２）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。

（注３）競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。

（注４）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

（注５）業務
家事を除きます。

第５条（保険金を支払わない場合－その３）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合を除きます。

①　被保険者の父母、配偶者または子

②　被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限ります。

③　被保険者の使用者の業務（注）に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限ります。

（２）当会社は、（１）①に定める者の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払いません。ただし、無保険自動車が２台以上ある場合で、（１）に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときを除きます。

（注）業務
家事を除きます。

第６条（被保険者）

（１）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。

①　記名被保険者

②　記名被保険者の配偶者

③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤　①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者

（２）（１）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。

①　極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者

②　業務として自動車を受託している自動車取扱業者

（注）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第７条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第８条（損害額の決定）

（１）損害額は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）（１）のいずれかに該当した場合の、次の区分ごとの、それぞれ普通保険約款別表３に定める損害額算定基準に従い算出した金額と自賠責保険等によって支払われる金額（注１）のいずれか高い金額の合計額とします。

区分	被保険者の状態等
①　傷害	治療が必要と認められる状態であること。
②　後遺障害	後遺障害が生じたこと。ただし、同一事故により被保険者が死亡した場合を除きます。
③　死亡	死亡したこと。

（２）既に後遺障害のある被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式によって損害額を決定します。

普通保険約款別表１に従い決定した加重後の後遺障害の等級に応じた損害額	－	同表に従い決定した既にあった後遺障害の等級に応じた損害額	＝	損害額

（３）（１）および（２）の規定にかかわらず、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって、判決または裁判上の和解において（１）および（２）の規定により決定される損害額を超える損害額（注２）が認められた場合に限り、賠償義務者が負担すべき法律上の損害賠償責任の額を決定するにあたって認められた損害額（注２）をこの特約における損害額とみなします。ただし、その損害額（注２）が社会通念上妥当であると認められる場合に限ります。

（注１）自賠責保険等によって支払われる金額
自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額とします。

（注２）損害額
訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用または遅延損害金が含まれている場合は、その金額を差し引いた額とします。

第９条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

費用の名称	費用の内容
①　損害防止費用	普通保険約款基本条項第 19 条（事故発生時の義務）（１）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②　権利保全行使費用	普通保険約款基本条項第 19 条（１）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

（注）費用
収入の喪失を含みません。

第 10 条（支払保険金の計算）

（１）１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名につき、次の算式により算出された額とします。

第８条（損害額の決定）の規定により決定される損害額	＋	前条の費用の合計額	－	次の額の合計額	＝	保険金

① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
② 対人賠償保険等によって賠償義務者が第２条（保険金を支払う場合）(１)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
④ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた金額（注１）
⑤ 第８条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
⑥ ①から⑤までのほか、第２条（１）の損害を補償するために支払われるその他の給付で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額（注２）
⑦ 普通保険約款人身傷害条項第８条（支払保険金の計算）の保険金が支払われる場合は、その保険金の額

（２）（１）の規定にかかわらず、第８条（損害額の決定）（３）の規定を適用する場合は、１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者１名につき、同条（１）および（２）の規定により決定される損害額および前条の費用の合計額を限度とします。

（注１）労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた金額
社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。
（注２）その取得した給付の額またはその評価額
定額給付型の保険金または共済金を除きます。

第 11 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（１）当会社は、次のいずれかの影響により、第２条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
① 被保険者が第２条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
② 被保険者が第２条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響

（２）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第２条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第 12 条（事故発生時の義務）

（１）被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第２条（保険金を支払う場合）（１）の損害を被った場合は、保険契約者、被保険者もしくは保険金請求権者は、普通保険約款基本条項第 19 条（事故発生時の義務）（１）に定める事故発生時の義務のほか、それぞれ下表に定める事故発生時の義務を履行しなければなりません。また、保険契約者または保険金請求権者が正当な理由がなくその義務を怠った場合は、当会社は、それぞれ下表に定める控除額を差し引いて保険金を支払います。

事故発生時の義務	控除額
① 保険金請求権者は、遅滞なく次の事項を書面等によって当会社に通知すること。 ア．賠償義務者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係 イ．対人賠償保険等の有無およびその内容 ウ．賠償義務者に対して損害賠償の請求を行った場合は、その内容 エ．保険金請求権者が第２条（１）の損害に対して、次のいずれかに該当する者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額 （ア）賠償義務者 （イ）自賠責保険等または対人賠償保険等の保険者または共済者 （ウ）賠償義務者以外の第三者 オ．事故の原因となった、契約自動車以外の自動車がある場合は、その自動車の所有者の住所および氏名または名称ならびに被保険者との関係	左記の義務を怠ったことによって当会社が被った損害の額
② 被保険者は、第２条の傷害の治療を受ける場合は、公的制度の利用等により費用の軽減に努めること。	
③ 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。	その意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

（２）保険金請求権者が、正当な理由がなく（１）①の書面等に事実と異なる記載をした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（３）当会社は、賠償義務者または第２条（保険金を支払う場合）（１）の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

第 13 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（１）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（２）（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

損害額および費用（注）	−	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

（３）（２）の損害額は、第８条（損害額の決定）の規定により決定される損害額とします。

（注）損害額および費用
それぞれの保険契約または共済契約において損害額および費用が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

第14条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

区分	保険金請求権発生の時
①　第２条（保険金を支払う場合）（１）①に該当した場合	被保険者に後遺障害が生じた時
②　第２条（１）②に該当した場合	被保険者が死亡した時

第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

<table>
<tr><th>読み替える規定</th><th>読替前</th><th>読替後</th></tr>
<tr><td>①　＜用語の定義＞「他の保険契約等」</td><td rowspan="2">対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項</td><td rowspan="7">無保険車傷害特約</td></tr>
<tr><td>②　＜用語の定義＞「被保険者」</td></tr>
<tr><td>③　＜用語の定義＞「被保険者等債権」④</td><td>人身傷害条項</td></tr>
<tr><td>④　＜用語の定義＞「保険金」</td><td>対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項</td></tr>
<tr><td>⑤　第24条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（１）</td><td>人身傷害</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑥　第28条（代位）（３）</td><td>人身傷害条項</td></tr>
<tr><td>同条項第６条（損害額の決定）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>同特約第８条（損害額の決定）</td></tr>
</table>

◆ご契約の自動車の補償に関わる特約

〔５－１〕車対車事故および限定危険補償特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
相手自動車	その所有者が契約自動車の所有者と異なる自動車をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）（１）の規定にかかわらず、契約自動車に生じた次のいずれかに該当する損害に限り、普通保険約款車両条項、基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

①　契約自動車と相手自動車との衝突または接触によって生じた損害。ただし、契約自動車と衝突または接触した相手自動車について、次の事項がいずれも確認された場合に限ります。
　ア．登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
　イ．事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称
②　契約自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって契約自動車が被爆した場合の損害
③　盗難によって生じた損害
④　騒擾（じょう）または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
⑤　台風または竜巻によって生じた損害
⑥　洪水もしくは高潮によって生じた損害またはその他自然災害による水没もしくは浸水によって生じた損害
⑦　落書、いたずら等の契約自動車に対する直接の人為的行為によって生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する損害を除きます。
　ア．契約自動車の運行に起因して生じた損害
　イ．契約自動車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害
　ウ．普通保険約款車両条項の被保険者の行為によって生じた損害
　エ．契約自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害
⑧　飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
⑨　①から⑧までのほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、契約自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または契約自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

第２条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、前条①に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）（２）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

①　契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名の記載のあるもの
②　契約自動車の損傷部位の写真または画像データ
③　相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真、画像データまたは資料

〔５－２〕車対車衝突危険限定特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
相手自動車	その所有者が契約自動車の所有者と異なる自動車をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）（１）の規定にかかわらず、契約自動車と相手自動車との衝突または接触によって契約自動車に生じた損害に対してのみ、普通保険約款車両条項、基本条項および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、契約自動車と衝突または接触した相手自動車について、次の事項がいずれも確認された場合に限ります。

ア．登録番号、車両番号、標識番号または車台番号
イ．事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約においては、普通保険約款車両条項および基本条項の規定による場合のほか、契約自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

第３条（費用）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款車両条項第９条（費用）の規定にかかわらず、同条⑥に規定する費用は、同条項第 10 条（支払保険金の計算）の費用に含めません。

第４条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、第１条（保険金を支払う場合）に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第 22 条（保険金の請求）（２）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名の記載のあるもの
② 契約自動車の損傷部位の写真または画像データ
③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真、画像データまたは資料

〔５－３〕車両「洪水・高潮・水没等」対象外特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
保管場所	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第３条（保管場所の確保）に定める車庫、空地、その他自動車を通常保管するための場所をいいます。

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）（１）および「車対車事故および限定危険補償特約」の規定にかかわらず、契約自動車の保管場所またはそれと同等と判断される場所において契約自動車に生じた洪水もしくは高潮によって生じた損害またはその他自然災害による水没もしくは浸水によって生じた損害に対しては、普通保険約款車両条項に定める保険金を支払いません。

〔５－４〕契約自動車の盗難事故対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）（１）①、第３条（保険金を支払わない場合－その２）③ただし書および車対車事故および限定危険補償特約第１条（保険金を支払う場合）③の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 契約自動車の盗難（注）
② 契約自動車の鍵の盗難

（注）盗難

発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。

〔５－５〕車両新価特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
入替対象自動車	普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）（１）に定める入替対象自動車をいいます。
協定保険価額	普通保険約款車両条項<用語の定義>および同条項第 11 条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額をいいます。
再取得	次のいずれかに該当する者が契約自動車の代替として使用する自動車を新たに取得することをいい、所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。 ① 契約自動車の所有者 ② 記名被保険者 ③ 記名被保険者の配偶者 ④ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
再取得費用	再取得を行うために実際に要したその自動車の車両本体価格および付属品の価格ならびにそれらに課される消費税および地方消費税の合計額をいい、その他の税、登録諸費用、ローン金利を含みません。
修理費	普通保険約款車両条項第８条（修理費）に定める修理費をいいます。
所有者	「普通保険約款および特約に共通する用語の定義」の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主 ② ①以外の場合は、自動車を所有する者
新車価格相当額	保険証券記載の新車価格相当額をいいます。
新車の市場販売価格相当額	当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された、初度登録または初度検査後１年未満の次のいずれかの自動車の価格をいいます。 ① 契約自動車と同一の用途車種、車名、型式および仕様の自動車の記載がある場合は、その自動車 ② ①以外の場合は、契約自動車と同等クラスの自動車
全損	普通保険約款車両条項<用語の定義>に定める全損をいいます。
他の保険契約等	普通保険約款車両条項第１条（保険金を支払う場合）（１）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
被保険者	普通保険約款車両条項第５条（被保険者）に定める被保険者をいいます。

第１条（この特約が付帯される条件）

この特約は、保険期間の末日の属する月が、契約自動車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して 37 ヶ月以内である場合に付帯することができます。

第２条（この特約を適用しない場合）

当会社は、契約自動車が盗難されたことによって生じた損害に対しては、この特約を適用しません。

第３条（新車価格相当額）

（１）当会社と保険契約者または被保険者は、保険契約締結の時における新車の市場販売価格相当額を、新車価格相当額として定めるものとします。
（２）保険契約者または被保険者は、契約自動車の新車価格相当額を定めるに際し、当会社が新車の市場販売価格相当額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
（３）普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）（１）のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面等により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときにおいて、

保険期間の末日の属する月が、入替対象自動車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して 37 ヶ月以内であるときは、新車価格相当額を、（１）および（２）の規定による入替対象自動車の新車価格相当額に変更するものとします。

（４）（３）の場合において、保険期間の末日の属する月が、入替対象自動車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して 37 か月を超えているときは、当会社は、この特約を適用しません。

（５）当会社は、（３）および（４）の場合を、普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（１）②または③の場合とみなして、同条の規定に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

第４条（支払保険金の計算）

（１）当会社は、この特約により、次のいずれかに該当する場合で、事故の発生の日の翌日から起算して１年以内にそれぞれ下表の再取得または契約自動車の損傷の修理を行ったときは、普通保険約款車両条項第 10 条（支払保険金の計算）（１）の規定にかかわらず、１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、それぞれ下表に定める額とします。ただし、新車価格相当額を限度とします。

区分	支払う保険金の額
①　全損の場合で、再取得を行ったとき。	次のいずれか高い額 ア．再取得費用 イ．協定保険価額
②　全損の場合で、修理を行ったとき。	修理費
③　①および②以外の場合で、修理費が新車価格相当額の 50％以上（注）となり、かつ、再取得を行ったとき。	次のいずれか高い額 ア．再取得費用 イ．修理費

（２）（１）の規定にかかわらず、再取得または修理に際してやむを得ない事情がある場合は、その期間につき、これを変更することができます。

（３）保険契約者または被保険者は、（１）の再取得もしくは修理を行った場合は、遅滞なく、書面等をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。

（注）修理費が新車価格相当額の 50％以上

契約自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限ります。

第５条（新車価格相当額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合）

＜用語の定義＞「新車価格相当額」および第３条（新車価格相当額）の規定にかかわらず、新車価格相当額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合は、その新車の市場販売価格相当額を新車価格相当額とします。

第６条（被害物についての当会社の権利）

（１）普通保険約款車両条項第 13 条（被害物についての当会社の権利）（１）の規定にかかわらず、第４条（支払保険金の計算）（１）①または③のいずれかの規定により当会社が保険金を支払った場合は、当会社は、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額が協定保険価額に達しない場合は、当会社は、支払った保険金の額の協定保険価額に対する割合によってその権利を取得します。

（２）（１）の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第７条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（１）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（２）（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

第８条（保険金の請求）

被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、次のいずれかの書類を、普通保険約款基本条項第 22 条（保険金の請求）（２）⑩の書類または証拠として当会社に提出しなければなりません。

①　再取得を行った場合は、その事実、日付および再取得費用を証明する客観的書類

②　契約自動車の損傷の修理を行った場合は、その事実および日付を証明する客観的書類

第９条（契約自動車の入替自動補償特約の不適用）

当会社は、契約自動車の入替自動補償特約の適用においては、この特約の規定を適用しません。

第 10 条（車両無過失事故に関する特約の不適用）

当会社は、この特約の規定を適用する場合は、車両無過失事故に関する特約の規定を適用しません。ただし、被保険者がこの特約の規定を適用しない旨当会社に申し出た場合を除きます。

第 11 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えるものとします。

<table>
<tr><th>読み替える規定</th><th>読替前</th><th>読替後</th></tr>
<tr><td>①　車両条項第 10 条（支払保険金の計算）（３）</td><td>協定保険価額</td><td>新車価格相当額</td></tr>
<tr><td>②　車両条項第 10 条（４）</td><td>第７条（損害額の決定）の損害額</td><td rowspan="3">再取得費用または修理費</td></tr>
<tr><td>③　車両条項第 10 条（４）①</td><td>第７条の損害額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④　車両条項第 10 条（５）</td><td>損害額</td></tr>
<tr><td>保険価額または協定保険価額のいずれか高い額</td><td rowspan="2">新車価格相当額</td></tr>
<tr><td>⑤　基本条項第 28 条（代位）（４）①</td><td>車両条項＜用語の定義＞に定める保険価額または同条項＜用語の定義＞および同条項第 11 条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額のいずれか高い額</td></tr>
</table>

〔5－6〕車両全損修理時特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
協定保険価額	普通保険約款車両条項<用語の定義>および同条項第11条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額をいいます。

第１条（この特約が付帯される条件）

この特約は、保険期間の初日（注）の属する月が、契約自動車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して25か月を超えている場合に付帯することができます。

（注）保険期間の初日

保険期間の中途でこの特約を付帯する場合は、当会社が契約内容の変更を承認した日とします。

第２条（支払保険金の計算）

（1）当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第８条（修理費）に定める修理費が協定保険価額以上となる場合であって、事故の発生の日の翌日から起算して１年以内に契約自動車の損傷が修理されたときは、同条項第10条（支払保険金の計算）（1）の規定にかかわらず、１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、同条項第７条（損害額の決定）②の損害額とします。ただし、協定保険価額に50万円を加えた額を限度とします。

（2）（1）の規定にかかわらず、修理に際してやむを得ない事情がある場合は、その期間につき、これを変更することができます。

第３条（被害物についての当会社の権利）

普通保険約款車両条項第13条（被害物についての当会社の権利）（1）の規定にかかわらず、当会社が前条（1）の規定により保険金を支払った場合は、契約自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。

第４条（保険金の請求）

被保険者がこの特約に基づき保険金の支払を請求する場合は、修理の事実および日付を証明する客観的書類を、普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）（2）⑩の書類または証拠として当会社に提出しなければなりません。

第５条（契約自動車の入替自動補償特約の不適用）

当会社は、契約自動車の入替自動補償特約の適用においては、この特約の規定を適用しません。

第６条（車両無過失事故に関する特約の不適用）

当会社は、この特約の規定を適用する場合は、車両無過失事故に関する特約の規定を適用しません。ただし、被保険者がこの特約の規定を適用しない旨当会社に申し出た場合を除きます。

第７条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
①　車両条項第10条（支払保険金の計算）（3）	協定保険価額	協定保険価額に50万円を加えた額
②　車両条項第10条（5）		
③　基本条項第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）（4）	同条項<用語の定義>および同条項第11条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額	
④　基本条項第28条（代位）（4）①		

〔5－7〕事故時代車費用特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
代車の利用開始日	被保険者が第４条（代車費用保険金の支払対象期間）（1）に定める支払対象期間の初日以後に最初に代車を利用した日をいいます。
他の保険契約等	第１条（保険金を支払う場合）（1）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
レンタカー	道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条（有償貸渡し）第１項に基づき業として有償で貸し渡すことの許可を受けた自家用自動車をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、普通保険約款車両条項、基本条項および付帯された他の特約の規定により、契約自動車に生じた損害に対し保険金の支払対象となる事故が発生した場合には、被保険者が（2）および（3）に定める代車費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、代車費用保険金を被保険者に支払います。ただし、契約自動車が自力で走行できる場合または法令で走行が禁じられた場合で、被保険者がその損傷を修理しないときを除きます。

（2）この特約において、代車費用とは、契約自動車に損害が生じたことに伴い、被保険者が契約自動車の代替交通手段として、レンタカーを代車として利用するために要した費用をいいます。

（3）（2）の規定にかかわらず、次の条件をいずれも満たす場合に限り、被保険者がレンタカー以外の自動車を代車として利用するために要した費用を代車費用とします。ただし、被保険者が負担した費用のうち、その自動車の取得代金、点検料、整備料等を勘案した実費相当額として当会社が認めた額に限ります。

①　被保険者が正当な理由によりレンタカー以外の自動車を代車として利用したものであること。

②　レンタカー以外の自動車の利用について被保険者が事前に当会社に通知し、当会社が承認すること。

（4）当会社は、契約自動車が盗難にあった場合は、保険契約者または被保険者が盗難の事実を警察官に届け出たときに限り、（1）の規定を適用します。

第２条（被保険者）

この特約における被保険者は、契約自動車の所有者とします。

第３条（代車費用保険金）

（1）１回の事故につき、当会社の支払う代車費用保険金の額は、次の算式により算出された額とします。

１日あたりの代車費用の額。ただし、保険証券記載の支払限度日額を限度とします。	×	次条に定める支払対象期間における代車の利用日数	＝	代車費用保険金

（２）代車費用のうち、回収金がある場合は、当会社は実際に発生した代車費用の額から回収金の額を差し引いて代車費用保険金を支払います。

第４条（代車費用保険金の支払対象期間）

（１）前条（１）の支払対象期間は、次に定める期間とします。ただし、やむを得ない事情がある場合を除き、支払対象期間の初日の翌日から起算して１年を経過した後の期間は支払対象期間には含みません。

支払対象期間	
支払対象期間の初日	支払対象期間の末日
第１条（保険金を支払う場合）（１）の事故の発生の日（注１）	次のいずれか早い日 ア．代車の利用開始日からその日を含めて30日後の日 イ．契約自動車が修理完了後、または盗難（注２）された契約自動車が発見された後、保険契約者、被保険者または契約自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日 ウ．契約自動車の代替として使用する自動車を新たに取得（注３）した日

（２）（１）の規定にかかわらず、保険契約者、被保険者または契約自動車の自動車検査証の使用者欄に記載された者のいずれかの責に帰すべき事由により（１）の支払対象期間の末日が延期された場合は、それによって延長された期間は支払対象期間には含みません。

（注１）事故の発生の日
契約自動車が盗難にあった場合は、保険契約者または被保険者が盗難の事実を警察官に届け出た日とします。

（注２）盗難
契約自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。

（注３）取得
所有権留保条項付売買契約に基づく購入または１年以上を期間とする貸借契約に基づく借入れを含みます。

第５条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（１）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき代車費用保険金の額を支払います。

（２）（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ代車費用保険金を支払います。

実際に発生した代車費用の額	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

第６条（現物による支払）

当会社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、被保険者の同意を得て、代車の貸与等、代車費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、保険金の支払に代えることができます。

第７条（保険金の請求）

（１）当会社に対する代車費用保険金の請求権は、被保険者が代車費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、前条の規定を適用する場合は、その事故の発生の時とします。

（２）被保険者がこの特約に基づき代車費用保険金の支払を請求する場合は、代車を借り入れた事実、日数および費用を証明する客観的書類を、普通保険約款基本条項第22条（保険金の請求）（２）⑩の書類または証拠として当会社に提出しなければなりません。ただし、前条の規定を適用する場合を除きます。

第８条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
①　<用語の定義>「他の保険契約等」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	事故時代車費用特約
②　<用語の定義>「被保険者」		
③　<用語の定義>「保険金」		

〔５－８〕車両無過失事故に関する特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
相手自動車	その所有者が契約自動車の所有者と異なる自動車をいいます。
車対車事故	契約自動車と相手自動車との衝突または接触をいいます。

第１条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されている場合は必ず付帯されます。

第２条（無過失事故の取扱いの特則）

（１）当会社は、この特約により、車対車事故によって契約自動車に生じた損害に対して、普通保険約款車両条項、基本条項および付帯された他の特約の規定により車両条項に係る保険金を支払う場合で、次に定める条件をいずれも満たすときは、当会社と締結される次契約のノンフリート等級の決定にあたって、その事故がなかったものとして取り扱います。ただし、車両新価特約または車両全損修理時特約に係る保険金が支払われる場合を除きます。

①　次のいずれかの場合に該当すること。

ア．当会社が、事故状況の調査を行った結果、その車対車事故が次のいずれかに該当し、かつ、その発生に関して契約自動車の所有者および契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったと認めた場合

（ア）相手自動車が契約自動車に追突した事故

（イ）対向車線を走行中の相手自動車がセンターラインをオーバーしたことにより契約自動車に衝突または接触した事故

（ウ）信号機により交通整理の行われている交差点において、相手自動車が赤色の灯火表示（注１）に従わずに進行したことにより、青色の灯火表示（注２）に従い進行した契約自動車に衝突または接触した事故

(エ）相手自動車が、駐車または停車中（注３）の契約自動車に衝突または接触した事故

イ．その車対車事故の発生に関して契約自動車の所有者および契約自動車を使用または管理していた者に過失がなかったことが確定した場合

② 車対車事故の相手自動車について、次の事項がいずれも確認されること。

ア．登録番号、車両番号、標識番号または車台番号

イ．車対車事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称

（２）被保険者は、（１）の規定に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款基本条項第 22 条（保険金の請求）（２）ただし書の交通事故証明書を提出できない相当な理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。

① 契約自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名の記載のあるもの

② 契約自動車の損傷部位の写真または画像データ

③ 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真、画像データまたは資料

（注１）赤色の灯火表示
赤色の灯火の点滅を除きます。

（注２）青色の灯火表示
青色の灯火の矢印を含みます。

（注３）停車中
継続的に停止している場合に限ります。

第３条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

〔５－９〕ロードアシスタンス特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
他の保険契約等	第１条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
ロードアシスタンス費用保険金	応急処置費用保険金、運搬費用保険金、宿泊費用保険金および移動費用保険金をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、契約自動車が走行不能となったことに伴い、被保険者が（２）に定める応急処置費用または運搬費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、応急処置費用保険金または運搬費用保険金を被保険者に支払います。ただし、契約自動車について直接生じた偶然な事由に起因して、契約自動車が走行不能となった場合に限ります。

（２）この特約において、応急処置費用または運搬費用とは、次のいずれかに該当する費用をいいます。

費用の名称	費用の内容
① 応急処置費用	契約自動車が走行不能となった地において契約自動車を自力で走行できる状態に復旧するために要した応急の処置の費用。ただし、当会社が必要と認める処置のために生じる費用に限るものとし、次のいずれかに該当する費用は含みません。 ア．部品および消耗品ならびに工具、器具等の購入または鍵の再作成にかかる費用 イ．雪道用タイヤ等との交換作業費用または雪道用チェーン等の脱着作業費用 ウ．パンク修理の作業費用 エ．バッテリーの充電費用 オ．走行不能の直接の原因とならない箇所の処置に要した費用
② 運搬費用	①の応急処置ができない場合において、契約自動車が走行不能となった地から被保険者の指定する修理工場または当会社が指定する場所まで、陸送車等により契約自動車を運搬するために要した費用。

（３）（２）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する期間に（２）①の応急の処置または（２）②の運搬が行われた場合は、そのために要した費用は、応急処置費用または運搬費用に含みません。

① 保険期間が満了した時以後の期間

② 契約自動車の自動車検査証に記載された有効期間の満了する日の翌日以後の期間。ただし、契約自動車が道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 58 条（自動車の検査及び自動車検査証）第１項の自動車である場合に限ります。

（４）当会社は、（１）の規定により応急処置費用保険金または運搬費用保険金の支払対象となる場合で、契約自動車が走行不能となった地から陸送車等により運搬されたときは、被保険者が（５）に定める宿泊費用または移動費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、宿泊費用保険金または移動費用保険金を被保険者に支払います。

（５）この特約において、宿泊費用および移動費用とは、それぞれ次の費用をいいます。

費用の名称	費用の内容
① 宿泊費用	契約自動車が陸送車等により運搬されたことにより、被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、その走行不能となった地のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するために要した１泊分の客室料
② 移動費用	契約自動車が陸送車等により運搬されたことにより、被保険者が契約自動車が走行不能となった地から、出発地、居住地または当面の目的地へ合理的な経路および方法で移動するために要した交通費

（６）（５）②の移動先が複数となる場合は、当会社は、移動の目的および経路等について当会社が合理的であると認めたときに限り、それらの移動先まで移動するために要する費用を移動費用として取り扱います。

（７）（５）および（６）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、宿泊費用または移動費用に含みません。

① 飲食費用等（５）①の宿泊または（５）②の移動の目的以外

のサービス料金
② 謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用等
③ （5）②の移動の手段として被保険者がタクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代または有料道路料金
④ この保険契約に付帯された他の特約により保険金が支払われる費用がある場合は、その費用

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって契約自動車が走行不能となり、それによって被保険者が被った損害に対しては、ロードアシスタンス費用保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、オに定める者については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注１）
イ．契約自動車の所有者（注２）
ウ．アおよびイに定める者の法定代理人
エ．アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人
オ．アおよびイに定める者の父母、配偶者または子
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦ 差押え、収用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の国または公共団体の公権力の行使
⑧ 詐欺または横領
⑨ 契約自動車の燃料（注５）切れ
⑩ 契約自動車を次のいずれかに該当する路面等において使用することによって生じたタイヤのスリップまたはスタック。ただし、アについては、雪道用タイヤ、雪道用チェーン等を装備している場合を除きます。
ア．積雪のある路面または凍結した路面
イ．降雨、降雪、融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ
ウ．轍（わだち）
エ．砂地、湿地、沼地その他これらに類する軟弱な地盤
⑪ 契約自動車を競技、曲技（注６）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注７）すること。
⑫ 契約自動車に危険物を業務（注８）として積載すること、または契約自動車が、危険物を業務（注８）として積載した被牽（けん）引自動車を牽（けん）引すること。
⑬ エンジンの改造、車高の変更等、法令等により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
⑭ 自動車製造業者の取扱説明書等に示されている取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使に起因する故障
⑮ 契約自動車の明らかな整備不良
⑯ 契約自動車を運転すべき者が法令により運転を禁じられた状態にあること。
⑰ 契約自動車を運転すべき者が傷害、疾病等の理由により運転できないこと。

（注１）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者
これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。
（注２）契約自動車の所有者
契約自動車の所有者が法人である場合は、その役員を含みます。
（注３）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注４）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注５）燃料
電力を含みます。
（注６）競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
（注７）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
（注８）業務
家事を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する間に契約自動車が走行不能となったことによって生じた損害に対しては、ロードアシスタンス費用保険金を支払いません。

① 前条①のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
② 前条①のいずれかに該当する者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
③ 前条①のいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間

第４条（被保険者）

（1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
① 契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中の者（注２）
② 契約自動車の所有者
（2）（1）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
① 契約自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中の者（注２）
② 極めて異常かつ危険な方法で契約自動車に搭乗中の者
③ 業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者
（注１）その装置のある室内
隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
（注２）搭乗中の者
一時的に契約自動車から離れている者を含みます。

第５条（応急処置費用保険金・運搬費用保険金）

（1）当会社は、被保険者が負担した応急処置費用または運搬費用の額について、応急処置費用保険金または運搬費用保険金として支払います。ただし、１回の事故につき 15 万円を限度とします。
（2）（1）の規定にかかわらず、普通保険約款車両条項および付帯された他の特約の規定により応急処置費用または運搬費用に対して

保険金が支払われる場合は、応急処置費用または運搬費用の額が同条項によって支払うべき保険金の額を超えるときに限り、その超過額に対してのみ応急処置費用保険金または運搬費用保険金を支払います。ただし、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、当会社は、同条項に優先して、被保険者が応急処置費用または運搬費用を負担したことによって被る損害に対し、応急処置費用保険金または運搬費用保険金を支払います。この場合における同条項の適用にあたっては、応急処置費用保険金または運搬費用保険金の額を超える額について、同条項の規定に従い支払保険金の額を決定し、保険金として支払います。

（３）応急処置費用または運搬費用のうち、回収金がある場合は、当会社は実際に発生した応急処置費用または運搬費用の額から回収金の額を差し引いて保険金を支払います。

（４）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき応急処置費用保険金または運搬費用保険金の額を支払います。

（５）（４）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

実際に発生した応急処置費用または運搬費用の額	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

第６条（宿泊費用保険金・移動費用保険金）

（１）当会社は、それぞれ下表に定める額を宿泊費用保険金または移動費用保険金として支払います。

保険金の種類	保険金の額
①　宿泊費用保険金	被保険者が負担した宿泊費用の額。ただし、１回の事故につき、被保険者１名あたり１万円を限度とします。
②　移動費用保険金	被保険者が負担した移動費用の額。ただし、１回の事故につき、被保険者１名あたり２万円を限度とします。

（２）（１）②の規定にかかわらず、被保険者がタクシーまたはレンタカーを利用した場合は、その１台に対し２万円を限度とします。

（３）宿泊費用または移動費用のうち、回収金がある場合は、当会社は、宿泊費用保険金と移動費用保険金とに区分して、それぞれ各別に実際に発生した宿泊費用または移動費用の額から該当する回収金の額を差し引いて保険金を支払います。

（４）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき宿泊費用保険金または移動費用保険金の額を支払います。

（５）（４）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、宿泊費用保険金と移動費用保険金とに区分して、それぞれ各別に次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

実際に発生した宿泊費用または移動費用の額	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

第７条（現物による支払）

当会社は、被保険者の損害の全部または一部に対して、被保険者の同意を得て、契約自動車に対する応急の処置、陸送車等による契約自動車の運搬、宿泊施設の提供等、ロードアシスタンス費用保険金の支払と同等のサービスの提供をもって、保険金の支払に代えることができます。

第８条（保険金の請求）

（１）当会社に対するロードアシスタンス費用保険金の請求権は、被保険者が応急処置費用、運搬費用、宿泊費用または移動費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。ただし、前条の規定を適用する場合は、契約自動車が走行不能となった時とします。

（２）被保険者がこの特約に基づきロードアシスタンス費用保険金の支払を請求する場合は、次の書類を普通保険約款基本条項第 22 条（保険金の請求）（２）⑩の書類または証拠として当会社に提出しなければなりません。ただし、前条の規定を適用する場合を除きます。

① 契約自動車に対する応急の処置または陸送車等による契約自動車の運搬の事実、日付および費用を証明する客観的書類

② 宿泊または移動の事実、日付および費用を証明する客観的書類

第９条（他の特約の一部不適用）

当会社は、この特約の適用においては、次の特約の規定を適用しません。

① 運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）

② 運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）

③ 運転者限定特約（同居の子以外補償型）

第 10 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
①　＜用語の定義＞「他の保険契約等」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	ロードアシスタンス特約
②　＜用語の定義＞「被保険者」		
③　＜用語の定義＞「保険金」		

◆その他の補償などに関わる特約

〔６－１〕車両積載動産特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
骨董（とう）	希少価値または美術的価値のある古道具、古美術品その他これらに類するものをいいます。
車室外積載装置	契約自動車の屋根、トランク上等の車室外に設置された、荷物を固定または収納するための装置をいいます。
全損	損害額または第９条（修理費）の修理費が、損害を生じた車両積載動産の保険価額以上となる場合をいいます。
装備	自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い自動車に備えつけられている状態をいいます。

損害額	当会社が保険金を支払うべき損害の額をいいます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
定着	ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
電子マネー	決済手段として使用するための、通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における損害を生じた車両積載動産の価額をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって契約自動車に損害が生じた場合は、その事由の直接の結果として車両積載動産に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。ただし、車両積載動産が盗難されたことによる損害については、①の事由の直接の結果として生じた損害である場合に限ります。

① 契約自動車の盗難（注）

② ①以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故。ただし、契約自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。

（2）当会社は、（1）のほか、火災または爆発によって車両積載動産に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。

（注）盗難

契約自動車の部分品または付属品のみの盗難を除きます。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、オに定める者については、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。

ア．保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（注１）

イ．契約自動車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（注２）

ウ．アおよびイに定める者の法定代理人

エ．アおよびイに定める者の業務に従事中の使用人

オ．アおよびイに定める者の父母、配偶者または子

② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

④ 核燃料物質（注３）もしくは核燃料物質（注３）によって汚染された物（注４）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

⑧ 紛失

⑨ 詐欺または横領

⑩ この保険契約に契約自動車の盗難事故対象外特約が付帯されている場合における車両積載動産の盗難（注５）

⑪ 法令で定める積載物の重量、大きさまたは積載方法に関する制限の違反

⑫ 車両積載動産の積載方法が車両積載動産を安全に積載するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、被保険者（注６）またはこれらの者の法定代理人もしくは業務に従事中の使用人のいずれかの者がその事実を知っていた場合、または、重大な過失によってその事実を知らなかった場合に限ります。

⑬ 契約自動車を競技、曲技（注７）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注８）すること。

⑭ 契約自動車に危険物を業務（注９）として積載すること、または契約自動車が、危険物を業務（注９）として積載した被牽（けん）引自動車を牽（けん）引すること。

（注１）保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者

これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

（注２）契約自動車を所有する者、所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または１年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主

これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

（注３）核燃料物質

使用済燃料を含みます。

（注４）核燃料物質によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注５）盗難

発見されるまでの間に損害が生じた場合を含みます。

（注６）保険契約者、被保険者

これらの者が法人である場合は、その役員を含みます。

（注７）競技、曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

（注８）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

（注９）業務

家事を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 車両積載動産に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗

② 車両積載動産の故障損害

③ 車両積載動産の機能に支障をきたさないすり傷、掻（か）き傷（きず）、落書、塗料のはがれ等の外観上の損傷または汚損

④ 楽器の音色または音質の変化

⑤ 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらの物の混入により生じた損害

第４条（保険金を支払わない場合－その３）

当会社は、次のいずれかに該当する間に車両積載動産について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　第２条（保険金を支払わない場合－その１）①のいずれかに該当する者が法令に定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している間
②　第２条①のいずれかに該当する者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で契約自動車を運転している間
③　第２条①のいずれかに該当する者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で契約自動車を運転している間

第５条（被保険者）

（１）この特約における被保険者は、車両積載動産を所有する者とします。
（２）（１）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
①　契約自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車に搭乗中の者（注）
②　業務として契約自動車を受託している自動車取扱業者
（注）搭乗中の者
一時的に契約自動車から離れている者を含みます。

第６条（個別適用）

第２条（保険金を支払わない場合－その１）および第３条（保険金を支払わない場合－その２）の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第７条（車両積載動産の範囲）

（１）この特約における車両積載動産は、契約自動車の車室内、荷室内、荷台もしくはトランク内に収容、または車室外積載装置に固定もしくは収納された動産とします。
（２）（１）の車両積載動産には次のいずれかに該当する物を含みません。
①　自動車および自動車に定着、固定または装備されている物であって、通常、自動車の付属品とみなされる物
②　契約自動車の原動機用燃料タンク内の燃料
③　通貨、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、電子マネー、プリペイドカードその他これらに準ずる物
④　預金証書または貯金証書（注１）、クレジットカード、ローンカードその他これらに準ずる物
⑤　貴金属、宝玉、宝石および書画、骨董（とう）、彫刻物その他の美術品
⑥　移動電話等の携帯式通信機器およびノート型パソコン等の携帯式電子事務機器ならびにこれらの付属品
⑦　義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
⑧　動物、植物等の生物
⑨　稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、勲章、き章、免許状その他これらに準ずる物
⑩　テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
⑪　コンテナー自体
⑫　船舶（注２）
⑬　法令の規定、公序良俗に違反する動産
（注１）預金証書または貯金証書
通帳およびキャッシュカードを含みます。
（注２）船舶
ヨット、モーターボートおよび水上バイクを含みます。

第８条（損害額の決定）

（１）損害額は、次のとおりとします。
①　車両積載動産の損傷を修理することができない場合は、保険価額
②　①以外の場合は、次の算式により算出された額

③　第 10 条に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用
（２）損害を生じた車両積載動産が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害が損害を生じた車両積載動産全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。
（３）（１）および（２）の規定によって計算された損害額が、その損害が生じた車両積載動産の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。

第９条（修理費）

この特約における修理費とは、損害が生じた地および時において、損害を生じた車両積載動産を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害を生じた車両積載動産の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第 10 条（費用）

第８条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）をいいます。

費用の名称	費用の内容
①　損害防止費用	普通保険約款基本条項第 19 条（事故発生時の義務）（１）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
②　権利保全行使費用	普通保険約款基本条項第 19 条（１）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③　盗難引取費用	盗難にあった車両積載動産を引き取るために必要であった費用
④　共同海損分担費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する車両積載動産の分担額

（注）費用
収入の喪失を含みません。

第 11 条（支払保険金の計算）

（１）１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、第８条（損害額の決定）の損害額とします。ただし、保険金額を限度とします。
（２）第８条（損害額の決定）の損害額および前条の費用のうち、回収金がある場合は、当会社は次の算式により算出された額を保険金として支払います。ただし、（１）の保険金の額を限度とします。

第８条の損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額 － 回収金の額 ＝ 保険金

（3）被保険者が２名以上いる場合の被保険者別の保険金の額は、次の算式により算出された額とします。

（1）の保険金 × 各被保険者別の損害額（注） ／ 各被保険者別の損害額（注）の合計額 ＝ 被保険者別の保険金

（注）各被保険者別の損害額
　回収金を差し引いた残額とします。

第 12 条（現物による支払）
　当会社は、車両積載動産の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第 13 条（被害物についての当会社の権利）
（1）当会社が損害を生じた車両積載動産に対して全損として保険金を支払った場合は、損害を生じた車両積載動産について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。ただし、支払った保険金の額（注）が保険価額に達しない場合は、当会社は、支払った保険金の額（注）の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
（2）（1）の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、損害を生じた車両積載動産について被保険者が有する所有権その他の物権は当会社に移転しません。
（注）保険金の額
　第 10 条（費用）の費用を除いた保険金の額とします。

第 14 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）
（1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
（2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

損害額（注） － 他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

（注）損害額
　それぞれの保険契約または共済契約において損害額が異なる場合は、そのうち最も高い額とします。

第 15 条（盗難車両積載動産の返還）
　当会社が車両積載動産の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して 60 日以内に車両積載動産が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に車両積載動産に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第 16 条（盗難の際の調査）
（1）車両積載動産について盗難が発生した場合は、当会社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対し必要な説明または証明を求めることができます。
（2）保険契約者または被保険者は、当会社が（1）の調査をし、または説明もしくは証明を求めた場合はこれに協力しなければなりません。
（3）保険契約者または被保険者が（1）の説明もしくは証明に不正の表示をした場合もしくは知っている事実を告げない場合または正当な理由がなく（2）の協力を拒んだ場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 17 条（盗難車両積載動産発見後の通知義務）
　保険契約者または被保険者は、盗難にあった車両積載動産を発見した場合または回収した場合は、直ちにその旨を当会社に通知しなければなりません。

第 18 条（保険金支払前に盗難車両積載動産が回収された場合の措置）
　盗難にあった車両積載動産について、当会社が損害に対して保険金を支払う前にその車両積載動産が回収された場合は、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その車両積載動産に損傷または汚損がある場合は、損害が生じたものとみなします。

第 19 条（準用規定）
　この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
①　＜用語の定義＞「他の保険契約等」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	車両積載動産特約
②　＜用語の定義＞「被保険者」		
③　＜用語の定義＞「保険金」		
④　第 19 条（事故発生時の義務）（1）④	契約自動車または契約自動車の鍵	車両積載動産
⑤　第 19 条（1）⑤	契約自動車	
⑥　第 22 条（保険金の請求）（1）③および（2）⑨	車両条項	車両積載動産特約
⑦　第 23 条（保険金の支払時期）（1）③		
⑧　第 28 条（代位）（4）	車両損害	車両積載動産の損害
⑨　第 28 条（4）①	車両条項＜用語の定義＞に定める保険価額または同条項＜用語の定義＞および同条項第 11 条（協定保険価額が保険価額を著しく超える場合）に定める協定保険価額のいずれか高い額	車両積載動産特約＜用語の定義＞に定める保険価額

〔6－2〕ファミリーバイク特約（人身）

＜用語の定義＞
　この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
借用原動機付自転車	次のいずれにも該当しない原動機付自転車をいいます。 ①　第４条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注） ②　第４条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が主として使用する原動機付自転車 （注）所有する原動機付自転車 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第１条（保険金を支払う場合－その１　対人賠償・対物賠償）

（１）当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約を適用します。この場合において、普通保険約款対物賠償責任条項における保険証券記載の自己負担額が５万円を超えるときは、その自己負担額を５万円とみなします。

（２）（１）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合において、当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）（２）の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた１回の事故による同条（１）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（３）（１）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合において、当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項第７条（当会社による解決）（３）③の規定にかかわらず、同条（１）の規定を適用します。

第２条（保険金を支払う場合－その２　人身傷害）

当会社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中（注）の原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項、基本条項および付帯された他の特約を適用します。

（注）搭乗中
極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合－対人賠償・対物賠償）

当会社は、第１条（保険金を支払う場合－その１　対人賠償・対物賠償）の適用においては、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注１）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が次条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

②　被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注２）を、その使用者の業務（注１）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が次条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③　次条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故

④　被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

（注１）業務
家事を除きます。

（注２）所有する原動機付自転車
所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第４条（被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）、対物賠償責任条項第４条（被保険者）および人身傷害条項第４条（被保険者）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者とします。

①　記名被保険者
②　記名被保険者の配偶者
③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第５条（普通保険約款および他の特約の一部不適用）

（１）当会社は、この特約の適用においては、次の規定を適用しません。
①　普通保険約款基本条項第６条（契約自動車の譲渡）（３）
②　運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）
③　運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）
④　運転者限定特約（同居の子以外補償型）

（２）当会社は、第２条（保険金を支払う場合－その２　人身傷害）の規定によって保険金を支払うべき損害または傷害に対しては、この特約による保険金を優先して支払い、人身車外補償特約および付帯された他の特約の規定による保険金を支払いません。

〔６－３〕ファミリーバイク特約（自損）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
自損事故傷害保険金	第８条（死亡保険金－自損傷害）の死亡保険金、第９条（後遺障害保険金－自損傷害）の後遺障害保険金、第10条（重度後遺障害保険金－自損傷害）の重度後遺障害保険金または第11条（医療保険金－自損傷害）の医療保険金をいいます。
借用原動機付自転車	次のいずれにも該当しない原動機付自転車をいいます。 ①　第６条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（注） ②　第６条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が主として使用する原動機付自転車 （注）所有する原動機付自転車 所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

他の自損事故傷害保険等	第２条（保険金を支払う場合－その２　自損傷害）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

第１条（保険金を支払う場合－その１　対人賠償・対物賠償）

（1）当会社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約を適用します。この場合において、普通保険約款対物賠償責任条項における保険証券記載の自己負担額が５万円を超えるときは、その自己負担額を５万円とみなします。

（2）（1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合において、当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた１回の事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

（3）（1）の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合において、当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項第７条（当会社による解決）（3）③の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。

第２条（保険金を支払う場合－その２　自損傷害）

（1）当会社は、被保険者が原動機付自転車の正規の乗車装置に搭乗中（注）に次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第３条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この特約に従い、自損事故傷害保険金を支払います。

①　原動機付自転車の運行に起因する事故

②　原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または原動機付自転車の落下

（2）この特約における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

（注）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合－その１　対人賠償・対物賠償）

当会社は、第１条（保険金を支払う場合－その１　対人賠償・対物賠償）の適用においては、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項および基本条項の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（注１）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第６条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

②　被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（注２）を、その使用者の業務（注１）のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第６条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合を除きます。

③　第６条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用

または管理する原動機付自転車について生じた事故

④　被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

（注１）業務

家事を除きます。

（注２）所有する原動機付自転車

所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２　自損傷害）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

①　被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害

②　次のいずれかに該当する間に生じた傷害

ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転している間

イ．被保険者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で原動機付自転車を運転している間

ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で原動機付自転車を運転している間

③　被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車に搭乗中に生じた傷害

④　被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害

⑤　被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害

（2）傷害が自損事故傷害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、自損事故傷害保険金を支払いません。

（3）当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

第５条（保険金を支払わない場合－その３　自損傷害）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

①　戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②　地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③　核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

④　③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

⑤　①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

⑥　被保険者が搭乗中の原動機付自転車を競技、曲技（注３）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。

⑦　原動機付自転車に危険物を業務（注５）として積載すること。

（2）当会社は、自動車取扱業者が原動機付自転車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

（注１）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
（注２）核燃料物質によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
（注３）競技、曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
（注４）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
（注５）業務
家事を除きます。

第６条（被保険者）

この特約における被保険者は、普通保険約款対人賠償責任条項第４条（被保険者）および対物賠償責任条項第４条（被保険者）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者とします。
①　記名被保険者
②　記名被保険者の配偶者
③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

第７条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第８条（死亡保険金－自損傷害）

（１）当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合－その２　自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500 万円（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
（２）（１）の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により（１）の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
（注）1,500 万円
１回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金がある場合は、1,500 万円から既に支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いた残額とします。

第９条（後遺障害保険金－自損傷害）

（１）当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合－その２　自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、後遺障害が生じた場合は、普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
（２）（１）の規定にかかわらず、同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合で、普通保険約款別表１の表２注７③に該当するときは、当会社は、次のいずれか低い金額を後遺障害保険金として支払います。
①　重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応するこの特約の別表の金額
②　それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額の合計額
（３）既に後遺障害のある被保険者が第２条（保険金を支払う場合－その２　自損傷害）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された金額を後遺障害保険金として支払います。

普通保険約款別表１に従い決定した加重後の後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の金額	－	普通保険約款別表１に従い決定した既にあった後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の金額	＝	後遺障害保険金

第 10 条（重度後遺障害保険金－自損傷害）

（１）当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合－その２　自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、次のいずれかに該当する後遺障害が生じ、かつ、介護が必要と認められる場合は、200 万円を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。
①　普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の等級が第１級または第２級のいずれかである後遺障害
②　普通保険約款別表１第３級③または④に掲げる後遺障害
（２）同一事故により生じた後遺障害が（１）のいずれにも該当する場合であっても、当会社は、重複しては重度後遺障害保険金を支払いません。

第 11 条（医療保険金－自損傷害）

（１）当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合－その２　自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要した場合は、被保険者が治療が必要と認められない程度に治った日までの治療日数に対し、次の算式により算出された額を医療保険金として被保険者に支払います。ただし、１回の事故につき、被保険者１名ごとに 100 万円を限度とします。
①　入院に対する医療保険金

6,000 円	×	入院した治療日数

②　通院に対する医療保険金

4,000 円	×	通院した治療日数（注）

（２）被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療保険金を支払いません。
（注）通院した治療日数
（１）①に該当する日数を除きます。

第 12 条（他の身体の障害または疾病の影響－自損傷害）

（１）当会社は、次のいずれかの影響により、第２条（保険金を支払う場合－その２　自損傷害）の傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
①　被保険者が第２条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
②　被保険者が第２条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
（２）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは自損事故傷害保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより、第２条（保険金を支払う場合－その２　自損傷害）の傷害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第 13 条（当会社の責任限度額等－自損傷害）

（１）１回の事故につき、被保険者１名に対し当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第８条（死亡保険金－自損傷害）および前条の規定による額とし、かつ、1,500 万円を限度とします。
（２）１回の事故につき、被保険者１名に対し当会社が支払うべき後

遺障害保険金の額は、第９条（後遺障害保険金－自損傷害）および前条の規定による額とし、かつ、1,800 万円を限度とします。ただし、当会社は、死亡保険金を支払う場合においては、後遺障害保険金および重度後遺障害保険金を支払いません。

（3）当会社は、（1）に定める死亡保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名に対し第 11 条（医療保険金－自損傷害）および前条の規定による医療保険金を支払います。

（4）当会社は、（2）に定める後遺障害保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名に対し第 10 条（重度後遺障害保険金－自損傷害）および前条の規定による重度後遺障害保険金ならびに第 11 条（医療保険金－自損傷害）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第 14 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－自損傷害）

（1）他の自損事故傷害保険等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき自損事故傷害保険金の額を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、他の自損事故傷害保険等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ自損事故傷害保険金を支払います。

それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額	－	他の自損事故傷害保険等の保険金または共済金の額の合計額

（3）（1）および（2）の規定は、次の保険金の区分ごとに、それぞれ各別に適用するものとします。

① 死亡保険金または後遺障害保険金
② 重度後遺障害保険金
③ 医療保険金

第 15 条（保険金の請求－自損傷害）

当会社に対する自損事故傷害保険金の請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権発生の時
① 死亡保険金	被保険者が死亡した時
② 後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時
③ 重度後遺障害保険金	被保険者に後遺障害が生じた時
④ 医療保険金	次のいずれか早い時 ア．被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時 イ．事故の発生の日からその日を含めて 160 日を経過した時

第 16 条（代位－自損傷害）

当会社が自損事故傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 17 条（この特約の一部不適用）

当会社は、人身車外補償特約によって保険金を支払うべき傷害に対しては、第２条（保険金を支払う場合－その２　自損傷害）の規定による保険金を支払いません。

第 18 条（普通保険約款および他の特約の一部不適用）

当会社は、この特約の適用においては、次の規定を適用しません。

① 普通保険約款基本条項第６条（契約自動車の譲渡）（3）
② 運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）
③ 運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）
④ 運転者限定特約（同居の子以外補償型）

第 19 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
① ＜用語の定義＞「他の保険契約等」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	ファミリーバイク特約（自損）
② ＜用語の定義＞「被保険者」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	ファミリーバイク特約（自損）
③ ＜用語の定義＞「保険金」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	ファミリーバイク特約（自損）
④ 第 24 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（1）	人身傷害	ファミリーバイク特約（自損）

＜別表＞後遺障害等級別保険金支払額表

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
普通保険約款別表１の表１に掲げる第１級	1,800 万円	第３級	1,110 万円
		第４級	960 万円
		第５級	825 万円
上記以外の第１級	1,500 万円	第６級	700 万円
		第７級	585 万円
		第８級	470 万円
普通保険約款別表１の表１に掲げる第２級	1,300 万円	第９級	365 万円
		第10級	280 万円
		第11級	210 万円
上記以外の第２級	1,295 万円	第12級	145 万円
		第13級	95 万円
		第14級	50 万円

〔6－4〕弁護士費用特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
車室外積載装置	契約自動車の屋根、トランク上等の車室外に設置された、荷物を固定または収納するための装置をいいます。
積載	車室内、荷室内、荷台もしくはトランク内に収容、または車室外積載装置に固定もしくは収納することをいいます。
他の保険契約等	第１条（保険金を支払う場合）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償義務者	保険金請求権者に対し、被害事故に関する法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

被害事故	日本国内において保険期間中に発生した偶然な事故により、次のいずれかに該当する被害が生じたことをいいます。 ① 賠償義務者が自動車を所有、使用または管理することに起因する事故により、次のいずれかに該当すること。 ア．被保険者の生命または身体が害されること。 イ．被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損されること。 ② ①のほか、被保険者が自動車に搭乗中に、次のいずれかに該当すること。 ア．被保険者の生命または身体が害されること。 イ．被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損、または汚損されること。ただし、その財物が被保険者が搭乗中の自動車に積載中の財物である場合に限ります。 ③ ①および②のほか、次のいずれかに該当する自動車が滅失、破損または汚損されること。 ア．契約自動車 イ．契約自動車以外の被保険者が所有する自動車（注） （注）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
弁護士費用等	当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。ただし、法律相談費用を除きます。 ① 損害賠償に関する争訟について、弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁を行う機関（注）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 ② その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 （注）あっせんもしくは仲裁を行う機関 申立人の申立に基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。
法律相談費用	当会社の同意を得て支出した法律上の損害賠償請求に関する次の行為の対価として生じた費用をいいます。 ① 弁護士が行う、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第３条（弁護士の職務）の「その他一般の法律事務」に基づく法律相談 ② 司法書士が行う、司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第３条（業務）第１項第５号および同項第７号に規定する相談 ③ 行政書士が行う、行政書士法（昭和 26 年法律第４号）第１条の３第３号に規定する相談
保険金請求権者	被害を被った被保険者をいいます。ただし、被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当会社は、この特約により、保険金請求権者が賠償義務者に対し被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求を行う場合に、保険金請求権者が弁護士費用等を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。

（２）当会社は、この特約により、保険金請求権者が被害事故にかかわる法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、法律相談費用保険金を支払います。

（３）当会社は（１）および（２）に規定する費用のうち普通保険約款対人賠償責任条項および対物賠償責任条項において支払われるものがある場合は、その費用に対しては保険金を支払いません。

（４）この特約において、当会社は、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、次のいずれかに該当する被害事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の故意または重大な過失によって発生した被害事故

② 次のいずれかに該当する間に発生した被害事故

ア．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している間

イ．被保険者が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で自動車を運転している間

ウ．被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している間

③ 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に発生した被害事故

④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故

⑤ 被保険者が自動車取扱業者である場合に、被保険者が業務として受託した自動車に搭乗中に発生した被害事故

⑥ 第５条（被保険者）（１）⑤に規定する者が所有、使用または管理する財物のうち、契約自動車に積載されていない財物について生じた被害事故

⑦ 被保険者もしくは被保険者の使用者が営む事業に使用される財物、またはその事業に関連して預託を受けている財物について生じた被害事故。ただし、その財物が次のいずれかに該当する場合を除きます。

ア．契約自動車

イ．契約自動車以外の被保険者が所有する自動車（注）

ウ．自動車に積載中の被保険者が所有する財物

（注）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

③ 台風、洪水または高潮

④ 核燃料物質（注１）もしくは核燃料物質（注１）によって汚染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

⑤　④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑥　①から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑦　契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車を競技、曲技（注３）もしくは試験のために使用すること、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。
⑧　契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車に危険物を業務（注５）として積載すること、または契約自動車もしくは被保険者が搭乗中の契約自動車以外の自動車が、危険物を業務（注５）として積載した被牽（けん）引自動車を牽（けん）引すること。
⑨　被保険者が所有、使用または管理する財物に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
⑩　被保険者が所有、使用または管理する財物の故障損害

（注１）核燃料物質
　使用済燃料を含みます。
（注２）核燃料物質によって汚染された物
　原子核分裂生成物を含みます。
（注３）競技、曲技
　競技または曲技のための練習を含みます。
（注４）競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用
　救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。
（注５）業務
　家事を除きます。

第４条（保険金を支払わない場合－その３）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、保険金を支払いません。
①　次条（１）①から④までおよび⑥に規定する被保険者
②　被保険者の父母、配偶者または子
③　被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限ります。
④　被保険者の使用者の業務（注）に自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務（注）に従事している場合に限ります。

（２）当会社は、保険金請求権者が社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談を行う場合は、それにより生じた費用に対しては保険金を支払いません。
（注）業務
　家事を除きます。

第５条（被保険者）

（１）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
①　記名被保険者
②　記名被保険者の配偶者
③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤　①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注）に搭乗中の者
⑥　①から⑤まで以外の者で、契約自動車の所有者。ただし、契約自動車の被害事故に関する損害賠償請求または法律相談を行う場合に限ります。

（２）（１）の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。
（注）その装置のある室内
　隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

第６条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第７条（損害賠償請求等の通知）

（１）保険契約者または保険金請求権者は、保険金請求権者が被害事故により弁護士費用等または法律相談費用を支出しようとする場合は、当会社に次の事項について事前に書面等で通知しなければなりません。
①　賠償義務者の氏名およびその者に関して有する情報
②　弁護士費用等または法律相談費用の支出先に関して有する情報
③　その他当会社が必要と認める事項

（２）次のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
①　保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合
②　保険契約者または保険金請求権者が、正当な理由がなく（１）の書類に事実と異なる記載をした場合

第８条（保険金請求権者の協力）

（１）保険金請求権者は、当会社の求めに応じ、訴訟、仲裁、和解または調停の進捗状況に関する必要な情報を当会社に提供しなければなりません。
（２）保険金請求権者が、正当な理由がなく（１）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第９条（支払保険金の計算）

（１）１回の被害事故につき当会社の支払うべき保険金の額は、被保険者１名につき下記の金額を限度とします。

保険金の種類	保険金の限度額
①　弁護士費用保険金	300 万円
②　法律相談費用保険金	10 万円

（２）保険金請求権者が弁護士費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求と被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償請求を同時に行うときは、次の算式により算出された額を支払います。

$$\text{実際に発生した弁護士費用等の額} \times \frac{\text{被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額}}{\text{被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額} + \text{被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償責任の額}} = \text{弁護士費用保険金}$$

（３）保険金請求権者が法律相談費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる法律相談と被害事故以外にかかわる法律相談を同時に行うときは、次の算式により算出された額を支払います。ただし、保険金請求権者が行った同一事故にかかわる法律相談が１回である場合は、この規定は適用しません。

実際に発生した法律相談費用の額	×	被害事故にかかわる法律相談に要した時間 ／（被害事故にかかわる法律相談に要した時間 ＋ 被害事故以外にかかわる法律相談に要した時間）	＝	法律相談費用保険金

第 10 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に他の保険契約等の保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

実際に発生した弁護士費用等または法律相談費用の額	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

（3）（1）および（2）の規定は、弁護士費用保険金と法律相談費用保険金とに区分して、それぞれ各別に適用します。

第 11 条（保険金の請求）

（1）当会社に対する弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の請求権は、保険金請求権者が弁護士費用等または法律相談費用を支出した時から発生し、これを行使することができるものとします。

（2）保険金請求権者がこの特約に基づき弁護士費用保険金または法律相談費用保険金の支払を請求する場合は、保険金請求権者が弁護士費用等または法律相談費用を支出した事実、日付およびその額を証明する客観的書類を、普通保険約款基本条項第 22 条（保険金の請求）（2）⑩の書類または証拠として当会社に提出しなければなりません。

第 12 条（支払保険金の返還）

当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険金請求権者に支払った弁護士費用保険金について、それぞれ下表に定める額の返還を請求することができます。

区分	当会社が返還を請求することができる額
①　弁護士または司法書士への委任取消等により保険金請求権者が支払った着手金の返還を受けた場合	返還された着手金の金額に相当する金額。ただし、第 1 条（保険金を支払う場合）の規定により支払われた保険金のうち、着手金に相当する金額を限度とします。
②　被害事故に関して保険金請求権者が提起した訴訟の判決に基づき、保険金請求権者が賠償義務者からその訴訟に関する弁護士費用等の支払を受けた場合で、次のイの額がアの額を超過するとき。 ア．保険金請求権者がその訴訟について弁護士または司法書士に支払った費用の全額 イ．判決で確定された弁護士費用等の額と当会社が第 1 条の規定により既に支払った保険金の合計額	左記イの額から左記アの額を差し引いた超過額に相当する金額。ただし、第 1 条の規定により支払われた保険金の額を限度とします。

第 13 条（他の特約の不適用）

当会社は、この特約の適用においては、次の特約の規定を適用しません。

①　運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）
②　運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）
③　運転者限定特約（同居の子以外補償型）

第 14 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
①　<用語の定義>「他の保険契約等」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	弁護士費用特約
②　<用語の定義>「被保険者」		
③　<用語の定義>「保険金」		

〔6－5〕個人賠償責任特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
環境汚染	流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海、河川、湖沼、地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ身体の障害または財物の損壊が発生するおそれがある状態をいいます。
後遺障害	「普通保険約款および特約に共通する用語の定義」の規定にかかわらず、治療の効果が医学上期待できない状態であって、身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地（注）をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。 （注）連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
事故	日本国内において発生した次のいずれかに該当する事故をいいます。 ①　住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②　被保険者の日常生活（注）に起因する偶然な事故 （注）日常生活 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

住宅	被保険者の居住の用に供される住宅をいい、住宅敷地内の動産および不動産を含みます。
住宅敷地内	囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地（注）で､同一の被保険者によって占有されているものをいいます。 （注）連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
他の保険契約等	この特約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第２条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
　① 保険契約者（注１）、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
　② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
　③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
　④ 核燃料物質（注２）もしくは核燃料物質（注２）によって汚染された物（注３）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
　⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
　⑥ 環境汚染に起因する事故
　⑦ ②から⑥までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

（2）当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
　① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
　② 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
　③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
　④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
　⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
　⑥ 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産（注４）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
　⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
　⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
　⑨ 航空機、船舶および車両（注５）または空気銃以外の銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（注１）保険契約者
　保険契約者が法人である場合は、その役員を含みます。

（注２）核燃料物質
　使用済燃料を含みます。
（注３）核燃料物質によって汚染された物
　原子核分裂生成物を含みます。
（注４）不動産
　住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。
（注５）船舶および車両
　次のいずれかに該当するものを除きます。
　① 主たる原動力が人力であるもの
　② ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート
　③ 身体障害者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

第３条（被保険者）

（1）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
　① 記名被保険者
　② 記名被保険者の配偶者
　③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
　④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
　⑤ ②から④までのいずれにも該当しない記名被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者。ただし、記名被保険者が未成年の場合であって、記名被保険者に関する事故に限ります。

（2）（1）の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故の発生の時におけるものをいいます。

第４条（個別適用）

この特約の規定は､それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第９条（支払保険金の計算）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第５条（当会社による援助）

被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

第６条（当会社による解決）

（1）次のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（注１）を行います。
　① 被保険者が事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
　② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

（2）（1）の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

（3）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。
　① １回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がこの特約の保険金額を明らかに超える場合（注２）または自己負担額を明らかに下回る場合
　② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
　③ 正当な理由がなく被保険者が（2）に規定する協力を拒んだ場合

（注１）折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き

弁護士の選任を含みます。

（注２）保険金額を明らかに超える場合

自己負担額がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をいいます。

第７条（損害賠償請求権者の直接請求権）

（1）事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して（3）に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注１）を限度とします。

①　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

②　被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③　損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④　法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合

ア．被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ．被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。

（3）前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	－	被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額	＝	損害賠償額

（4）損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

（5）（2）または（7）の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

（6）１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注２）がこの特約の保険金額を超えると認められる時（注３）以後、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は（2）の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

（7）次のいずれかに該当する場合は、（6）の規定にかかわらず、１回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注２）が保険金額を超えると認められる時（注３）　以後も、損害賠償請求権者は（1）の規定による請求権を行使することができるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して、（3）に定める損害賠償額を支払います。ただし、１回の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注１）を限度とします。

①　（2）④に規定する事実があった場合

②　損害賠償請求権者が被保険者に対して、事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められるとき。

③　当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（注１）支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

（注２）被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

（注３）保険金額を超えると認められる時

自己負担額がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。

第８条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次のとおりとします。

名称	損害賠償金または費用の内容
①　損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
②　損害防止費用	普通保険約款基本条項第 19 条（事故発生時の義務）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③　権利保全行使費用	普通保険約款基本条項第 19 条（1）⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
④　緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
⑤　示談交渉費用	次の費用 ア．事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用 イ．第６条（当会社による解決）（2）の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥　争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用 ア．訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用 イ．その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

第９条（支払保険金の計算）

（1）１回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式によ

り算出された額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

前条①の損害賠償金	＋	前条②から④までの費用	－	保険証券に自己負担額の記載がある場合は、その自己負担額	＝	保険金

（2）当会社は、（1）に定める保険金のほか、前条⑤および⑥の費用の合計額を支払います。

第 10 条（仮払金および供託金の貸付け等）

（1）第５条（当会社による援助）または第６条（当会社による解決）（1）の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、１回の事故につき、保険証券記載の保険金額の範囲内（注１）で、次のいずれかの貸付けまたは供託を行います。

① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け

② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託

③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け

（2）（1）③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（注２）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。

（3）（1）の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の規定は、その貸付金または供託金（注２）を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 第７条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）ただし書

② 第７条（7）ただし書

③ 前条 （1）ただし書

（4）（1）の供託金（注２）が第三者に還付された場合は、その還付された供託金（注２）の限度で、（1）の当会社の名による供託金（注２）または貸付金（注３）が保険金として支払われたものとみなします。

（5）普通保険約款基本条項第 22 条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、（1）の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

（注１）保険金額の範囲内

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第７条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

（注２）供託金

利息を含みます。

（注３）貸付金

利息を含みます。

第 11 条（先取特権）

（1）損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、被保険者が賠償した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、この場合は、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度として保険金の支払を行うものとします。

（3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（注）保険金請求権

第８条（支払保険金の範囲）②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第 12 条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の保険金額が、次の額の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

① 前条（2）②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金の額

② 被保険者が第８条（支払保険金の範囲）②から④までの規定により当会社に対して請求することができる費用の額

第 13 条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

（1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

（2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当会社は、次の算式により算出された額に対してのみ保険金を支払います。

第８条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金（注）および同条②から⑥までの費用	－	他の保険契約等の保険金または共済金の額の合計額

（注）第８条（支払保険金の範囲）①の損害賠償金

それぞれの保険契約または共済契約に自己負担額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担額を差し引いた額とします。

第 14 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
①　＜用語の定義＞「他の保険契約等」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	個人賠償責任特約
②　＜用語の定義＞「被保険者」		
③　＜用語の定義＞「保険金」		
④　第22条（保険金の請求）（1）①および（2）⑧	対人賠償責任条項または対物賠償責任条項	
⑤　第22条（2）⑨	対物賠償責任条項または車両条項	
⑥　第25条（損害賠償額の請求および支払）（1）	対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）	個人賠償責任特約第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）
⑦　第25条（1）⑦	対物賠償責任条項	個人賠償責任特約
⑧　第25条（4）	対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）、対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）または同条（7）	個人賠償責任特約第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）（2）または同条（7）
⑨　第27条（損害賠償額請求権の行使期限）	対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）および対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）	個人賠償責任特約第7条（損害賠償請求権者の直接請求権）

〔6－6〕自転車傷害特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
自転車	ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転（注1）する2輪以上の車（注2）およびその付属品（注3）をいいます。 （注1）人の力により運転 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（定義）の定めによる、人の力を補うため原動機を用いるものを含みます。 （注2）2輪以上の車 レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。 （注3）その付属品 積載物を含みます。
正規の乗車装置	自転車の乗車のために設備された座席（注）をいいます。 （注）座席 幼児用座席を含み荷台を除きます。
他の保険契約等	第1条（保険金を支払う場合）（1）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約をいいます。

入院した治療日数	入院した日数をいいます。ただし、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときは、その処置日数を含みます。 （注）同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院一時金または入院保険金をいいます。
保険金支払割合	この特約の別表の保険金支払割合をいいます。

第1条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、被保険者が日本国内において生じた次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合は、この特約に従い、保険金を支払います。
① 自転車の正規の乗車装置に搭乗中に生じた事故
② 運行中の自転車との衝突・接触

（2）この特約における傷害には、ガス中毒を含み、また、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

第2条（保険金を支払わない場合－その1）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
② 被保険者が法令に定められた基準に適合する制動装置を備えていない自転車を運転している間に生じた事故によって被った傷害
③ 被保険者が、自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自転車に搭乗中に生じた事故によって被った傷害
④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害
⑥ 被保険者が自動車に搭乗中に生じた事故によって被った傷害

（2）傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

（3）当会社は、治療が必要と認められない程度の微傷に起因する創傷感染症に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合－その2）

当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質（注1）もしくは核燃料物質（注1）によって汚

染された物（注２）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
④　③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
⑤　①から④までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥　自転車を競技、曲技もしくは興行（注３）のために使用すること、または、競技、曲技もしくは興行を行うことを目的とする場所において使用（注４）すること。
（注１）核燃料物質
　　使用済燃料を含みます。
（注２）核燃料物質によって汚染された物
　　原子核分裂生成物を含みます。
（注３）競技、曲技もしくは興行
　　いずれもそのための練習を含みます。
（注４）競技、曲技もしくは興行を行うことを目的とする場所において使用
　　救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第４条（被保険者）

（１）この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。
①　記名被保険者
②　記名被保険者の配偶者
③　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④　記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
（２）（１）の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自転車に搭乗している者は、被保険者に含みません。

第５条（個別適用）

この特約の規定は､それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第６条（死亡保険金）

（１）当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合は、500 万円（注）を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
（２）（１）の被保険者の法定相続人が２名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により（１）の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。
（注）500 万円
　１回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、500 万円から既に支払った後遺障害保険金の額を差し引いた残額とします。

第７条（後遺障害保険金）

（１）当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

500 万円	×	普通保険約款別表１に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合	＝	後遺障害保険金

（２）（１）の規定にかかわらず、同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合で、普通保険約款別表１の表２注７③に該当するときは、当会社は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として支払います。

500 万円	×	次のいずれか低い割合	＝	後遺障害保険金

①　重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対応する保険金支払割合
②　それぞれの後遺障害に該当する等級に対応する保険金支払割合の合計の割合
（３）既に後遺障害のある被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被ったことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、次の算式により算出された額を後遺障害保険金として支払います。

500 万円	×	（普通保険約款別表１に従い決定した加重後の後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合	－	同表に従い決定した既にあった後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合）	＝	後遺障害保険金

（４）被保険者が事故の発生の日からその日を含めて 180 日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて 181 日目における医師の診断に基づき、発生の見込まれる後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

第８条（入院一時金）

当会社は､被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り､その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合で､入院した治療日数が５日以上（注）となったときは、10 万円を入院一時金として被保険者に支払います。
（注）５日以上
　５日目の入院が事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の場合に限ります。

第９条（入院保険金）

（１）当会社は、被保険者が第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合は、その期間に対し、入院保険金をその被保険者に支払います。
（２）（１）の入院保険金は、次の算式によって算出した額とします。

5,000 円	×	入院した治療日数	＝	入院保険金

（３）当会社は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した後の期間に対しては、入院保険金を支払いません。
（４）被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）

（１）当会社は、次のいずれかの影響により、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
①　被保険者が第１条の傷害を被った時既に存在していた身体の障害または疾病の影響
②　被保険者が第１条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
（２）正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことに

より、第１条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、（１）と同様の方法で支払います。

第 11 条（当会社の責任限度額等）

（１）１回の事故につき、被保険者１名ごとに当会社が支払うべき死亡保険金または後遺障害保険金の額は、第６条（死亡保険金）、第７条（後遺障害保険金）および前条の規定による額とし、かつ、500 万円を限度とします。

（２）当会社は、（１）に定める保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名ごとに第８条（入院一時金）および前条の規定による入院一時金を支払います。

（３）当会社は、（１）および（２）に定める保険金のほか、１回の事故につき、被保険者１名ごとに第９条（入院保険金）および前条の規定による入院保険金を支払います。

第 12 条（重大事由による解除）

（１）当会社は、普通保険約款基本条項第 13 条（重大事由による解除）（１）に定めるもののほか、他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金の額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

（２）（１）の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、普通保険約款基本条項第 14 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、（１）の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第 13 条（保険金の請求）

当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

保険金の種類	保険金請求権発生の時
①　死亡保険金	被保険者が死亡した時
②　後遺障害保険金	次のいずれか早い時 ア．被保険者に後遺障害が生じた時 イ．事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時
③　入院一時金	事故の発生の日からその日を含めて、180 日以内の入院した治療日数の合計が５日となった時
④　入院保険金	次のいずれか早い時 ア．被保険者が治療が必要と認められない程度に治った時 イ．事故の発生の日からその日を含めて 180 日を経過した時

第 14 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 15 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款基本条項の規定を次のとおり読み替えるものとします。

読み替える規定	読替前	読替後
①　＜用語の定義＞「他の保険契約等」	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項	自転車傷害特約
②　＜用語の定義＞「被保険者」		
③　＜用語の定義＞「保険金」		
④　第 24 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）（１）	人身傷害	

＜別表＞後遺障害保険金支払割合表

等級	保険金支払割合	等級	保険金支払割合
第１級	100%	第８級	34%
第２級	89%	第９級	26%
第３級	78%	第10級	20%
第４級	69%	第11級	15%
第５級	59%	第12級	10%
第６級	50%	第13級	７%
第７級	42%	第14級	４%

〔６－７〕契約自動車の入替自動補償特約

＜用語の定義＞

この特約において、次の用語は、次の定義によります。

用　語	定　義
取得日	入替対象自動車の自動車検査証に第２条（入替対象自動車）のいずれかに該当する者の氏名が記載された日または登録識別情報制度により所有者として登録された日をいいます。ただし、保険契約者または入替対象自動車の所有者が、当会社に対して売買契約書等の客観的な資料を提出し、入替対象自動車が同条のいずれかに該当する者の直接の管理下に入った日を証明した場合はその日とします。

第１条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、この保険契約に必ず付帯されます。

第２条（入替対象自動車）

この特約において、入替対象自動車とは次のいずれかに該当する者が新たに取得（注１）した、契約自動車と同一の用途車種（注２）の自動車をいいます。

①　契約自動車の所有者
②　記名被保険者
③　記名被保険者の配偶者
④　記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

（注１）取得
所有権留保条項付売買契約に基づく購入または１年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

（注２）同一の用途車種
普通保険約款別表４に掲げる契約自動車と入替ができる用途車種を含みます。

第３条（入替対象自動車に対する自動補償）

当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第７条（契約自動車の入替）（３）の規定にかかわらず、次に定める条件をいず

れも満たすときは、取得日以後②の請求を承認するまでの間は、入替対象自動車を契約自動車とみなして、普通保険約款および付帯された他の特約を適用します。ただし、廃車、譲渡または返還された契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
① 契約自動車が廃車、譲渡または返還されたこと。
② 入替対象自動車の取得日の翌日から起算して 30 日以内に、保険契約者が書面等をもって契約自動車の入替を当会社に通知し承認の請求を行い、当会社がこれを受領したこと。

第４条（車両保険の特則）

取得日から、当会社が前条②の請求を承認した時までの期間の入替対象自動車についての普通保険約款車両条項の適用は、前条の規定にかかわらず、次の規定によります。
① 入替対象自動車については、普通保険約款基本条項第８条（協定保険価額および保険金額の変更）の規定は適用しません。
② 普通保険約款車両条項<用語の定義>「協定保険価額」の規定にかかわらず、取得日における入替対象自動車と同一車種、同年式で、同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額を同条項の協定保険価額および保険金額とします。

第５条（保険契約の解除）

（1）当会社は、第３条（入替対象自動車に対する自動補償）②の請求があった場合において、これを承認しないときは、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（2）（1）に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて１か月以内に行使しなければ消滅します。

第６条（保険料の返還または追加保険料の請求）

当会社は、第３条（入替対象自動車に対する自動補償）の場合を、普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（1）②エの場合とみなして、同条の規定に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

〔6－8〕他車運転特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
記名被保険者等	次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者 ② 記名被保険者の配偶者 ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ 記名被保険者の業務（注）に従事中の使用人 （注）業務 家事を除きます。
他の運転自動車	自家用８車種であって、かつ、次のいずれかに該当する契約自動車以外の自動車をいいます。 ① <用語の定義>「記名被保険者等」①から④までのいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中（注１）の次のいずれにも該当しない自動車 ア．<用語の定義>「記名被保険者等」①から③までのいずれかに該当する者が所有する自動車（注２） イ．<用語の定義>「記名被保険者等」①から③までのいずれかに該当する者が主として使用する自動車 ② <用語の定義>「記名被保険者等」⑤に規定する者が自ら運転者として運転中（注１）の臨時代替自動車 （注１）運転中 駐車または停車中を除きます。 （注２）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
臨時代替自動車	契約自動車が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあって使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車をいいます。ただし、次のいずれかに該当する者が所有する自動車（注）を除きます。 ① 契約自動車の所有者 ② <用語の定義>「記名被保険者等」①から④までのいずれかに該当する者 ③ 記名被保険者の使用人 （注）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第１条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、この保険契約に必ず付帯されます。

第２条（保険金を支払う場合－その１　対人賠償・対物賠償）

（1）当会社は、他の運転自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、基本条項および付帯された他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者等に限ります。
（2）当会社は、この特約により、普通保険約款対人賠償責任条項第１条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、他の運転自動車について生じた１回の事故による同条（1）の損害に対して、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
（3）（1）の規定の適用において、当会社は、普通保険約款対人賠償責任条項第７条（当会社による解決）（3）③の規定にかかわらず、同条（1）の規定を適用します。

第３条（保険金を支払う場合－その２　車両損害についての特則）

当会社は、普通保険約款対物賠償責任条項第３条（保険金を支払わない場合－その２）の規定にかかわらず、次に定める条件をいず

れも満たす場合は、他の運転自動車について記名被保険者等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、この場合における損害賠償責任は、他の運転自動車に直接生じた損害に対する損害賠償責任に限ります。

① この特約が付帯された保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。

② 他の運転自動車を契約自動車とみなして普通保険約款車両条項、基本条項および付帯された他の特約を適用した場合に当会社が保険金を支払うべき損害が他の運転自動車に生じていること。

第４条（保険金を支払う場合－その３　人身傷害）

当会社は、この保険契約に普通保険約款人身傷害条項が適用されている場合は、他の運転自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害条項、基本条項および付帯された他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の運転自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中（注２）の記名被保険者等に限ります。

（注１）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注２）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第５条（保険金を支払う場合－その４　無保険車傷害）

当会社は、他の運転自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、無保険車傷害特約および付帯された他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の運転自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中（注２）の記名被保険者等に限ります。

（注１）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注２）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第６条（保険金を支払う場合－その５　自損傷害）

当会社は、この保険契約に自損事故傷害特約が付帯されている場合は、他の運転自動車を契約自動車とみなして、契約自動車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害特約および付帯された他の特約を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の運転自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注１）に搭乗中（注２）の記名被保険者等に限ります。

（注１）その装置のある室内

隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。

（注２）搭乗中

極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。

第７条（保険金を支払わない場合－その１）

当会社は、普通保険約款、無保険車傷害特約および自損事故傷害特約の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する間に生じた事故により記名被保険者等が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

① 記名被保険者等が、その使用者の業務（注１）のために、その使用者の所有する自動車（注２）を運転している間

② 記名被保険者等が、自ら役員となっている法人の所有する自動車（注２）を運転している間

③ 記名被保険者等が、自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した自動車を運転している間

④ 記名被保険者等が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、その自動車を運転している間

⑤ ＜用語の定義＞「記名被保険者等」④に規定する者が、自ら所有する自動車（注２）または主として使用する自動車を運転している間

（注１）業務

家事を除きます。

（注２）所有する自動車

所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および１年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第８条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、前条の規定による場合のほか、次のいずれかに該当する間に他の運転自動車に生じた損害に対して記名被保険者等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、第３条（保険金を支払う場合－その２　車両損害についての特則）に規定する保険金を支払いません。

① 記名被保険者等が法令に定められた運転資格を持たないで他の運転自動車を運転している間

② 記名被保険者等が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態で他の運転自動車を運転している間

③ 記名被保険者等が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の運転自動車を運転している間

第９条（普通保険約款および他の特約の一部不適用）

（１）当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款基本条項第６条（契約自動車の譲渡）（３）の規定を適用しません。

（２）当会社は、第４条（保険金を支払う場合－その３　人身傷害）の規定によって保険金を支払うべき損害または傷害に対しては、この特約による保険金を優先して支払い、人身車外補償特約および付帯された他の特約の規定による保険金を支払いません。

（３）当会社は、第５条（保険金を支払う場合－その４　無保険車傷害）の規定によって保険金を支払うべき損害に対しては、この特約による保険金を優先して支払い、無保険車傷害特約の規定による保険金を支払いません。

◆お手続きに関わる特約

〔７－１〕インターネット特約

＜用語の定義（五十音順）＞

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
契約情報画面	契約情報入力画面および契約情報確認画面をいいます。
重要事項	保険契約の契約内容のうち重要な事項をいいます。
通信手段	インターネット、その他の情報処理機器等の通信手段をいいます。
申込意思の表示	当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。

第１条（保険契約の申込み）

（1）当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、通信手段を媒介として、申込意思の表示を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。

（2）（1）の規定を適用する場合で、当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、インターネット等の専用ホームページにおいて、次の手続きを行うものとします。

① 契約情報入力画面に定められた必要な事項を入力すること。

② 契約情報確認画面に明示された内容および重要事項を確認し、また、その内容に同意したうえで、契約情報画面を当会社へ送信すること。

（3）（2）の規定により当会社が申込意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、契約承認画面を保険契約者に明示します。

（4）当会社は、この特約により、当会社が（3）の契約承認画面を保険契約者に明示した時以後、普通保険約款基本条項第１条（保険責任の始期および終期）（3）の規定を適用しません。

第２条（契約情報画面が送信されない場合の取扱い）

保険契約者により契約情報画面が送信されない場合は、この保険契約は成立しないものとします。

第３条（当会社への通知）

保険契約者または被保険者は、契約内容の変更等について、その手続きを通信手段により行うことができます。ただし、当会社が通信手段により手続きが可能な事項として通信手段を介して明示した契約内容の変更等に限ります。

第４条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

〔７－２〕通販特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
通信手段	電話、情報処理機器等の通信手段をいいます。
通知書	保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
引受内容確認書	引受内容等を記載した書面をいいます。
引受意思の表示	保険契約引受けの意思の表示をいいます。
保険契約の条件等	保険契約の条件、保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等をいいます。
申込意思の表示	当会社に対する保険契約申込みの意思の表示をいいます。
申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第１条（保険契約の申込み）

（1）当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次のいずれかに該当する方法により保険契約の申込みをすることができるものとし、当会社は、その申込みを受けた場合は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、それぞれ下表に定める手続きを行います。

申込方法	引受けを行う場合の当会社の手続き
① 申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。	保険契約の条件等を記載した通知書を保険契約者に送付します。
② 通信手段を媒介とし、申込意思の表示を行うこと。	通信手段を媒介として保険契約者に対して引受意思の表示を行い、保険契約の条件等を記載した通知書および申込書または通知書および引受内容確認書を保険契約者に送付します。ただし、保険契約者が既に当会社から申込書を受領している場合で、かつ、その申込書記載内容により保険契約を申し込む場合は、当会社は改めて申込書を送付しません。

（2）（1）②の規定により当会社が申込書を保険契約者に送付した場合は、保険契約者は、当会社が送付した申込書に所要の事項を記載し、当会社が指定した期間内に当会社へ返送しなければなりません。この場合は、保険契約者はその申込書に記載された保険契約の条件等の変更を行うことはできません。

（3）保険契約者が（2）の申込書に記載された保険契約の条件等の変更を行った場合は、当会社は、引受意思の表示を行わなかったものとします。この場合は、当会社は、保険契約者が（1）①の方法により保険契約の申込みをしたものとしてこの特約の規定を適用します。

（4）当会社は、（1）に定める方法により保険契約の申込みを受けた場合において、次のいずれかに該当するときは、（1）①および（1）②に定める通知書は送付しません。

① クレジットカード払特約第２条（保険料の払込み）（1）の規定により当会社が保険料を領収したものとみなした場合

② クレジットカード払特約（登録方式）第２条（保険料の払込み）（1）の規定により保険契約者がクレジットカードに関する情報を登録した場合

（5）当会社は、この特約により、普通保険約款基本条項第１条（保険責任の始期および終期）（3）の規定にかかわらず、次のいずれかに定める時までに生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

① （1）①の場合は、次のいずれかに該当する時

ア．当会社が保険契約者に通知書を送付した時

イ．（4）①の規定により当会社が保険料を領収したものとみなした時

ウ．（4）②の規定により保険契約者がクレジットカードに関する情報を登録した時

② （1）②の場合は、当会社が保険契約者に引受意思の表示を行った時

第２条（解除－申込書が送付されない場合）

保険契約者により前条（2）の申込書が当会社が指定した期間内に当会社に返送されない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、前条（5）②の時から将来に向かってのみその効力を生じます。

第３条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

〔7－3〕継続うっかり特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
運転者の範囲に関する救済規定	運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）および運転者限定特約（同居の子以外補償型）第２条（運転免許資格取得に対する自動補償）もしくは第３条（契約締結時点における同居の子以外運転者に関する特則）または運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）第２条（運転免許資格取得に対する自動補償）もしくは第３条（契約締結時点における限定運転者に関する特則）に定める救済規定をいいます。
継続契約	この保険契約と保険契約者、記名被保険者および契約自動車を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。
継続漏れ	この保険契約の継続契約の締結手続き漏れをいいます。
制度または料率等	普通保険約款、特約、保険引受に関する制度、保険料率等をいいます。

第１条（この特約が必ず付帯される条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合は必ず付帯されます。

① この保険契約が、保険期間を１年以上とする保険契約であること。

② この保険契約がこの特約を適用して締結されたものではないこと。

第２条（継続契約に関する特則）

（1）継続漏れがあった場合であっても、次に定める条件をいずれも満たしているときに限り、この保険契約が満了する日と同一の内容（注１）で継続されたものとして取り扱います。

① この保険契約の保険期間中に当会社が保険金を支払う事故が発生していないこと。

② 契約自動車を同一とする他の保険契約等（注２）がないこと。

③ この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当会社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。

④ 保険契約者が、この保険契約の保険期間の末日の翌日から起算して 30 日以内に書面等により継続契約の申込みを行うこと。

⑤ 継続契約に付帯される特約に別に定める場合を除いて、保険契約者が④の申込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。

（2）当会社が、電話、面談等により保険契約者に対して直接保険契約の継続の意思表示を行ったにもかかわらず、保険契約者側の事情により継続漏れとなった場合は、（1）の規定を適用しません。

（注１）同一の内容

この特約の別表に定める内容を除きます。

（注２）他の保険契約等

継続契約の普通保険約款対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

第３条（保険責任に関する特則）

前条の規定により締結された継続契約に対しては、次の規定は適用しません。

① 普通保険約款基本条項第１条（保険責任の始期および終期）（3）の規定

② 継続契約に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定。ただし、前条（1）⑤の規定により、同条（1）④の申込みと同時に払い込むべき継続契約の保険料に限ります。

第４条（契約自動車の入替自動補償特約の適用）

第２条（継続契約に関する特則）（1）の規定を適用する場合で、この保険契約の保険期間が満了する時までに契約自動車の入替自動補償特約<用語の定義>に定める取得日があり、かつ、同特約第３条（入替対象自動車に対する自動補償）②の承認の請求があったときは、当会社は、継続契約の保険期間が始まった時以後、同条②の請求を承認するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、継続契約の同条の規定を適用します。

第５条（運転者の範囲に関する救済規定の適用）

第２条（継続契約に関する特則）（1）の規定を適用する場合で、同条（1）④の申込みの時までに運転者の範囲に関する救済規定に該当する事故による損害または傷害が生じているときは、この保険契約の保険期間の初日を運転者の範囲に関する救済規定に定める保険契約締結日とみなして、継続契約において運転者の範囲に関する救済規定を適用します。

第６条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

<別表>継続契約に適用される内容（同一条件の例外）

項　目		内　容
保険金額関連	普通保険約款車両条項の適用がある場合	継続契約の同条項の協定保険価額は、契約自動車と同一の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した継続契約の保険期間の初日時点における契約自動車の価額見積額とします。
補償および保険料関連	この保険契約に車両新価特約が付帯されている場合	継続契約の保険期間の末日の属する月が車両新価特約第１条（この特約が付帯される条件）に定める期間の範囲外となる場合は、同特約は継続契約には付帯されません。
	（1）上記に記載のほか、特約に定める付帯条件により、この保険契約に付帯されている特約が継続契約に付帯されないことまたはこの保険契約に付帯されていない特約が継続契約に付帯されることがあります。 （2）継続契約の保険期間の初日におけるこの保険契約の無事故実績等、継続契約の保険料を決定するための条件が変更となる場合は、継続契約の保険料は、変更後の条件によって定めるものとします。 （3）継続契約の保険料の払込みについては、当会社が認める場合に限り、この保険契約と異なる払込方法とすることまたはこの保険契約に付帯されている特約と異なる特約を付帯することができます。	

（4）（1）から（3）までのほか、当会社が制度または料率等を改定（注）した場合は、次に定めるところによります。
① 当会社は、継続契約には、継続契約の保険期間の初日における制度または料率等を適用するものとします。
② 当会社は、継続契約には、この保険契約に適用されている普通保険約款または付帯された特約と内容の全部または一部を同じくする他の普通保険約款を適用し、または特約を付帯することがあります。
（注）改定
普通保険約款または特約の新設、廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。

〔7－4〕保険証券の発行に関する特約

第1条（この特約の適用条件）
この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、保険証券を発行しないことについての合意がある場合に適用されます。

第2条（保険証券の発行）
（1）当会社は、この特約により、保険証券を発行しません。
（2）保険契約者が、保険期間の中途で当会社に対して保険証券の発行を請求する場合は、この特約を削除するものとします。この場合は、当会社は、次の算式により算出された額を、追加保険料として請求できます。

この特約を付帯しない場合の保険料 － この保険契約の保険料

第3条（保険証券の記載事項に関する特則）
当会社は、この特約により、この保険契約の契約内容としてインターネット等で当会社が定める画面に表示した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

第4条（保険金の請求に関する特則）
当会社は、この特約により、被保険者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い保険金の支払を請求する場合であっても、当会社に対する保険証券の提出を要しません。

◆保険料のお支払いに関わる特約

〔8－1〕保険料一括払特約

＜用語の定義（五十音順）＞
この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
運転者の範囲に関する特約	運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）、運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）および運転者限定特約（同居の子以外補償型）をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（1）の追加保険料をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。

第1章　共通条項

第1条（保険料の払込方法）
（1）保険契約者は、当会社の定める方法により、保険料を払い込むこととします。
（2）保険契約者は、保険契約締結の際に次に定める条件をいずれも満たしている場合は、保険料を口座振替により払い込むことができます。
① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
② 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。
（3）（2）の場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
（4）（2）の場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第2条（返還保険料の取扱い）
（1）当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。
（2）（1）の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第3条（準用規定）
この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

第2章　契約保険料払込条項

第1条（保険料の払込み）
（1）保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日までに、保険料を一括して払い込まなければなりません。
（2）（1）において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第1条（保険料の払込方法）（2）に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、（1）の払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、その払込期日の属する月の翌月の応当日をその保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第2条（保険料不払の場合の免責）
（1）保険契約者が前条（1）の払込期日の属する月の翌月末日までに、保険料の払込みを怠った場合は、当会社は保険期間の初日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
（2）保険契約者が（1）の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（保険料領収前事故）
（1）保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、その払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または傷害に対する保険金の

支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が保険料の全額を払い込んだときに限り、その事故に対する保険金を支払います。
（2）事故発生の日が第1条（保険料の払込み）（1）の払込期日以前であり、保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに、被保険者または保険金請求権者が、当会社に保険金の支払の請求を行う場合は、当会社は、保険契約者が保険料を払い込んだときに限り、その事故に対する保険金を支払います。

第4条（保険料不払の場合の解除）

（1）当会社は、第1条（保険料の払込み）（1）の払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
（2）当会社は、普通保険約款基本条項第18条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定にかかわらず、（1）の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第5条（保険契約者による解除の場合の特則）

普通保険約款基本条項第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、その解除の効力が生じた日以後に当会社が保険料を請求し、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、同条の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第3章　追加保険料払込条項

第1条（追加保険料の払込み）

保険契約者は、異動承認書記載の払込期日までに、追加保険料を一括して払い込まなければなりません。ただし、第4条（訂正の申出等に関する特則）（2）のいずれかに該当する場合を除きます。

第2条（追加保険料不払の場合の免責）

（1）普通保険約款基本条項第15条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（1）に定めるところに従い、当会社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が同条の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、異動承認書記載の異動日以後追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った追加保険料	異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対する取扱い
①　普通保険約款基本条項第15条（1）①または同条（1）②アもしくはイの規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
②　普通保険約款基本条項第15条（1）②ウまたはエの規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約<用語の定義>に定める取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
③　普通保険約款基本条項第15条（1）③の規定により当会社が請求した追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者の範囲に関する特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が保険契約に運転者の範囲に関する特約第2条（運転免許資格取得に対する自動補償）（1）③の承認の請求を受領したときは、保険契約に運転者の範囲に関する特約<用語の定義>に定める免許取得日の翌日から保険期間の満了日までに生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

（2）保険契約者が（1）の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第3条（追加保険料領収前事故）

（1）保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、追加保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

払込みを怠っていた追加保険料	保険金を支払う場合の取扱い
①　前条（1）①または同条（1）②の追加保険料	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだ場合に限り、その事故に対する保険金を支払います。
②　前条（1）③の追加保険料	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだ場合に限り、契約内容の変更の承認後の内容に従い、保険金を支払います。

（2）事故発生の日が、第1条（追加保険料の払込み）に定める払込期日以前であり、追加保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに、被保険者または保険金請求権者が、当会社に保険金の支払の請求を行う場合は、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

払込期日以前の追加保険料	保険金を支払う場合の取扱い
①　前条（1）①または同条（1）②の追加保険料	保険契約者が追加保険料の全額を払い込んだ場合に限り、その事故に対する保険金を支払います。
②　前条（1）③の追加保険料	保険契約者が追加保険料の全額を払い込んだ場合に限り、契約内容の変更の承認後の内容に従い、保険金を支払います。

第4条（訂正の申出等に関する特則）

（1）第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当会社は、追加保険料を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。

① 普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（1）①の場合であって、保険契約者または記名被保険者（注1）からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。
② 普通保険約款基本条項第 15 条（1）②アまたはイの場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。

（2）第1条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）(1)①または同条(1)②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。
① 普通保険約款基本条項第 15 条（1）①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または記名被保険者（注1）からその訂正の申出がないとき。
② 普通保険約款基本条項第 15 条（1）②アまたはイの事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

（3）保険契約者が（1）または（2）の追加保険料の払込みを怠った場合（注2）は、当会社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
① （1）①または（2）①に該当する場合は、保険期間の初日
② （1）②または（2）②に該当する場合は、普通保険約款基本条項<用語の定義>に定める危険増加が生じた時

（注1）記名被保険者
普通保険約款車両条項においては、被保険者とします。
（注2）追加保険料の払込みを怠った場合
当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第5条（追加保険料不払の場合の解除）

（1）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、その解除を通知した日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
① 第1条（追加保険料の払込み）の払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき同条の追加保険料の払込みがない場合
② 前条（3）の場合

（2）当会社は、普通保険約款基本条項第 18 条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定にかかわらず、（1）の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第6条（保険契約者による解除の場合の特則）

普通保険約款基本条項第 12 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、その解除の効力が生じた日以後に当会社が追加保険料を請求し、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、同条の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

〔8－2〕保険料分割払特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
運転者の範囲に関する特約	運転者限定特約（本人・配偶者・別居未婚の子補償型）、運転者限定なし特約（同居の子年齢条件設定型）および運転者限定特約（同居の子以外補償型）をいいます。
次回払込期日	保険料を払い込むべき払込期日の翌月の払込期日をいいます。
第1回追加保険料払込期日	追加保険料払込条項第1条（追加保険料の払込み）（2）に定める第1回追加保険料の払込期日をいいます。
第1回保険料払込期日	契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）（2）に定める第1回保険料の払込期日をいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（1）の追加保険料をいいます。
払込期日	提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。

第1章　共通条項

第1条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、当会社の定める方法により、保険料を払い込むこととします。

（2）保険契約者は、保険契約締結の際に次に定める条件をいずれも満たしている場合は、保険料を口座振替により払い込むことができます。
① 指定口座が提携金融機関に設定されていること。
② 当会社に損害保険料預金口座振替依頼書の提出等がなされていること。

（3）（2）の場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。

（4）（2）の場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第2条（返還保険料の取扱い）

（1）当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって返還することができるものとします。

（2）（1）の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

第２章　契約保険料払込条項

第１条（保険料の払込み）

（１）保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。

（２）保険契約者は、次に定める払込期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき保険料	払込期日
第１回保険料	保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日
第２回以降の保険料	第１回保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日

（３）（１）および（２）において、保険契約者がこの保険契約の保険料を共通条項第１条（保険料の払込方法）（２）に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、第１回保険料払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときにおいては、第１回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日をその第１回保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

（４）（３）の規定が適用される場合であっても、第２回以降の保険料の払込期日は変更しません。

第２条（保険料不払の場合の免責）

（１）保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、次の事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

保険契約者が払込みを怠った保険料	保険金を支払わない事故
第１回保険料	保険期間の初日以後に生じた事故
第２回以降の保険料	保険料の払込みを怠った払込期日の翌日以後に生じた事故

（２）保険契約者が（１）の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第３条（保険料領収前事故）

（１）保険契約者が事故の発生の日の前日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当会社にその事故による損害または傷害に対する保険金の支払の請求を行うときは、当会社は、保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときに限り、その事故に対する保険金を支払います。

（２）事故発生の日が第１条（保険料の払込み）（２）に定める第１回保険料の払込期日以前であり、第１回保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに、被保険者または保険金請求権者が、当会社に保険金の支払の請求を行う場合は、当会社は、保険契約者が第１回保険料を払い込んだときに限り、その事故に対する保険金を支払います。

第４条（保険料不払の場合の解除）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、それぞれ下表に定める解除の効力の発生の日から将来に向かってのみその効力を生じます。

当会社がこの保険契約を解除することができる事由	解除の効力の発生の日
①　払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が第１回保険料である場合は、保険期間の初日とします。
②　払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合	次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

（２）当会社は、普通保険約款基本条項第 18 条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定にかかわらず、（１）の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第５条（解除の効力に関する特則）

（１）前条（１）①の場合であって、保険契約者が保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその払込みを怠ったと当会社が認めるときは、同条（１）①の規定にかかわらず、その解除は、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日から将来に向かってのみその効力を生じるものとします。

（２）（１）の場合において、その保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対して当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、保険契約者に対してその保険金の全額の返還を請求することができます。

第６条（保険契約者による解除の場合の特則）

普通保険約款基本条項第 12 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、その解除の効力が生じた日以後に当会社が保険料を請求し、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、同条の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第３章　追加保険料払込条項

第１条（追加保険料の払込み）

（１）保険契約者は、次のいずれかの方法により追加保険料を払い込むこととします。ただし、第４条（訂正の申出等に関する特則）（２）のいずれかに該当する場合を除きます。

①　追加保険料を、未経過期間等によって当会社が決定する回数に分割し、毎月、異動承認書記載の金額を払い込む方法

②　追加保険料を一括して払い込む方法

（２）保険契約者は、次に定める払込期日までに、（１）の追加保険料を払い込まなければなりません。

払い込むべき追加保険料	払込期日	
	（１）①の場合	（１）②の場合
第１回追加保険料	異動承認書記載の払込期日	
第２回以降の追加保険料	第１回追加保険料払込期日の属する月の翌月以降に到来する毎月の払込期日	

第２条（追加保険料不払の場合の免責）

（１）普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（１）に定めるところに従い、当会社が前条の追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第１回追加保険料の払込みを怠ったときは、異動承認書記載の異動日以後第１回追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

保険契約者が払込みを怠った第１回追加保険料	異動日以後に生じた事故による損害または傷害に対する取扱い
①　普通保険約款基本条項第 15 条（１）①または同条（１）②アもしくはイの規定により当会社が請求した第１回追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。
②　普通保険約款基本条項第 15 条（１）②ウまたはエの規定により当会社が請求した第１回追加保険料	当会社は、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に契約自動車の入替自動補償特約があわせて付帯され、当会社が契約自動車の入替の通知を受領したときは、同特約<用語の定義>に定める取得日の翌日から起算して 30 日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。
③　普通保険約款基本条項第 15 条（１）③の規定により当会社が請求した第１回追加保険料	当会社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者の範囲に関する特約が付帯されている場合で、かつ、当会社が運転者の範囲に関する特約第２条（運転免許資格取得に対する自動補償）（１）③の承認の請求を受領したときは、運転者の範囲に関する特約<用語の定義>に定める免許取得日の翌日から保険期間の満了日までに生じた事故による損害または傷害に対しては、この規定は適用しません。

（２）当会社は、保険契約者が前条の第２回以降の追加保険料について、その追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

（３）保険契約者が（１）または（２）の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月の末日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。

第３条（追加保険料領収前事故）

（１）保険契約者が、事故発生日前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、被保険者または保険金請求権者が、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に保険金の支払の請求を行うときは、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

払込みを怠っていた追加保険料	保険金を支払う場合の取扱い
①　前条（１）①または同条（１）②の追加保険料	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだ場合に限り、その事故に対する保険金を支払います。
②　前条（１）③の追加保険料	保険契約者が既に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだ場合に限り、契約内容の変更の承認後の内容に従い、保険金を支払います。

（２）事故発生の日が、第１条（追加保険料の払込み）（２）に定める払込期日以前であり、追加保険料の払込期日の属する月の翌月末日までに、被保険者または保険金請求権者が、当会社に保険金の支払の請求を行う場合は、それぞれ下表に定めるところにより取り扱います。

払込期日以前の追加保険料	保険金を支払う場合の取扱い
①　前条（１）①または同条（１）②の追加保険料	保険契約者が追加保険料の全額を払い込んだ場合に限り、その事故に対する保険金を支払います。
②　前条（１）③の追加保険料	保険契約者が追加保険料の全額を払い込んだ場合に限り、契約内容の変更の承認後の内容に従い、保険金を支払います。

第４条（訂正の申出等に関する特則）

（１）第１条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当会社は、追加保険料の全部または一部を、当会社の定めるところに従い請求できます。この場合は、保険契約者は、その追加保険料については、当会社の定めるところに従い、当会社に払い込まなければなりません。

①　普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（１）①の場合であって、保険契約者または記名被保険者（注１）からの訂正の申出に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。

②　普通保険約款基本条項第 15 条（１）②アまたはイの場合であって、保険契約者または被保険者からの通知に基づきこの保険契約の内容を変更するとき。

（２）第１条（追加保険料の払込み）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（１）①または同条（１）②に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その追加保険料の全額を、当会社の定める払込期日までに、当会社に払い込まなければなりません。

①　普通保険約款基本条項第 15 条（１）①の事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または記名被保険者（注１）からその訂正の申出がないとき。

②　普通保険約款基本条項第 15 条（１）②アまたはイの事実を当会社が知った場合であって、保険契約者または被保険者からその通知がないとき。

（３）保険契約者が（１）または（２）の追加保険料の払込みを怠った場合（注２）は、当会社は、次に定める時から、追加保険料領収までの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、当会社が既に支払った保険金があるときは、当会社は、その保険金の全額の返還を請求することができます。

① （１）①または（２）①に該当する場合は、保険期間の初日
② （１）②または（２）②に該当する場合は、普通保険約款基本条項<用語の定義>に定める危険増加が生じた時
（注１）記名被保険者
普通保険約款車両条項においては、被保険者とします。
（注２）追加保険料の払込みを怠った場合
当会社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第５条（追加保険料不払の場合の解除）

（１）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、その解除を通知した日または保険期間の末日のいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。
① 払込期日の属する月の翌月末日までにその払込期日に払い込むべき第１条（追加保険料の払込み）の追加保険料の払込みがない場合
② 前条（３）の場合
（２）当会社は、普通保険約款基本条項第 18 条（保険料の取扱い－解除の場合）の規定にかかわらず、（１）の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合で、当会社が返還すべき保険料があるときは、別に定める算式により算出した額を返還します。

第６条（保険契約者による解除の場合の特則）

普通保険約款基本条項第 12 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合であって、その解除の効力が生じた日以後に当会社が追加保険料を請求し、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、同条の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

〔８－３〕クレジットカード払特約

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	保険契約締結の際に支払うべき保険料または契約内容の変更の際に支払う保険料をいいます。

第１条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

（１）当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。
（２）次条以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料の支払ごとに適用します。

第２条（保険料の払込み）

（１）保険契約者から、保険契約締結の際または契約内容の変更の際にクレジットカードによる保険料の支払の申出があった場合は、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。
（２）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（１）の規定は適用しません。
① 当会社がクレジットカード発行会社から（１）の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第３条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

（１）当会社は、前条（２）①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
（２）保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、（１）の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条（２）の規定にかかわらず、同条（１）の規定を適用します。
（３）保険契約者が（２）の保険料の支払を怠った場合は、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約締結の際に支払うべき保険料に限るものとし、契約内容の変更の際に支払うべき保険料の支払を怠った場合は、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。
（４）（３）の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第４条（保険料の返還の特則）

（１）普通保険約款および付帯された他の特約の規定により、当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、次のいずれかの領収を確認した後に保険料を返還します。
① クレジットカード発行会社から当会社に支払われるべき保険料相当額の全額
② 前条（１）の規定により当会社が保険契約者に直接請求した保険料がある場合は、その全額
（２）（１）①を当会社が領収していない場合に、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っているときは、当会社は、その額を領収したものとみなして保険料を返還します。

第５条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

〔８－４〕クレジットカード払特約（登録方式）

<用語の定義（五十音順）>

この特約において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
この保険契約の保険料	次のいずれかに該当する保険料をいいます。 ① 保険料一括払特約の保険料または追加保険料 ② 保険料分割払特約の第１回保険料、第２回以降の保険料、第１回追加保険料または第２回以降の追加保険料

保険料払込特約	保険料一括払特約または保険料分割払特約をいいます。

第１条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

（１）当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者がこの保険契約の保険料を支払うことを承認します。

（２）次条以下の規定は、クレジットカードを使用したこの保険契約の保険料の支払ごとに適用します。

第２条（保険料の払込み）

（１）保険契約者は、保険契約締結の際、当会社の定める通信方法により、クレジットカードに関する情報を登録しなければなりません。

（２）当会社は、この特約により、保険料払込特約の適用にあたっては、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当会社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

（３）（２）の場合において、クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認がとれないときは、保険契約者は、そのクレジットカード以外のクレジットカードに関する情報を新たに登録しなければなりません。

（４）当会社は、次のいずれかに該当する場合は、（２）の規定は適用しません。

① 当会社がクレジットカード発行会社から（２）の保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

第３条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

（１）当会社は、前条（４）①の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してその保険料相当額を既に支払っているときは、当会社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

（２）保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、（１）の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条（４）の規定にかかわらず、同条（２）の規定を適用します。

第４条（返還保険料の取扱い）

（１）保険料払込特約共通条項の規定にかかわらず、当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合は、当会社は、返還保険料の全額を一括してまたは当会社の定める回数に分割して、当会社の定める日に、クレジットカード会社を経由して返還することができるものとします。

（２）（１）の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

第５条（保険料払込特約の適用除外）

当会社は、この特約により、次の規定を適用しません。

① 保険料払込特約共通条項第１条（保険料の払込方法）（２）から（４）まで

② 次のいずれかに該当する規定

ア．保険料一括払特約契約保険料払込条項第１条（保険料の払込み）（２）

イ．保険料分割払特約契約保険料払込条項第１条（保険料の払込み）（３）および（４）

第６条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

解除の場合の保険料の取扱い一覧

普通保険約款および付帯された特約の規定により、この保険契約が解除された場合の保険料の取扱いは次の区分によるものとします。

１．保険料の取扱い

普通保険約款および付帯された特約の規定により、次の（１）から（６）までの場合でこの保険契約が解除されたときは、当会社は、月割計算により算出した額を返還し、または請求できるものとします。

（１）普通保険約款基本条項第３条（告知義務）（２）

（２）普通保険約款基本条項第４条（通知義務）（２）または（６）

（３）普通保険約款基本条項第６条（契約自動車の譲渡）（４）または第７条（契約自動車の入替）（４）

（４）普通保険約款基本条項第 12 条（保険契約者による保険契約の解除）

（５）普通保険約款基本条項第 13 条（重大事由による解除）（１）

（６）この保険契約に付帯される特約の規定

２．返還する保険料の計算方法

原則として、当会社は、保険証券記載の払込方法に対応する次の（１）および（２）に定める算式により算出された額を返還します。ただし、算出された額が「マイナス」となる場合は、当会社はその額を請求することができます。

払込方法	保険証券記載の払込方法
区分Ａ	一括払、一括払（払込票払）
区分Ｂ	１２分割払

（１）払込方法が区分Ａによる契約

$$\boxed{\text{この保険契約に定められた保険料の総額}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間に対応する月数}}{12}\right) = \boxed{\text{未経過保険料（Ａ）}}$$

未払込保険料（Ｂ）

（Ａ）－（Ｂ）＝ 返還保険料

（2）払込方法が区分Ｂによる契約

[この保険契約に定められた保険料の総額] × （ 1 − $\frac{\text{既経過期間に対応する月数}}{12}$ ） ＝ [未経過保険料（Ａ）]

[保険料] × [未払込回数] ＝ [未払込分割保険料（Ｂ）]

（Ａ）−（Ｂ） ＝ 返還保険料

（注１）この保険契約において契約条件の変更（普通保険約款基本条項第 15 条（保険料の取扱い－契約内容の変更の承認等の場合）（１）の①～③のいずれかに該当する事由をいいます。以下同様とします。）が行われている場合は、「この保険契約に定められた保険料の総額」を「解除日時点における契約条件に基づく保険料の総額」とします。
（注２）契約条件の変更に伴う未払込の追加保険料がある場合は、その額を未払込保険料（Ｂ）または未払込分割保険料（Ｂ）に含め、契約条件の変更に伴う未返戻の返戻保険料がある場合は、その額を未払込分割保険料（Ｂ）から差し引きます。
（注３）既経過期間について、１か月に満たない日数がある場合は、これを１か月とします。
（注４）返還保険料に、10 円未満の端数が生じた場合は、円位を四捨五入して 10 円単位とします。なお、算式の計算過程において生じる端数の取扱いについては、当会社の定めるところによります。

相談窓口

社内相談窓口

セゾン自動車火災の保険に関するご相談・苦情・お問い合わせ先

お客様相談室　通話料無料 **0120-281-389**
（受付時間：9:00 ～ 17:30 ただし年末年始を除きます。）

社外相談窓口

自動車事故のご相談または苦情の受付

そんぽＡＤＲセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

一般社団法人 日本損害保険協会のお客様対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談［(自動車保険および自賠責保険のご説明や保険金請求手続のご案内等)］に対応しています。

また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

詳しくは、同協会のホームページ（http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/）をご参照ください。

（2013 年７月現在）

そんぽＡＤＲセンターのご相談窓口

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）　0570-022808
受付日時：月～金曜日（祝日・休日および 12 月 30 日～１月４日を除きます。）
午前９時 15 分～午後５時

※ＩＰ電話・ＰＨＳからは、以下の直通電話へおかけください。

名　　　称	直通電話	所　　在　　地
そんぽＡＤＲセンター北海道	011-351-1031	札幌市中央区北一条西 7-1 三井住友海上札幌ビル７階
そんぽＡＤＲセンター東北	022-745-1171	仙台市青葉区一番町 2-8-15 太陽生命仙台ビル９階
そんぽＡＤＲセンター東京	03-4332-5241	千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス７階
そんぽＡＤＲセンター静岡	054-333-5051	静岡市葵区呉服町 1-1-2 静岡呉服町スクエア８階
そんぽＡＤＲセンター北陸	076-203-8581	金沢市南町 5-16 金沢共栄火災ビル４階
そんぽＡＤＲセンター中部	052-308-3081	名古屋市中区栄 4-5-3 ＫＤＸ名古屋栄ビル４階
そんぽＡＤＲセンター近畿	06-7634-2321	大阪市中央区北浜 2-6-26 大阪グリーンビル９階
そんぽＡＤＲセンター中国	082-553-5201	広島市中区袋町 3-17 シシンヨービル 12 階
そんぽＡＤＲセンター四国	087-883-1031	高松市塩屋町 10-1 共栄火災ビル６階
そんぽＡＤＲセンター九州	092-235-1761	福岡市中央区大名 2-4-30 西鉄赤坂ビル９階
そんぽＡＤＲセンター沖縄	098-993-5951	那覇市久米 2-2-20 大同火災久米ビル９階

中立の第三者機関による示談あっせん制度

当社がお支払いする賠償保険金または損害賠償額について、ご不満が生じたときは、中立でかつ独立した次の機関をご利用いただくことができます。

1．公益財団法人　日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が下表の場所を含め全国（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談のあっせんに無料で対応しています。

●示談のあっせんをしている主な相談所

（2013年7月現在）

相談所名	所在地	電話番号
本　部	千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 14 階	03(3581)4724
札　幌	札幌市中央区北1条西 10　札幌弁護士会館2階	011(251)7730
岩　手	盛岡市大通 1-2-1　サンビル2階　岩手弁護士会館内	019(623)5005
仙　台	仙台市青葉区一番町 2-9-18　仙台弁護士会館1階	022(223)2383
山　形	山形市七日町 2-7-10　NANA-BEANS 8階	023(635)3648
水　戸	水戸市大町 2-2-75　茨城県弁護士会館内	029(221)3501
栃　木	宇都宮市小幡 2-7-13　栃木県弁護士会館内	028(622)2008
前　橋	前橋市大手町 3-6-6　群馬弁護士会館内	027(234)9321
埼　玉	さいたま市浦和区高砂 4-2-1　浦和高砂パークハウス1階　埼玉弁護士会法律相談センター内	048(710)5666
千　葉	千葉市中央区中央 4-13-9　千葉県弁護士会館内	043(227)8530
霞が関	千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館3階	03(3581)1782
横　浜	横浜市中区日本大通9　横浜弁護士会館内	045(211)7700
山　梨	甲府市中央 1-8-7　山梨県弁護士会館内	055(235)7202
新　潟	新潟市中央区学校町通一番町1　新潟県弁護士会館内	025(222)5533
富　山	富山市長柄町 3-4-1　富山県弁護士会館内	076(421)4811
福　井	福井市宝永 4-3-1　三井生命ビル7階　福井弁護士会館内	0776(23)5255
岐　阜	岐阜市端詰町 22　岐阜県弁護士会館内	058(265)0020
静　岡	静岡市葵区追手町 10-80　静岡県弁護士会館内	054(252)0008
沼　津	沼津市御幸町 21-1　静岡県弁護士会沼津支部内	055(931)1848
浜　松	浜松市中区中央 1-9-1　静岡県弁護士会浜松支部内	053(455)3009
名古屋	名古屋市中区栄 4-1-1　中日ビル3階　名古屋法律相談センター内	052(252)0044
三　重	津市中央 3-23　三重弁護士会館内	059(228)2232
滋　賀	大津市梅林 1-3-3　滋賀弁護士会館内	077(522)2013
京　都	京都市中京区富小路通丸太町下ル　京都弁護士会館内	075(231)2378
大　阪	大阪市北区西天満 1-12-5　大阪弁護士会館内	06(6364)8289
神　戸	神戸市中央区東川崎町 1-1-3　神戸クリスタルタワー 13 階　兵庫県弁護士会分館内	078(341)1717
奈　良	奈良市中筋町 22-1　奈良弁護士会館内	0742(26)3532
岡　山	岡山市北区南方 1-8-29　岡山弁護士会館内	086(234)5888
広　島	広島市中区基町 6-27　広島そごう新館6階　紙屋町法律相談センター内	082(225)1600
山　口	山口市黄金町 2-15　山口県弁護士会館内	0570(064)490
高　松	高松市丸の内 2-22　香川県弁護士会館内	087(822)3693
愛　媛	松山市三番町 4-8-8　愛媛弁護士会館内	089(941)6279
高　知	高知市越前町 1-5-7　高知弁護士会館内	088(822)4867
福　岡	福岡市中央区渡辺通 5-14-12　南天神ビル2階　天神弁護士センター内	092(741)3208
北九州	北九州市小倉北区金田 1-4-2　北九州法律相談センター内	093(561)0360
佐　賀	佐賀市中の小路 7-19　佐賀県弁護士会館内	0952(24)3411
熊　本	熊本市水道町 1-23　加地ビル3階　熊本法律相談センター内	096(325)0009
鹿児島	鹿児島市易居町 2-3　鹿児島県弁護士会館内	099(226)3765
那　覇	那覇市松尾 2-2-26-6　沖縄弁護士会館内	098(865)3737

2．公益財団法人 交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解のあっせんを行っています。

（2013年7月現在）

名称	所在地	電話番号
東京本部	新宿区西新宿 2-3-1　新宿モノリスビル 25 階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北1条西 10 丁目　札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区一番町 4-6-1　仙台第一生命タワービルディング 11 階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南 2-14-19　住友生命名古屋ビル 24 階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜 2-5-23　小寺プラザビル4階南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町 1-20　NREG 広島立町ビル5階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内 2-22　香川県弁護士会館3階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神 1-9-17　福岡天神フコク生命ビル 10 階	092(721)0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町 1-75-1　太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048(650)5271
金沢相談室	金沢市本町 2-11-7　金沢フコク生命駅前ビル 12 階	076(234)6650

セゾンのロードアシスタンス（ロードアシスタンス特約）利用規約

ロードアシスタンス全般に関する事項

1．ロードアシスタンスの利用規約について

(1)　本利用規約は、当社が提供するロードアシスタンスに関する事項を規定したものです。
(2)　ロードアシスタンスは、「ロードアシスタンス特約」による応急処置・運搬費用、宿泊費用、移動費用の補償および「ロードアシスタンスサービス」による「レッカーけん引サービス」、「応急処置サービス」、「ガス欠時の給油サービス」、「法律・健康相談サービス」の提供から構成されています。
(3)　「ロードアシスタンス特約」による補償は、ご契約に適用される普通保険約款および特約の規定に従います。
(4)　この利用規約において、走行不能とは、ご契約のお車が事故、故障、トラブルにより自力で走行することができない状態または法令により走行してはいけない状態のことをいいます。天候不順（積雪や凍結などによる道路環境の不具合等）を原因とする走行環境の悪化は走行不能とみなしません。
(5)　ロードアシスタンスサービスによる「レッカーけん引サービス」「応急処置サービス」が提供できない場合であっても、「ロードアシスタンス特約」の補償対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。
<例>・交通事情（渋滞等）、気象状況（台風等）で、当社が「レッカーけん引サービス」の提供を行うことができない場合に、お客様ご自身でレッカーけん引を手配されたときの費用
・離島など、サービス対象外地域での事故により、お客様がご自身でレッカーけん引を手配された場合の費用
(6)　ロードアシスタンスサービスの内容はご案内せずに変更となる場合があります。

2．ロードアシスタンスの対象

対象自動車	(1)　ロードアシスタンスは、**「ロードアシスタンス特約」がセットされているご契約のお車が対象となります。** (2)　「他車運転特約」の対象となる他の自動車や、「ファミリーバイク特約」の対象となる原動機付自転車等は、ロードアシスタンスの対象となりません。 (3)　普通保険約款および特約の規定に従い、ご契約のお車の入替が行われた場合は、車両入替後のお車をご契約のお車として、本利用規約を適用します。
対象者	(1)　ロードアシスタンスは、ご契約のお車に搭乗中の方、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が対象となります。（ただし、法律・健康相談サービスはご契約者、記名被保険者またはこれらの方と同居のご家族が対象となります。） (2)　一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、事故、故障または車両トラブルの前後の状況から搭乗していたとみなされる方は、搭乗中とみなして本利用規約を適用します。 (3)　ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗中の方は、対象となりません。
対象地域	(1)　ロードアシスタンスは、日本国内のみで適用されます。 (2)　一部の離島等の地域では「ロードアシスタンスサービス」を提供できない場合があります。この場合でも、「ロードアシスタンス特約」の規定に従い、特約の補償対象となる損害に対しては、特約による保険金をお支払いします。
対象期間	(1)　ロードアシスタンスは、保険証券記載の保険期間で、かつロードアシスタンス特約がセットされている期間が提供対象期間です。 (2)　保険契約が解約または解除された場合、保険契約が取消しまたは無効となった場合、「ロードアシスタンス特約」が削除された場合は、ロードアシスタンスの対象となりません。

3．ロードアシスタンスを提供できない場合等

(1)　ロードアシスタンスは以下の事項に該当する場合は提供することができません。
①事故、故障または車両トラブルの原因が次のいずれかの場合
ア．ロードアシスタンス対象者の故意または重大な過失
イ．戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
ウ．地震、噴火、津波
エ．核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
オ．エ．に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
カ．イ．からオ．までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
キ．差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
ク．詐欺または横領
ケ．車検切れ
コ．競技、曲技または試験のために使用。これらを行うことを目的とする場所において使用。
サ．危険物を業務として積載すること、または危険物を業務として積載した被けん引自動車をけん引すること。
シ．燃料切れ（ただし、給油サービスについては対象となります。）
②ロードアシスタンス対象者が次の状態でご契約のお車を運転していた場合
ア．無免許
イ．道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態またはこれに相当する状態
ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
③次のいずれかに起因して、ご契約のお車が走行不能となった場合
ア．エンジンの改造、車高の変更等、法令等により禁止されている改造または自動車製造業者が認めていない改造
イ．自動車製造業者の取扱説明書などに示す取扱いと異なる使用または仕様の限度を超える酷使
ウ．ご契約のお車の明らかな整備不良
エ．ご契約のお車を運転すべき者が法令により運転を禁じられた状態にあること
オ．ご契約のお車を運転すべき者が傷害、疾病、免許不携帯、運転困難などの運転者固有の事情により運転できないこと
(2)　ロードアシスタンスによる「レッカーけん引サービス」、「応急処置サービス」、「ガス欠時の給油サービス」をご利用いただく場合は、必

ず事前に当社にご連絡いただくことが必要です。ご連絡がない場合は、サービスの提供を行うことができません。

(注) ロードアシスタンスサービスが提供できない場合であっても、「ロードアシスタンス特約」の補償対象となり、特約による保険金をお支払いできる場合があります。

4．ロードアシスタンスをご利用いただく際のご注意事項

⑴ ロードアシスタンスのご利用にあたっては事前に「事故・ロードアシスタンス受付デスク」にご連絡ください。事前にご連絡頂けない場合で、必要な費用を負担されたときは、必ず領収証等をご提出ください。当社にて妥当と認められる費用については、特約の規定に従い、保険金としてお支払いいたします。

(注１)「事故・ロードアシスタンス受付デスク」の電話番号は、本冊子の裏表紙、保険証券および保険証券に添付いたします「自動車保険ドライバーズカード」に記載しております。「自動車保険ドライバーズカード」は運転免許証と一緒にご携帯ください。

(注２)「事故・ロードアシスタンス受付デスク」は、夜間（17:30～翌朝９:00）および年末年始（12月31日～１月３日の終日）につきましては、当社の業務提携会社で運営しております。当社の業務提携会社で受け付けました内容は、当社へ連絡されます。

⑵ ロードアシスタンスサービスは、当社の提携アシスタンス会社（提携アシスタンス会社からの取次ぎ、手配により、ロードアシスタンスサービスを行うサポート業者を含みます。以下同様とします。）またはＪＡＦを通じて提供します。

⑶ お客様がＪＡＦ会員の場合は、お客様のご了解のもと、原則としてＪＡＦに取次ぎます。なお、ＪＡＦ会員の方がＪＡＦをご利用された場合、現場からもよりの修理工場まで、支払限度額にかかわらずレッカーけん引いたします。また、応急処置のご利用にあたっては、支払限度額を超過する作業料金（部品代、消耗品代を除きます。）を当社が負担します。

⑷ ロードアシスタンスを提供する際、お客様の証券番号等を確認し、ロードアシスタンスの提供に必要な契約内容情報やお客様の情報を、当社の提携アシスタンス会社またはＪＡＦへ提供します。

⑸ 当社へご連絡いただいた際、聞き間違いなどによりお客様にご迷惑をおかけしないよう、通話記録を保存しております。

⑹ 交通事情、気象状況等により、サービスカーの到着に時間がかかる場合または自然災害によりサービスカーが運行できないなどの理由で、ロードアシスタンスサービスが提供できない場合があります。（離島については、ロードアシスタンスサービス対象外となる地域があります。）

⑺ **レッカーによるけん引や応急処置対応の過程で、ご契約のお車の車体等に損傷等が生じる可能性が予測される場合、その損傷等につきロードアシスタンスの提供会社を免責とする趣旨の書類に、お客様の署名をいただく場合があります。**

⑻ ご契約のお車に積載している貴重品、荷物についてはお客様ご自身の責任で管理をいただくようお願いします。万一、紛失、破損などが生じた場合であっても当社または当社の提携アシスタンス会社は一切の責任を負いかねます。

⑼ 当社、当社の提携アシスタンス会社またはＪＡＦからバッテリー点検・交換が必要である旨をご案内したにも関わらず、そのご対応をいただけないまま再度同一のご契約のお車にバッテリー上がりが生じたなど、明らかな整備不良と認められる場合は、ロードアシスタンスサービスの対象外となることがあります。

⑽ 次の費用はすべてお客様のご負担として請求させていただきます。
①ロードアシスタンスの上限を超える費用　②ロードアシスタンス提供範囲外の費用（バッテリーの充電費用等）　③ロードアシスタンス提供後に、ロードアシスタンスの対象ではないことが判明した場合の提供に必要とした費用　④保険期間中に生じた２回目以降のガス欠時の給油サービスにかかる費用（サービスカーの出動料、現場での作業料、ガソリン代など発生する費用の全額がお客様のご負担となります。）

⑾ 相手方のある事故等が原因となってロードアシスタンスを提供し、その費用についてお客様が損害賠償請求権を取得した場合において、当社がロードアシスタンスの費用をお支払いしたときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、お客様が取得した債権の額から、お支払いしていない費用の額を差し引いた額とします。

⑿ ロードアシスタンスをご利用いただいても、次年度のノンフリート等級には影響ありません。

⒀ 健康相談サービスは、お電話によるご相談をお受けするものであり診療医療行為を行うものではありません。また、心身の健康改善および問題解決を保証するものではなく、万一健康状態が悪化した場合であっても、当社および当社の提携アシスタンス会社は一切責任を負いかねます。

⒁ 法律相談サービスは、係争中または訴訟準備中の事案に対してはご相談いただけません。また、弁護士に正式に依頼される場合の費用はお客様のご負担となります。

⒂ 法律・健康相談サービスのご利用状況またはご相談内容によっては、ご利用をお断りさせていただく場合があります。

ロードアシスタンスの内容

応急処置 （応急処置費用） 	(1)　ご契約のお車が事故、故障、トラブルで走行不能となった場合に、**現場で対応可能な応急処置**を行います。 なお、現場で対応可能か否かの判断は、当社、当社の提携アシスタンス会社またはＪＡＦの判断によるものとし、現場で対応できない場合は、レッカー車等で運搬いたします。 <例>バッテリー上がり時のジャンピング作業（ケーブルをつなぎエンジンをスタートすること）、バッテリー点検、カギの開錠（一般キーシリンダーの場合。セキュリティ装置付きの車両はレッカーけん引にて対応します。）、パンク時のスペアタイヤ交換（スペアタイヤがなく、応急修理キットを所持している場合は、その応急修理キットでの応急処置を行います。）、冷却水補充作業、ボルトの締め付け、脱輪引き上げ、バルブ・ヒューズ取替え作業 (2)　対応可能な応急処置であっても、次の費用はお客様のご負担となります。 バッテリー充電代、部品代、消耗品（オイル・冷却水など）代、バルブ・ヒューズ代等、カギ作成費用、季節用タイヤとの交換作業、チェーンの着脱作業（JAF 会員の場合は、JAF をご利用いただくことにより対象となります。）、パンク修理代（JAF 会員の場合は、JAF をご利用いただくことにより対象となります。）、JAF 入会金・年会費、事故・故障・トラブル以外での点検費用 (3)　スタック引き出しの場合において、事前に当社への連絡がなくご自身でロードアシスタンス業者を手配された際の費用については、お支払いの対象外となることがあります。 (4)　お支払いする費用は、**レッカーけん引費用と合計で 15 万円限度**です。 (5)　応急処置の費用については、「応急処置サービス」の提供をもってそのお支払いに代えさせていただくか、「ロードアシスタンス特約」の応急処置費用保険金としてお支払いします。
レッカーけん引 （運搬費用） 	(1)　ご契約のお車の応急処置ができない場合に、走行不能となった場所からお客様指定の修理工場または当社が指定する場所までレッカー車等で運搬を行います。修理工場の指定がない場合、当社が修理工場を紹介し、お客様に搬送先を決定いただくことも可能です。 (2)　レッカーけん引に必要な費用には、修理工場等に搬送するために必要な仮修理を実施した費用、クレーン作業料、保管料を含みます。ただし、お客様都合による修理工場から別の修理工場等他の場所へのレッカーけん引費用は対象外です。 (3)　お客様都合による車両保管費用はお客様のご負担となります。 (4)　お支払いする費用は、**応急処置費用と合計で 15 万円限度**です。 (5)　レッカーけん引の費用については、「レッカーけん引サービス」の提供をもってそのお支払いに代えさせていただくか、「ロードアシスタンス特約」の運搬費用保険金としてお支払いします。

ガス欠時の給油サービス 	(1)　ご契約のお車がガス欠となった場合に、ガソリン（レギュラー、ハイオクにかぎります。）または軽油 10 リットルを無料提供します。（電気自動車の電池切れはもよりの充電施設まで、天然ガス車等の燃料切れはもよりの燃料供給施設等までそれぞれレッカー車等で運搬いたします。） (2)　ご利用は１保険年度に１回かぎり対象となります。 (3)　事前に当社への連絡がなく、ご自身でロードアシスタンス業者を手配された場合の費用については、お支払いの対象外となります。
宿泊費用 （１名につき１万円限度） 	(1)　ロードアシスタンス対象者が、走行不能となった場所において、ご契約のお車がレッカーけん引されたことに伴い、臨時に宿泊せざるを得ない場合に、走行不能となった地のもよりのホテル等に宿泊するときに要する１泊分の客室料を「ロードアシスタンス特約」の規定に従い、宿泊費用保険金としてお支払いします。 (2)　お支払いする宿泊費用保険金は１名につき１万円を限度とし、飲食費用、通信費用は含みません。 (3)　「ロードアシスタンス特約」における応急処置費用、運搬費用の対象外となる場合は、宿泊費用保険金はお支払いしません。
移動費用 （１名につき２万円限度） 	(1)　ロードアシスタンス対象者が、走行不能となった場所において、ご契約のお車がレッカーけん引されたことに伴い、走行不能となった地から次の場所まで合理的な経路および方法で移動するための費用を「ロードアシスタンス特約」の規定に従い、移動費用保険金としてお支払いします。 ①出発地 ②居住地 ③当面の目的地 (2)　お支払いする移動費用保険金は１名につき２万円を限度とします。ただし、タクシーまたはレンタカーを相乗りで利用した場合は、その１台に対し２万円を限度とします。 (3)　謝礼金または謝礼のための贈答品の購入費用、タクシー、バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代や有料道路料金はお支払いの対象外です。 (4)　「ロードアシスタンス特約」における応急処置費用、運搬費用の対象外となる場合は、移動費用保険金はお支払いしません。
法律・健康相談サービス 	(1)　お電話により日常生活の身近なトラブルによる法律相談や、「心」と「体」のお悩みについて健康相談を承ります。（30 分程度） (2)　弁護士や看護師、保健師、臨床心理士等（必要に応じて専門医）が対応します。 (3)　サービスのご利用にあたっては、予約が必要となります。電話受付後、適切な回答者を手配し、スケジュールを調整します。 (4)　法律・健康相談サービスは、当社の提携アシスタンス会社を通じての手配となります。

もしも　事故にあわれたら

事故現場での対応方法と注意するポイント

①ケガ人の救護
負傷者の応急対応と救急車（119番）の手配をします。

②事故車両の移動
事故車両を安全な場所に移動させます。

③警察へ連絡
警察（110番）へ届け出ます。

④状況確認（※）
事故状況と、相手方の連絡先等を確認します。

⑤事故の通知
お車が自力走行できなくなった場合はその場で、
その他の場合は落ち着いたら、事故･ロードアシスタンス
受付デスクへ連絡します。

※事故現場では、責任割合の話やお金のやりとりはしないで、当社にご相談ください。当社にご連絡いただく前に相手方と示談等をされた場合には、保険金が支払われない場合があります。

事故が起こった場合のご連絡先

事故・ロードアシスタンス受付電話番号

通話料無料　**0120-00-2446**（24時間365日受付）

・お電話いただく際には、おかけ間違いのないよう、十分ご注意ください。
・ロードアシスタンスは、ロードアシスタンス特約をセットされているお客様がご利用いただけます。内容等につきましては、本しおりP.213の「セゾンのロードアシスタンス（ロードアシスタンス特約）利用規約」をご参照ください。

ご連絡いただく内容

①証券番号、ご契約者名、住所、TEL
②事故日・時間・場所
③お車の登録番号（ナンバープレートの番号）
④運転者のお名前・生年月日・住所・日中のTEL
⑤事故の状況、届出警察名
⑥相手方の住所･氏名･電話番号等の連絡先（日中のTEL）、
　車種、登録番号、任意保険の保険会社名・TEL
⑦人身事故の場合（※）
　自賠責保険会社名と証明書番号、ケガの程度・入院
　の有無、病院名（TEL）など

※必ず人身事故の届出をお願いいたします。

セゾン自動車火災保険株式会社
本社 〒170-6068 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 TEL:03-3988-2711（代表）
文審2013-3006（2013.7）SU3151-11（2013.9）